

福井県原子力防災計画

(福井県地域防災計画・原子力災害対策編)

(案)

平成26年 月

福井県防災会議

福井県地域防災計画（原子力災害対策編）

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の方針	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格	1
第3 計画の構成	2
第4 計画を定めるに当たっての基本方針	2
第5 計画の周知徹底	20
第6 市町地域防災計画との関連	20
第7 計画の修正	20
第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務	22
第1 福井県	22
第2 県警察	23
第3 関係市町	23
第4 県内全市町	24
第5 第3の市町を管轄する消防局、消防本部	24
第6 県内全消防局、消防本部	24
第7 指定地方行政機関	24
第8 自衛隊	25
第9 指定公共機関および指定地方公共機関	26
第10 その他公共的団体	27
第3節 広域的な活動協力体制	28
第2章 原子力災害事前対策	30
第1節 原子力防災体制の整備	30
第1 基本方針	30
第2 原子力防災対策部会	30
第3 平常時の安全対策	30
第4 緊急事態応急対策等拠点施設の整備	31
第5 緊急事態応急体制の整備	31

第6	広域避難等	33
第7	避難収容活動体制の整備	34
第8	緊急輸送活動体制および交通体制の整備	36
第9	救助・救急、消火および防災活動資機材等の整備等	37
第10	複合災害に備えた体制の整備	38
第11	飲食物の出荷制限、摂取制限等	38
第12	行政機関の業務継続計画の策定	38
第2節	原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員等の届出の受理	39
第1	基本方針	39
第2	原子力事業者防災業務計画に関する協議等	39
第3	原子力防災要員の現況の届出	39
第4	原子力防災管理者または副原子力防災管理者の選解任に係る届出	39
第5	放射線測定設備の設置および原子力防災資機材の現況の届出	39
第3節	原子力防災専門官および地方放射線モニタリング対策官との連携	40
第1	原子力防災専門官との連携	40
第2	地方放射線モニタリング対策官との連携	40
第4節	防災業務関係者の人材育成	41
第1	基本方針	41
第2	県における研修	41
第3	原子力事業者における教育・研修	41
第4	関係市町その他防災関係機関における研修	42
第5節	情報収集・連絡体制等の整備	43
第1	基本方針	43
第2	通信連絡設備等の整備	43
第3	情報収集・連絡・伝達体制の整備	44
第6節	緊急時モニタリング体制の整備	47
第1	基本方針	47
第2	緊急時モニタリング体制の確立	47
第3	緊急時モニタリング計画の作成	47
第4	モニタリング資機材等の整備・維持	47
第5	要員の確保	47
第6	緊急時システム	47
第7	訓練等を通じた測定品質の向上	48

第7節	緊急被ばく医療体制の整備	49
第1	基本方針	49
第2	緊急被ばく医療体制の確立	49
第3	緊急被ばく医療資機材等の整備	51
第4	人材育成等	52
第5	原子力事業者等における体制整備	52
第8節	原子力防災等に関する知識の普及啓発および国際的な情報発信	54
第1	基本方針	54
第2	住民に対する防災知識の普及	54
第9節	原子力防災訓練等の実施	56
第1	基本方針	56
第2	防災訓練の計画策定	56
第3	防災訓練の実施	56
第4	実践的な防災訓練の工夫と事後評価	57
第5	自衛隊、海上保安部等との協議等	57
第6	防災訓練に関する普及啓発	57
第7	防災訓練のための通行規制	57
第8	<u>要配慮者</u> に対する配慮事項	57
第10節	広域的相互応援体制の整備	58
第1	基本方針	58
第2	県内広域相互応援体制	58
第3	県外広域相互応援体制	58
第4	関係機関との協定	59
第5	県警察本部が締結している協定	60
第6	原子力事業者が締結している協定等	61
第11節	原子力発電所上空の飛行規制	62
第1	基本方針	62
第2	国の航空安全確保に関する規制措置	62
第3	県、関係市町および原子力事業者の対応	62
第12節	<u>要配慮者</u> に配慮した原子力災害事前対策	63
第1	基本方針	63
第2	災害応急体制の整備	63
第3	防災知識の普及	63

第4	防災訓練における配慮事項	64
第13節	防災対策資料の整備および防災対策に関する研究等の推進	65
第1	基本方針	65
第2	防災対策資料の整備	65
第3	防災対策に関する研究等の推進	66
第14節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	67
第1	基本方針	67
第2	防災機関の対応	67
第3章	緊急事態応急対策	68
第1節	緊急時の通報連絡	68
第1	基本方針	68
第2	情報収集事態発生時の通報連絡	68
第3	警戒事態（第1段階）発生時の通報連絡	68
第4	災害状況の報告および連絡	69
第5	施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報連絡	70
第6	施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報後の災害状況の 報告および連絡	71
第7	国に対する専門家派遣の要請等	72
第8	全面緊急事態（第3段階）発生時の通報連絡および原子力緊急 事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等	72
第9	通信手段の確保	73
第2節	緊急時活動体制の確立	78
第1	基本方針	78
第2	県の組織動員体制	78
第3	福井県原子力災害警戒本部の設置	81
第4	福井県原子力災害対策本部の設置	84
第5	原子力緊急事態宣言発出後の対応	88
第6	関係市町の動員配備体制	90
第7	指定地方行政機関等の動員配備体制	90
第8	行政機関の業務継続に係る措置	90
第9	原子力被災者生活支援チームとの連携	91
第3節	緊急時モニタリングの実施	95
第1	基本方針	95

第2	<u>緊急時モニタリング等の実施</u>	95
第3	緊急時モニタリングの実施計画の <u>改訂</u> への参画	95
第4	<u>モニタリング結果の共有</u>	95
第5	動員配備の基準	96
第6	<u>緊急時モニタリング要員の要請等</u>	96
第7	福井県モニタリング本部および緊急時モニタリングセンター の組織・運営等	96
第4節	住民等への情報伝達活動	97
第1	基本方針	97
第2	広報の留意事項	97
第3	県の広報体制	97
第4	県が行う広報事項	99
第5	関係市町が行う広報事項	100
第6	県警察が行う広報	101
第7	指定地方行政機関等が行う広報	101
第8	資料の保存	101
第9	相談窓口の開設	101
第10	<u>安否情報の提供</u>	101
第11	災害情報インターネット通信システムの活用	101
第12	<u>要配慮者</u> に対する配慮事項	101
第5節	<u>避難、屋内退避等の防護措置</u>	102
第1	基本方針	102
第2	避難等の防護対策の実施	102
第3	緊急時活動レベル（EAL）に基づく防護活動	103
第4	運用上の介入レベル（OIL）に基づく避難等の措置	107
第5	避難手段	108
第6	避難所等	109
第7	広域避難等	110
第8	住民への情報提供	111
第9	避難状況の確認	111
第10	学校等施設における避難措置	111
第11	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	111
第12	<u>要配慮者</u> に対する配慮事項	111
第13	飲料水、飲食物および生活必需品の供給	111
第14	警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	112
第6節	警備および交通対策	113

第1	基本方針	113
第2	警戒区域の設定等	113
第3	災害警備対策	113
第4	交通規制対策	114
第5	立入制限措置	115
第6	飛行規制措置	116
第7節	救助・救急および消火活動	117
第1	基本方針	117
第2	陸上における救助・救急および消火対策	117
第3	海上における救助・救急対策	118
第4	空からの救助・救急対策	119
第8節	緊急被ばく医療活動	120
第1	基本方針	120
第2	緊急被ばく医療体制	120
第3	緊急被ばく医療措置	125
第4	緊急時の公衆の被ばく線量の実測	127
第5	災害救助法の適用	127
第9節	飲料水および飲食物の摂取制限等	128
第1	基本方針	128
第2	摂取制限等の措置	128
第3	飲料水および飲食物の供給	128
第10節	緊急輸送活動	130
第1	基本方針	130
第2	緊急輸送の順位	130
第3	緊急輸送体制の確立	130
第11節	飲料水、飲食物および生活必需品の供給	132
第1	基本方針	132
第2	飲料水の供給	132
第3	飲食物の供給	132
第4	生活必需品の供給	132
第5	その他の調達方法、受入れ、配付方法等	133
第12節	要配慮者に配慮した応急対策	134
第1	基本方針	134

第2	情報伝達および広報における配慮事項	134
第3	避難における配慮事項	134
第13節	防災業務関係者の安全確保	136
第1	基本方針	136
第2	防災業務関係者の安全確保	136
第3	防護対策	136
第4	防災業務関係者の放射線防護	136
第5	防災業務関係者の医療措置	137
第14節	災害救助法の適用	138
第1	基本方針	138
第2	災害救助法の適用	138
第3	災害救助法の適用基準	138
第4	被災世帯の算定基準	139
第5	災害救助法の適用手続	139
第6	個別適用	139
第15節	広域的応援の対応	144
第1	基本方針	144
第2	応援要請	144
第3	防災活動拠点	145
第4	応援に係る留意事項	145
第16節	自衛隊の災害派遣要請等	147
第1	基本方針	147
第2	派遣要請の実施	147
第3	派遣の内容	147
第4	派遣要請の手続き	147
第5	自主的派遣	148
第6	派遣部隊の受入れ	148
第7	派遣部隊の撤収要請	149
第8	経費の負担区分	149
第9	派遣部隊の被ばく管理	149
第17節	文教対策	150
第1	基本方針	150
第2	学校園施設の休校措置	150
第3	授業再開対策	150

第4	教職員の確保	150
第5	通学路の安全確保	150
第6	児童生徒・教職員の精神保健対策	150
第7	その他の対策	151
第18節	ボランティア等の受入	152
第1	基本方針	152
第2	災害時ボランティア活動の制限	152
第3	災害時ボランティア活動の開始	152
第4	災害時ボランティアの受入体制	152
第5	災害時ボランティアの活動体制	152
第6	国民等からの義援物資、義援金の受入	152
第4章	原子力災害中長期対策	154
第1節	基本方針	154
第2節	現地事後対策連絡会議への職員派遣	154
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	154
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	154
第5節	各種制限措置の解除	154
第1	県の措置	154
第2	関係市町の措置	155
第6節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	155
第7節	損害賠償請求等	155
第1	災害地域住民の登録	155
第2	損害調査	155
第3	諸記録の作成	155
第8節	被災者等の生活再建等の支援	156
第9節	風評被害等の影響の軽減	156

第10節	住民相談体制の整備	156
第11節	被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援	156
第12節	心身の健康相談体制の整備	157
第13節	物価の監視	157
第14節	復旧・復興事業からの暴力団排除	157

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の方針

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）および原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、原災法第 2 条第 3 号の規定に基づく原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により、放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害（以下「原子力災害」という。）の発生および拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行により、住民の生命、身体および財産を原子力災害から保護することを目的とする。

なお、この計画は、その他の放射性物質または放射線の放出事故に際しても、これに準じて措置するものとする。

第 2 計画の性格

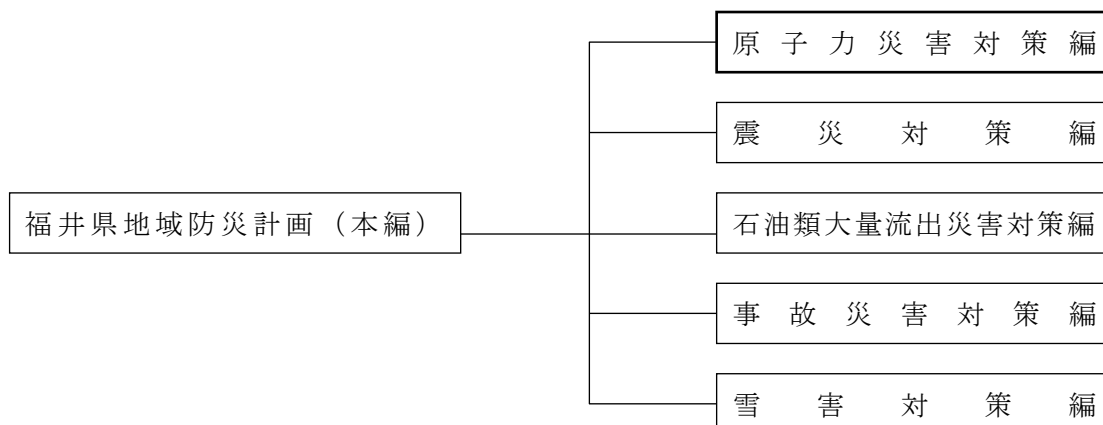
(1) 福井県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、福井県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編および原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針（以下「指針」という。）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

県等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

(2) 福井県地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「福井県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「福井県地域防災計画（本編）」に準拠するものとする。



(3) 計画の作成または修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成または修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、指針を遵守するものとする。

第3 計画の構成

この計画の構成は、次の4章からなる。

第1章 総 則

第2章 原子力災害事前対策

第3章 緊急事態応急対策

第4章 原子力災害中長期対策

第4 計画を定めるに当たっての基本方針

(1) 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質および放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

ア 放射性物質または放射線の放出

原子力施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（エアロゾル）等がある。これらは、気体状または粒子状の物質を含んだ空気の一団（プルーム）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度が低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長時間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流失した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものでなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

イ 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

(ア) 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

(イ) 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

(2) 原子力災害対策重点区域の設定

本県において、原子力防災資機材、環境モニタリング設備および通信連絡設備の整備、避難対

策の確立等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲については、原子力事業者が、原災法第2条第4号の規定に基づく原子炉の運転等を行う工場または事業所（以下「原子力事業所」という。）を対象に、指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定めるものとする。

ア 予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone。以下「PAZ」という。）

原子力事業所からおおむね半径5kmの範囲

イ 緊急時防護措置を準備する区域（Urgent Protective Action Planning Zone。以下「UPZ」という。）

原子力事業所からおおむね半径30kmの範囲

この考え方を踏まえ、本県において、原子力災害対策重点区域を包括する市町（以下「関係市町」という。）は表1のとおりとする。

表1

原子力事業所	PAZ 関係市町 (おおむね5km圏)	UPZ 関係市町 (おおむね30km圏)
日本原子力発電(株)敦賀発電所 (独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター	敦賀市	敦賀市、美浜町、南越前町、 越前市、越前町、若狭町、 小浜市、池田町、鯖江市、 福江市
(独)日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター	敦賀市、美浜町	敦賀市、美浜町、南越前町、 越前市、越前町、若狭町、 小浜市、池田町、鯖江市、 福江市
関西電力(株)美浜発電所	美浜町、敦賀市	美浜町、敦賀市、若狭町、 南越前町、小浜市、越前市、 越前町
関西電力(株)大飯発電所	おおい町、小浜市	おおい町、小浜市、高浜町、 若狭町、美浜町
関西電力(株)高浜発電所	高浜町	高浜町、おおい町、小浜市、 若狭町

本県の原子力事業所の概要は、別表1のとおりである。

(3) 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備および実施

ア 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備および実施

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設の状態が後述の緊急事態区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移等に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置として屋内退避を

原則実施する。

イ 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、U P Zを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、後述の防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

(4) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

ア 緊急事態の段階

緊急事態においては、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要であることから、緊急事態への対応の状況を、準備段階、初期対応段階、中期対応段階または復旧段階に区分する。

(ア) 準備段階

原子力事業者、国、県、市町等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で検証・評価し、改善する。

(イ) 初期対応段階

情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う。

(ロ) 中期対応段階

放射性物質または放射線の影響を適切に管理し、環境放射線モニタリングや解析により放射線の状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。

(ハ) 復旧段階

被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

イ 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方

緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、I A E A等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階において、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行するための意思決定の体制を構築する。

(ア) 緊急事態区分および緊急時活動レベル（E A L）

① 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めるため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態（第1段階）、施設敷地緊急事態（第2段階）および全面緊急事態（第3段階）の3段階に区分する。

【警戒事態（第1段階）】

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。））、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者および安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難など、早期に実施が必要な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、県、P A Z 関係市町および関係防災機関は、P A Z 内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手する。

【施設敷地緊急事態（第2段階）】

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、県、関係市町および関係防災機関は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、P A Z 内において、施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始するとともに、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備する。

【全面緊急事態（第3段階）】

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、県、関係市町および関係防災機関は、P A Z 内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じる。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、U P Z 内においても、P A Z 内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる。

② 具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「E A L」という。）を設定する。

原子力施設ごとのE A Lは、原子力規制委員会が示すE A Lの枠組みに基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において設定する。原子力規制委員会が示す緊急事態区分を判断するE A Lの枠組みの内容は、指針によるものとし、その区分は表2のとおりとする。

表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域において、火災または溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統または機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>⑬ 福井県において、大津波警報が発令された場合</p> <p>⑭ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</p> <p>⑮ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)</p> <p>⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)による注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続すること。</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫ 原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
<p>全面緊急事態 (第3段階)</p>	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、または当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、
関西電力(株)高浜発電所】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>⑫ 福井県において、大津波警報が発令された場合</p> <p>⑬ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
<p>全面緊急事態 (第3段階)</p>	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、または当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

3. ナトリウム冷却型高速炉（規制法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【(独) 日本原子力研究開発機構高速増殖炉研究開発センター】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	<p>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>② 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>④ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑥ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失する恐れがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑦ 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>⑧ 福井県において、大津波警報が発令された場合</p> <p>⑨ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</p> <p>⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）</p> <p>⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<p>① <u>原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</u></p> <p>② <u>原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</u></p> <p>③ <u>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第9号)第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第10号)第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分以上)継続すること。</u></p> <p>④ <u>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</u></p> <p>⑤ <u>原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</u></p> <p>⑥ <u>使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</u></p> <p>⑦ <u>原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</u></p> <p>⑧ <u>原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</u></p> <p>⑨ <u>火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</u></p> <p>⑩ <u>原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。</u></p> <p>⑪ <u>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</u></p> <p>⑫ <u>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</u></p> <p>⑬ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</u></p>

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
<p>全面緊急事態 (第3段階)</p>	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）によって原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>③ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>⑦ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>⑧ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、または当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑨ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑫ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

4. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。

【(独) 日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	<p>① <u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u></p> <p>② <u>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</u></p> <p>③ <u>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</u></p> <p>④ <u>原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</u></p> <p>⑤ <u>重要区域において、火災または溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</u></p> <p>⑥ <u>福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合</u></p> <p>⑦ <u>福井県において、大津波警報が発令された場合</u></p> <p>⑧ <u>国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</u></p> <p>⑨ <u>当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）</u></p> <p>⑩ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合</u></p>

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<p>① <u>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項または研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続すること。</u></p> <p>② <u>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</u></p> <p>③ <u>使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</u></p> <p>④ <u>原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</u></p> <p>⑤ <u>原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</u></p> <p>⑥ <u>火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</u></p> <p>⑦ <u>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</u></p> <p>⑧ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</u></p>

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
<u>全面緊急事態 (第3段階)</u>	<p>① <u>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項または研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</u></p> <p>② <u>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</u></p> <p>③ <u>使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、または当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</u></p> <p>④ <u>原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</u></p> <p>⑤ <u>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</u></p> <p>⑥ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</u></p>

(イ) 運用上の介入レベル（O I L）

① 基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には原子力施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県および関係市町等は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。

これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。

さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

② 具体的な基準および防護措置の内容

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「O I L」という。）を設定する。

防護措置を実施する国および地方公共団体においては、緊急時モニタリングの結果をO I Lに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく必要がある。

各種防護措置に対応するO I Lの初期設定値は、指針によるものとし、その内容は表3のとおりとする。

表3 O I Lと防護措置

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線:40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
β 線:13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)						
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	O I L 6 (Bq/Kg)	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300	2,000 ^{※8}	
			放射性セシウム	200	500	
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1	10	
ウラン	20	100				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射

線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第5 計画の周知徹底

この計画は、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関に対し周知徹底するとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。

また、各機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第6 市町地域防災計画との関連

市町が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成または修正するに当たっては、この計画を基本とし、抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、市町の地域防災計画（原子力災害対策編）の作成または修正に協力するものとする。

第7 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、国の防災基本計画の修正や指針の改定が行われた場合など、修正する必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

防災関係機関は、修正を必要とする場合は修正事項を福井県防災会議に提出するものとする。

別表1(本節第4関係)

福井県の原子力事業所設置概要

(平成25年4月1日現在)

	原子力事業所	号機	所在地	炉型	認可出力 (万kW)	電調審 決定年月	原子炉設置 許可年月日	着工 年月日	営業(本格)運転 開始年月日
運 転 中	日本原子力発電(株) 敦賀発電所	1号機	敦賀市明神町	BWR	35.7	S.40.5	S.41.4.22	S.42.2	S.45.3.14
		2号機	〃	PWR	116.0	S.53.12	S.57.1.26	S.57.3	S.62.2.17
	関西電力(株)美浜発電所	1号機	美浜町丹生	〃	34.0	S.41.4	S.41.12.1	S.42.8	S.45.11.28
		2号機	〃	〃	50.0	S.42.12	S.43.5.10	S.43.12	S.47.7.25
		3号機	〃	〃	82.6	S.46.6	S.47.3.13	S.47.7	S.51.12.1
	関西電力(株)大飯発電所	1号機	おおい町大島	〃	117.5	S.45.10	S.47.7.4	S.47.10	S.54.3.27
		2号機	〃	〃	117.5	S.45.10	S.47.7.4	S.47.11	S.54.12.5
		3号機	〃	〃	118.0	S.60.1	S.62.2.10	S.62.3	H.3.12.18
		4号機	〃	〃	118.0	S.60.1	S.62.2.10	S.62.3	H.5.2.2
	関西電力(株)高浜発電所	1号機	高浜町田ノ浦	〃	82.6	S.44.5	S.44.12.12	S.45.4	S.49.11.14
		2号機	〃	〃	82.6	S.45.5	S.45.11.25	S.46.2	S.50.11.14
		3号機	〃	〃	87.0	S.53.3	S.55.8.4	S.55.11	S.60.1.17
		4号機	〃	〃	87.0	S.53.3	S.55.8.4	S.55.11	S.60.6.5
小計				13基	1,128.5				
建 設 中	(独)日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター		敦賀市白木	FBR	28.0	S.57.5	S.58.5.27	S.60.9	未定
		小計			1基	28.0			
準 建 備 設 中	日本原子力発電(株) 敦賀発電所	3号機	敦賀市明神町	PWR	153.8				
		4号機	〃	〃	153.8				
小計				2基	307.6				
中 廃 止 措 置	(独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター		敦賀市明神町	ATR	16.5		S.45.11.30	S.46.8	S.54.3.20 H.15.3.29 運転終了
		小計			1基	16.5			
合計				17基	1,480.6				

BWR (Boiling Water Reactor) : 沸騰水型軽水炉

PWR (Pressurized Water Reactor) : 加圧水型軽水炉

ATR (Advanced Thermal Reactor) : 新型転換炉

FBR (Fast Breeder Reactor) : 高速増殖炉

(注) ① 着工年月は、工事計画認可の月とした。

② 高速増殖炉研究開発センターの電調審決定年月は、閣議了解の月とした。

③ 高速増殖炉研究開発センターは、平成7年12月8日に2次主冷却系ナトリウム漏えい事故が発生したため、本格運転開始の予定年月日を「未定」としている。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務

原子力防災に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務または業務は、福井県地域防災計画（本編）第1章第4節に定める「防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」を基礎とし、次のとおりとする。

機関名	連絡の窓口	事務または業務
第1 福井県	危機対策・ 防災課 (担当課は 別に定める)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福井県防災会議原子力防災対策部会に関する事務 (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官および地方放射線モニタリング対策官との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及および啓発 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器および諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握および伝達 (12) 福井県原子力災害警戒本部および原子力災害対策本部に関する事務 (13) 環境放射線モニタリングの実施および結果の公表 (14) 広報 (15) 住民の退避・避難、立入制限等 (16) 救助・救急および消火に関する資機材の確保および応援要請 (17) 緊急時医療措置に関する事務 (18) 飲食物等の摂取制限等 (19) 緊急輸送および必要物資の調達 (20) 飲料水、飲食物および生活必需品の供給 (21) 防災業務関係者の被ばく管理 (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請および受入れ (23) 災害救助法の適用 (24) 義援金、義援物資の受入れおよび配分 (25) 広域応援の要請および受入れ (26) 文教対策 (27) ボランティアの受入れ (28) 汚染の除去等 (29) 各種制限措置の解除 (30) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (31) 風評被害等の影響の軽減 (32) 住民相談体制の整備 (33) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (34) 心身の健康相談体制の整備 (35) 物価の監視 (36) 関係市町の原子力災害対策に関する指示、指導、助言および協力 (37) 関係市町を除く市町への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等 (38) 隣接府県等への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等

	教 育 庁	(1) 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導 (2) 原子力災害時における児童・生徒の退避および避難に関する体制の確立と実施 (3) 退避（避難）施設としての協力
第2 県警察	警 備 課	(1) 周辺地域に関する情報収集 (2) 周辺住民および一時滞在者への情報伝達 (3) 避難の誘導および屋内退避の呼び掛け (4) 交通の規制および緊急輸送の支援 (5) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持
第3 関係市町	防災担当課	(1) 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理（原子力事業所が所在する市町（以下「所在市町」という。）） (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議に係る県からの意見聴取に対する回答および原子力防災要員の現況等の届出の写しの受理（所在市町を除く関係市町） (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収（所在市町） (4) 原子力防災専門官および地方放射線モニタリング対策官との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及・啓発 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器および諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握および伝達 (12) 災害対策本部等に関する事務 (13) 緊急時における国、県等との連絡調整 (14) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力 (15) 広報 (16) 退避および避難に関する計画に関すること (17) 住民の退避・避難、立入制限、救助等 (18) 緊急時医療措置に関すること (19) 飲食物等の摂取制限等 (20) 緊急輸送および必要物資の調達 (21) 飲料水、飲食物および生活必需品の供給 (22) 防災業務関係者の被ばく管理 (23) 災害救助法の要請 (24) 義援金、義援物資の受入れおよび配分 (25) 広域応援の要請および受入れ (26) 文教対策 (27) 汚染の除去等 (28) 各種制限措置の解除 (29) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (30) 風評被害等の影響の軽減 (31) 住民相談体制の整備 (32) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (33) 心身の健康相談体制の整備 (34) 県の行う原子力災害対策に対する協力

第4 県内全市町	防災担当課	(1) 関係市町の応援 (2) 避難誘導の援助 (3) 広域避難所の開設 (4) 広報
第5 第3の市町を管轄する消防局、消防本部 〔以下「関係消防本部」という。〕	警防担当課	(1) 緊急時における県・市町等との連絡調整 (2) 住民の避難誘導、救助・救急等 (3) 救急搬送に関すること (4) 緊急消防援助隊の受入れに関すること
第6 県内全消防局、消防本部	警防担当課	(1) 福井県広域消防相互応援協定に基づく業務

第7 指定地方行政機関

1 中部管区警察局	広域調整第二課	(1) 管区内県警察の指導、調整に関すること (2) 他管区警察局との連携に関すること (3) 関係機関との協力に関すること (4) 情報の収集および連絡に関すること (5) 警察通信の運用に関すること
2 北陸総合通信局	総務課	(1) 電波の統制管理および有線電気通信の監理 (2) 原子力災害時における非常無線通信の運用監督
3 北陸財務局 (福井財務事務所)	総務課	(1) 地方公共団体に対する災害復旧事業債および地方短期資金(災害つなぎ資金)の貸付 (2) 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 (3) 原子力災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 (4) 避難場所等として利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舍)の情報収集および情報提供
4 近畿厚生局	総務課	(1) 国立病院の避難施設等の整備と防災訓練の指導 (2) 原子力災害時における国立病院収容患者の医療等の指示調整 (3) 原子力災害時における負傷者等の国立病院における医療・その他救助の指示
5 福井労働局	総務課	(1) 原子力事業所の労働者の被ばく管理および労働災害防止に関する監督指導 (2) 原子力災害時における労働災害調査の実施および被災労働者の労災補償
6 北陸農政局 (福井地域センター)	企画調整室 農政推進グループ	(1) 農産物・農地の汚染対策および除染措置の指導 (2) 原子力災害時における主米穀および応急用食料等の確保と引渡
7 近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	企画調整課	(1) 国有林における汚染対策
8 近畿経済産業局	総務課	(1) 原子力災害の情報収集および対応に関する協力 (2) 電力・ガスの供給の確保および復旧支援 (3) 防災関係物資や生活必需品、燃料等の適正な価格による円滑な供給の確保 (4) 中小企業対策等、原子力災害対応のうち経済産業省の所掌に関する対応

9	中部経済産業局 (電力・ガス事業北陸支局)	総務課	(1) 原子力災害の情報収集及び対応に関する協力 (2) 電気の応急・復旧
10	近畿地方整備局 (福井河川国道事務所)	防災課	(1) 一般国道(指定区間)の管理
11	北陸地方整備局 (敦賀港湾事務所)	沿岸防災対策室	(1) 港湾区域内の直轄港湾施設および防災施設の整備
12	中部運輸局 (福井運輸支局)	総務企画担当	(1) 原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請 (2) 原子力災害時における船舶の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整 (3) 原子力災害時における施設等の選定および収用の協力要請 (4) 原子力災害における自動車運送事業者に対する輸送協力要請 (5) 原子力災害時における自動車の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調達 (6) 原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導
13	大阪航空局 (小松空港事務所)	管理課	(1) 原子力災害時における飛行場使用に関する相互調整
14	東京管区气象台 (福井地方气象台)	防災担当	(1) 気象状況の把握 (2) 気象に関する資料・情報の提供
15	第八管区海上保安本部 (敦賀海上保安部)	警備救難課	(1) 海難救助、海上における安全および治安の確保、船舶交通の規制 (2) 海上におけるモニタリング支援 (3) 海上における緊急輸送

第8 自衛隊

1	陸上自衛隊	中部方面 総監部 防衛部 防衛課 運用室 第14 普通科連隊 第3科	(1) モニタリング支援 (2) 被害状況の把握 (3) 避難の援助 (4) 避難者等の搜索救助 (5) 消防活動 (6) 救護 (7) 人員および物資の緊急輸送 (8) スクリーニングおよび除去 (9) その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの
2	海上自衛隊	舞鶴地方 総監部 防衛部	
3	航空自衛隊	第6航空団 防衛部	

第9 指定公共機関および指定地方公共機関

1	西日本電信電話(株)	福井支店	(1) 原子力災害時における有線通信の確保
2	日本赤十字社	福井県支部	(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施 (2) 原子力災害時における義援金の受付
3	日本郵便(株)	北陸支社	(1) 原子力災害時における郵便業務の確保 (2) 原子力災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび救護対策 (3) 原子力災害時における郵便局の窓口業務の維持
4	(株)NTTドコモ北陸支社	福井支店	(1) 原子力災害時における被災移動通信施設の復旧
5	KDDI(株)	北陸総支社	(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧
6	ソフトバンクモバイル(株) ソフトバンクテレコム(株)	地域総務部(北陸) 地域総務部(北陸)	(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧
7	(一社)福井県医師会		(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施
8	公共交通機関 ・西日本旅客鉄道(株) ・えちぜん鉄道(株) ・京福バス(株) ・福井鉄道(株)	金沢支社	(1) 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
9	自動車輸送機関 ・日本通運(株) ・福山通運(株) ・佐川急便(株) ・ヤマト運輸(株) ・濃飛西濃運輸(株)	福井支店 福井支店 本社(中日本) 福井主管支店 福井支店	(1) 災害対策用物資の輸送
10	中日本高速道路(株) 金沢支社	敦賀保全・サービスセンター	(1) 原子力災害時における道路交通の確保等
11	西日本高速道路(株) 関西支社	福知山高速道路事務所	(1) 原子力災害時における道路交通の確保等
12	報道機関 ・日本放送協会福井放送局 ・福井放送(株) ・福井テレビジョン放送(株) ・福井エフエム放送(株)		(1) 原子力防災に関する知識の普及の協力 (2) 原子力災害時における広報 (3) 災害情報および各種指示等の伝達

<p>13 電力関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西電力（株） ・日本原子力発電（株） ・（独）日本原子力研究開発機構 <ul style="list-style-type: none"> ・北陸電力（株） 	<p>原子力事業本部 敦賀発電所 敦賀本部</p> <p>福井支店</p>	<p>(1) 原子力事業者防災業務計画の作成および修正 (2) 原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営 (3) 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 (4) 緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設および設備の整備点検 (5) 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 (6) 関係機関との連携 (7) 緊急時における通報および報告 (8) 緊急時における応急措置 (9) 緊急事態応急対策 (10) 原子力災害事後対策の実施 (11) その他、県および関係市町が実施する原子力災害対策への積極的な協力</p> <p>(1) 緊急時モニタリングの協力（国の要請による） (2) その他、県および関係市町が実施する原子力災害対策への積極的な協力</p>
<p>14 研究機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（独）日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター ・（独）放射線医学総合研究所 		<p>(1) 原子炉工学、放射線防護等の専門家による事故事象の評価・検討および緊急事態応急対策への技術的支援 (2) 緊急時モニタリング要員および機器の動員 (3) 原子力防災に関する研修 (4) 原子力防災訓練への参画</p>
<p>15 （公財）福井原子力センター</p>		<p>(1) 原子力防災に関する知識の普及 (2) 県・市町が実施する災害応急対策への協力</p>
<p>16 ガス関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（一社）福井県エルピーガス協会 		<p>(1) 原子力災害時における施設の整備、防災管理 (2) 原子力災害時におけるガス供給の確保</p>

第10 その他公共的団体

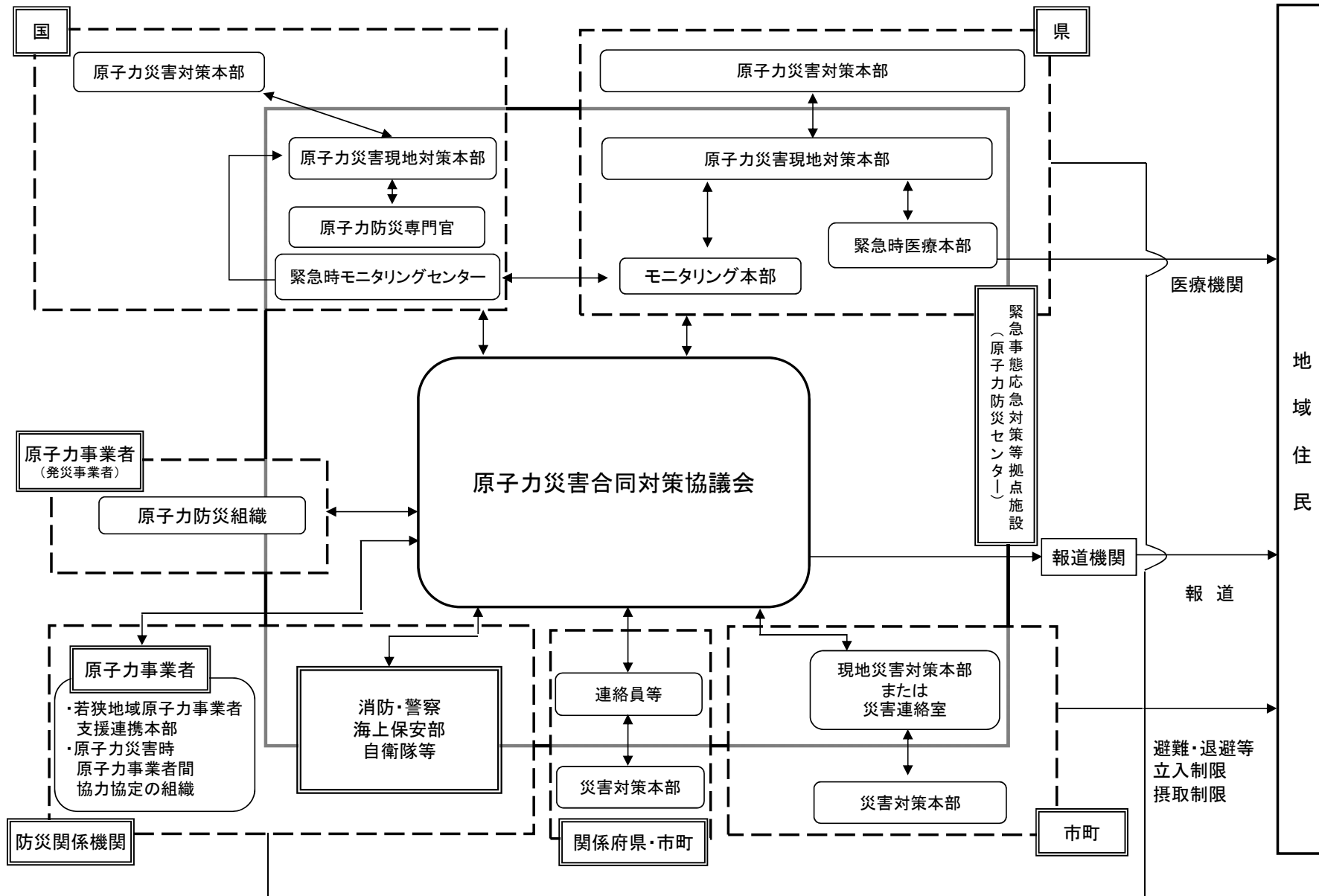
<p>1 農業協同組合</p>		<p>(1) 農産物の出荷制限等応急対策の指導 (2) 食糧供給支援 (3) 有線放送設備等を利用したの広報活動等の協力</p>
<p>2 森林組合</p>		<p>(1) 林産物に関する対策の指導</p>
<p>3 漁業協同組合</p>		<p>(1) 漁船等への広報協力 (2) 水産物の出荷制限等応急対策の指導</p>
<p>4 商工会議所・商工会</p>		<p>(1) 救助用物資および復旧資材の確保、協力ならびにあっせん</p>
<p>5 学校法人</p>		<p>(1) 原子力防災に関する知識の普及および指導 (2) 原子力災害時における児童・生徒の退避・避難に関する体制の確立および実施 (3) 退避（避難）施設としての協力</p>

第3節 広域的な活動協力体制

原子力災害の特殊性に鑑み、国、国から派遣される専門家、原災法第30条第2項の規定に基づく業務を行う原子力防災専門官（以下「原子力防災専門官」という。）、地方放射線モニタリング対策官、県、市町、原子力事業者その他防災関係機関等が相互に協力し、広範な活動体制を整え、強力に対処するものとする。

その体制の概念は、別図1に示す「防災対策図（概念図）」のとおりとする。

別図1(第3節関係)
防災対策図(概念図)



第2章 原子力災害事前対策

第1節 原子力防災体制の整備

第1 基本方針

災害対策活動を円滑に実施するため、原子力事業所に事故が発生し、その影響が原子力災害対策重点区域の範囲に及びまたは及ぶおそれがある場合（以下「緊急時」という。）に対する備えが重要であるため、機能的な活動体制の整備を図る。

第2 原子力防災対策部会

県は、原子力防災対策を審議するため、福井県防災会議に原子力防災対策部会を設置するものとする。また、原子力防災対策部会は、次の事業を行うものとする。

- (1) 原子力防災対策の樹立に必要な資料の収集
- (2) 原子力防災対策の樹立に必要な専門家の意見の聴取
- (3) 地域住民に正確な知識の普及と啓発を行うための広報資料等の調査検討
- (4) 原子力防災対策の検討と計画の立案
- (5) その他原子力防災に関する必要な調整

第3 平常時の安全対策

平常時から施設および周辺の状況を把握し、緊急時における対応を迅速かつ的確に実施するため、次の安全対策を講ずるものとする。

- (1) 県および関係市町は、原子力災害を未然に防止するため、原災法第7条第1項の規定に基づき原子力事業者が作成した「原子力事業者防災業務計画」、原子力事業者と締結した「原子力発電所周辺環境の安全確保に関する協定」等を活用し、原子力事業所およびその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努めるものとする。
- (2) 県は、関係機関と緊密な連携のもとに、周辺環境の安全を確認するため環境放射線の監視および温排水の影響調査を実施するとともに、その測定結果を福井県環境放射能測定技術会議において検討、評価するものとする。
- (3) 県は、関係市町長、関係機関の代表者等を委員とする「福井県原子力環境安全管理協議会」を随時開催し、県内における原子力事業所周辺地域の環境放射能および温排水ならびに原子力発電所の運転・管理について、その状況を的確に把握することにより、環境の安全を確認するものとする。
- (4) 原子力事業者は、原子力発電所の運転等に際しては、原災法、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日法律第166号、以下「原子炉等規制法」という。）等、原子力関係法令を遵守し、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質または放射線の放出により住民等に影響が及ぶことがないよう安全を確保するとともに、「原子力発電所周辺環境の安全確保に関する協定」等を遵守するものとする。
- (5) 県および所在市町は、必要に応じ、原災法第31条および第32条第1項の規定に基づく原子

力事業者から報告の徴収および適時適切な立入検査を実施することなどにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

なお、立入検査を実施する県および所在市町の職員は、知事および所在市町長から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

第4 緊急事態応急対策等拠点施設の整備

- (1) 県は、原災法第12条第1項の規定に基づく緊急事態応急対策等拠点施設（以下「原子力防災センター」という。）の指定または指定の変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。
- (2) 県は、国の協力を得て、所在市町に原子力防災センターを整備するとともに、国と共同して非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器、環境モニタリング情報等の所要の機器を整備するものとする。
- (3) 県は、平常時から国、所在市町、原子力事業者等と協力して、それぞれの役割と責任に応じて、過酷事故においても継続的に活動することのできる原子力防災センターの施設、設備、資機材、資料等について適切に維持・管理に努めるものとする。
- (4) 県は、国、関係市町、原子力事業者等と連携して、当該施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から教育・訓練等に活用するものとする。
- (5) 県は、国の協力を得て、放射線の防護対策や水道、電源等の自立供給対策を行い、原子力防災対策の拠点施設として原子力防災センターの強化を図るものとする。
- (6) 県は、国の協力を得て、原子力防災センターが自然災害等で機能不全になったときに備え、代替施設を整備するものとする。

また、県は、国の協力を得て、原子力防災センターから代替施設への移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。

第5 緊急事態応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

(1) 応急活動のためのマニュアル作成

県は、国と協議の上、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員および関係市町その他防災関係機関に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(2) 職員の参集体制

県、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関は、速やかに職員が参集し、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、それぞれの機関の実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

(3) 職員の配備体制等

県は、緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するため、第3章第2節第2(1)の表1に示す配備基準に基づく配備体制および動員体制を整備するとともに、原子力災害警戒本部、原子力災害対策本部等の設置基準、設置場所、組織、事務分掌、職員の派遣方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡および指示のための情報伝達方法と、意志決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

(4) 原子力防災センターにおける立ち上げ準備体制

県は、原子力災害警戒本部を設置した場合、直ちに国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と協力して、原子力防災センターにおける立ち上げ準備を行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制および必要な資機材の整備を図るものとする。

(5) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

県は、国が原子力防災センターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する場合、これに県の職員を迅速に派遣するため、現地に配置される原子力防災専門官等と協議して、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、原子力防災センターへの派遣手段等を定めておくものとする。

(6) 原子力防災センターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

ア 県は、原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）発出後、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係市町、原災法第7条第2項に定める関係周辺都道府県（以下「関係府県」という。）等とともに、同法第23条第1項の規定に基づく原子力災害合同対策協議会（以下「原子力災害合同対策協議会」という。）を組織し、原子力防災センターに設置するものとする。

このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員およびその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

イ 原子力防災センターに設置される原子力災害合同対策協議会のもとに、原子力災害が発生した原子力事業所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係市町、関係府県、原子力事業者その他防災関係機関のそれぞれの職員が配置されることとされており、県は、それぞれの機能班に配置する職員およびその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

(7) 長期化に備えた動員体制

県は、国、関係市町、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

(8) 防災関係機関相互の連携体制

県は、国の担当省庁、原子力防災専門官、関係府県、関係市町、自衛隊、県警察、関係消防本部、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者その他の防災関係

機関と平常時から緊密な連携を保ち、相互に情報交換を行い、また、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定めるなど、原子力防災体制の整備・強化を図るものとする。

(9) 国の専門家の派遣要請手続および受入体制

県は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ、国に対して事態把握のために原子炉、放射線防護等に関する専門家の派遣を要請するための手続きおよび受入体制の整備を図るものとする。

(10) 放射性物質による環境汚染への対処

県は、国、市町、原子力事業者およびその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所および放射性物質に汚染された廃棄物等の保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

(11) 警察災害派遣隊の受入体制

県警察は、情報収集、救出救助、交通規制、行方不明者の捜索、検視・身元確認、治安の維持等を行う警察災害派遣隊の受入体制の整備を図るものとする。

(12) 緊急消防援助隊の受入体制

県は、国および関係消防本部と協力し、緊急消防援助隊による人命救助活動等を行うための受入体制の整備を図るものとする。

(13) 自衛隊への派遣要請手続きおよび受入体制

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行うことができるようあらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法、自衛隊の参集拠点等を明確にし、受入体制の整備を図るものとする。

原子力緊急事態宣言発出後に国が要請した自衛隊の受入体制についても、同様とする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。

(14) 迅速かつ円滑な災害応急対策および災害復旧への備え

ア 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

イ 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関および民間事業者との連携に努めるものとする。

ウ 県は、避難所、備蓄等の防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第6 広域避難等

県は、関係市町の住民が行う原子力事業所から30km圏外への避難（以下「広域避難」という。）について、住民の避難が迅速かつ円滑に行われるよう、国が示す方針および関係市町との協議を基に、避難先、一時集合施設、避難車両中継所等を要綱で定めるものとする。

避難先からの更なる避難を避けるため、広域避難先は原子力災害対策重点区域外とする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の広域避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

第7 避難収容活動体制の整備

(1) 避難計画の策定

県は、関係市町に対し、国、関係機関および原子力事業所の協力の下、屋内退避および避難誘導計画の策定について支援するものとする。

(2) 避難所等の整備等

ア 避難所等の整備

県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所および避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言するものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるよう助言するものとする。

また、県は、関係市町に対し、指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言するものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。

イ 避難誘導用・移送用資機材・車両等の確保

県は、関係市町等と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

ウ コンクリート屋内退避施設の整備

県は、関係市町に対しコンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備について助言するものとする。

エ 応急仮設住宅の供給体制等の整備

県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

オ 救助に関する施設等の整備

県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立ならびに労務、施設、設備、物資および資金の整備に努めるものとする。

カ 被災者支援の仕組みの整備

県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

キ 避難所における設備等の整備

県は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、間仕切りなど、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設および設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、掲示板等の機器の整備を図るものとする。

ク 物資の備蓄に係る整備

県は、指定された避難所またはその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

(3) 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県および関係市町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒および学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、県は関係市町と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

(4) 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県および関係市町と連携し、避難誘導に係る計画の作成および訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画および訓練とするよう努めるものとする。

(5) 住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、関係市町が屋内退避または避難のための立退きの勧告または指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係市町に対し助言するものとする。

(6) 居住地以外の市町に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

県は、国と連携し、居住地以外の市町に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

(7) 警戒区域を設定する場合の計画の策定

県は、市町が警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとし、警戒区域における立入規制に必要な資機材（パイプ柵等）の活用および周辺道路の状況について十分に配慮するよう助言するものとする。

(8) 避難所等、避難方法等の周知

県は、関係市町に対し、自家用車による避難に備え、住民に対し避難先を十分周知するよう助言するものとする。また、スクリーニング（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤の配布等の場所、避難誘導方法（自家用車の利用、バス等で避難する場合の一時集合場所、緊急避難に伴う交通誘導、貴重品の持ち出し、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係市町、防災業務関係者および対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係市町および原子力事業者と連携の上、情報収集事態（所在市町で震度5弱または震度5強の地震が発生した場合（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。）および警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

- (9) 要配慮者に対する退避等体制については、本章第12節「要配慮者に配慮した原子力災害事前対策」によるものとする。

第8 緊急輸送活動体制および交通体制の整備

- (1) 県は、国、関係市町、県警察その他防災関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。
- (2) 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）および集積拠点について把握し、点検するものとする。また、県は、国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、県警察その他関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。
- (3) 県は、県の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。また、県警察は、災害対策基本法第76条第1項および道路交通法に基づく交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等との間に締結した協定に基づき、交通誘導等応急対策業務の実施に努めるものとする。
- (4) 県および県警察は、国、関係市町の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実に努めるものとする。
- (5) 県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を県警察その他関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関および住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。
- (6) 県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施および物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用に関する体制整備を図るものとする。
- (7) 県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。
- (8) 県および県警察は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、その普及を図るものと

する。

第9 救助・救急、消火および防災活動資機材等の整備等

(1) 救助・救急活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、関係市町および関係消防本部と協力し、ヘリコプターや救助・救急活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、関係市町および関係消防本部に対し、広報車、救助工作車等の整備に努めるよう助言するものとする。

(2) 救助・救急機能の強化

県は国および原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

(3) 消火活動用資機材等の整備

県は、原子力事業所およびその周辺における火災等に適切に対処するため、平常時から関係市町、関係消防本部、原子力事業者等に対し、消防水利の確保および消防体制の整備に努めるよう助言するものとする。

(4) 原子力事業者による自衛消防体制等の整備

原子力事業者は、消防計画等に基づき、平常時から原子力事業所における火災等に適切に対処するため、消防設備や自衛消防体制の整備に努めるものとする。

(5) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備等

応急対策を行う防災業務関係者の安全を確保し、また、災害対策活動を円滑に実施するためには、緊急時における防災活動に必要な資機材等の備えが重要であることから、県は、国、関係市町、県警察、関係消防本部、敦賀海上保安部、原子力事業者その他防災関係機関と相互に協力して、原子力防災対策上必要とされる防災活動資機材等の整備を図るものとする。

また、県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。

(6) 物資の調達、供給活動体制の整備

ア 県は、国、関係市町および原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

イ 県は、国、関係市町と連携の上、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。

ウ 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。

県は、災害の規模等に鑑み、関係市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

(7) 大規模災害または特殊災害における救助隊の整備

県は国と連携し、大規模災害または特殊災害に対応するため、高度な技術および資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第10 複合災害に備えた体制の整備

(1) 県は国と連携し、複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

(2) 県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員および防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材および防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、関係市町および原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

第11 飲食物の出荷制限、摂取制限等

(1) 飲食物の出荷制限および摂取制限に関する体制整備

県は、国および関係機関と協議し、飲食物の出荷制限および摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

(2) 飲食物の出荷制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

県は、関係市町に対し、飲食物の出荷制限または摂取制限を行った場合における住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

第12 行政機関の業務継続計画の策定

県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告または指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。

第2節 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員等の届出の受理

第1 基本方針

原子力災害の発生および拡大の防止ならびに原子力災害の復旧を図るために必要な業務について、原災法第7条第1項の規定に基づき原子力事業所ごとに原子力事業者が作成または修正する原子力事業者防災業務計画（以下「原子力事業者防災業務計画」という。）に関する協議、当該計画に定める原子力防災要員等の届出について定める。

第2 原子力事業者防災業務計画に関する協議等

(1) 県および所在市町は、原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成または修正しようとする日の60日前までに、原子力事業者から原子力事業者防災業務計画の案を受理して協議を開始することとされている。

県は、原子力事業者から原子力事業者防災業務計画の案を受理した後、直ちに原災法第7条第2項の規定に基づき、所在市町を除く関係市町に原子力事業者防災業務計画の案を送付し、相当の期限を定めて、当該市町の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。

また、原子力事業者は、毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認められる場合は、これを修正するものとする。

(2) 原子力事業者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、県および所在市町に対し、原子力事業者防災業務計画の作成または修正の状況について報告できるよう、その履歴について保存するものとする。

第3 原子力防災要員の現況の届出

県は、原子力事業者から原災法第8条第4項の規定に基づき、原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届出があった場合、所在市町を除く関係市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

第4 原子力防災管理者または副原子力防災管理者の選解任に係る届出

県は、原子力事業者から原災法第9条第5項の規定に基づき、原子力防災管理者または副原子力防災管理者の選任または解任の届出があった場合、所在市町を除く関係市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

第5 放射線測定設備の設置および原子力防災資機材の現況の届出

県は、原子力事業者から原災法第11条第3項の規定に基づき、放射線測定設備および原子力防災資機材の現況についての届出があった場合、所在市町を除く関係市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

第3節 原子力防災専門官および地方放射線モニタリング対策官との連携

第1 原子力防災専門官との連携

県は、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と、平常時から次の事項について原子力防災専門官と密接な連携を図るとともに、定期的に連絡会議を行うものとする。

- (1) 福井県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正
- (2) 原子力事業所の防災体制に関する情報の収集および連絡
- (3) 原子力防災訓練の計画策定および実施
- (4) 原子力防災センターの防災拠点としての活用
- (5) 事故時の連絡体制および住民等に対する原子力防災に関する情報伝達
- (6) 防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応
- (7) その他原子力防災に関し必要な事項

第2 地方放射線モニタリング対策官との連携

県は、次の事項について地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図り、実施するものとする。

- (1) 緊急時モニタリング計画の作成
- (2) 事故時の連絡体制の準備
- (3) 緊急時モニタリング訓練の実施
- (4) 緊急時モニタリングセンターの準備の協力
- (5) 緊急時モニタリングの実施
- (6) 他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等

第4節 防災業務関係者の人材育成

第1 基本方針

原子力災害時に原子力防災対策の円滑な実施を図ることが重要なことから、原子力防災に関する教育・研修を実施することにより、応急対策全般への対応力を高め、防災業務関係者の人材育成に努めるものとする。

第2 県における研修

(1) 県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するものとする。

また、国、関係市町その他防災関係機関と連携して、原子力防災業務に携わる者に対して、原子力災害応急対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる原子力防災に関する事項について研修を実施するものとする。

なお、研修結果については、訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

ア 原子力防災体制および組織に関する知識

イ 原子力発電所等の施設に関する知識

ウ 原子力災害とその特性に関する知識

エ 放射線による健康への影響および放射線防護に関する知識

オ モニタリングの実施方法および機器ならびにモニタリングにおける気象予測および大気中拡散予測の活用に関する知識

カ 緊急時に県、国、関係市町その他防災関係機関が講じる対策に関する知識

キ 緊急時に住民がとるべき行動および留意事項に関する知識

ク 緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関する知識

ケ その他必要と認める事項

(2) 県は、原子力防災に関する収集した情報を分析整理するため、人材の育成・確保を図るとともに、必要に応じ外部の専門家の意見を活用できる体制を構築するものとする。

(3) 県は、本節第4に定める関係市町その他防災関係機関の措置に対して、積極的に支援を行うものとする。

第3 原子力事業者における教育・研修

(1) 原子力事業者は、原災法第8条第1項の規定に基づく原子力防災組織の構成員に対して、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うものとする。

また、原子力事業者は、県および市町の行う研修に協力し、県および市町から講師等の派遣要請があったときには、積極的に派遣を行うものとする。

(2) 原子力事業者は、消防計画等に基づき、原子力事業所の従業員等関係者に対する火災予防教育に努めるとともに、定期的に消防機関と連携した実践的な消防訓練の実施に努めるものとする。

第4 関係市町その他防災関係機関における研修

関係市町その他防災関係機関は、県および国が実施する講習会、研修会等に積極的に参加するとともに、保有する資機材および装備の使用方法等の習熟を図るものとする。

第5節 情報収集・連絡体制等の整備

第1 基本方針

原子力災害時には、防災関係機関における迅速かつ的確な通信連絡や住民に対する危険回避のための情報も含め、的確かつわかりやすい情報の迅速な伝達が重要なことから、これらに必要な設備および体制の整備を図る。

第2 通信連絡設備等の整備

(1) 防災関係機関相互における通信連絡設備の整備

原子力災害時には、防災活動の円滑な推進とともに住民に対する適切な情報提供のため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、県および市町の防災行政無線の整備を行うとともに、ヘリコプター、車両など多様な媒体の活用や機動性のある緊急通信手段を確保するなど緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うものとする。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

ア 専用回線網の整備

(ア) 県と国および関係市町との間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、緊急時における県と国および県と関係市町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(イ) 原子力防災センターとの間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、原子力防災センターと県および関係市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

イ 県および市町の防災行政無線の整備

県防災行政無線については、地上無線回線および衛星無線回線に加え、有線回線による多重化の整備を行い、引き続き、原子力防災への活用を図るものとする。

市町の防災行政無線については、移動系未設置町の解消に努めるとともに、同報系の設置を促進するものとする。

ウ 防災関係機関の通信設備の整備

県は、災害時において、自衛隊、海上保安庁、消防等が迅速に現地部隊との通信を確保できるよう、各防災関係機関と協議し、原子力防災センター等に必要な設備の整備を図るものとする。

エ 災害に強い伝送路の構築

県は、衛星電話を市町、消防等の各機関へ配備するとともに、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化および関連装置の二重化の推進を図るものとする。

オ 多様な媒体の活用

県および市町は、防災を目的とする情報通信手段・経路の多様化を図るため、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体や電気通信事業者の電話回線、また、有線放送、テレビ、ラジオ、CATV等の放送媒体、さらにはインターネットなど多様な媒体の活用を進めるもの

とする。

カ 情報収集・伝達システムの整備

県は、災害情報を迅速に収集するため、災害時画像伝送システムの構築やヘリコプターテレビ伝送システムの活用を図るものとする。

キ 原子力事業者の通報設備の整備

原子力事業者は、火災等の発生における消防機関への迅速な通報のため、消防計画等に基づき、原子力事業所から消防機関への通報設備の整備に努めるものとする。

(2) 住民に対する情報連絡・伝達設備の充実

原子力災害時の円滑な防災活動の遂行と住民に対する適切な情報を提供するに当たり、緊急通信手段を確保するため、同報系の防災行政無線、広報車、CATV、有線放送、コミュニティー放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、防災ラジオ等の活用等、多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

なお、観光客など一時的に滞在する者（以下「一時滞在者」という。）については、動揺や混乱を招かぬよう、広報車、同報系の防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用して、迅速かつ的確に情報を提供できるよう、情報伝達手段の確立を図るものとする。

第3 情報収集・連絡・伝達体制の整備

(1) 防災関係機関における情報収集・連絡体制の整備

ア 県と関係機関相互の連携体制の確保

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係市町、関係府県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

また、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が被災市町の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、関係市町、関係府県、原子力事業者その他関係機関等に周知するものとする。

(ア) 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

(イ) 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先

(ウ) 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段および通常の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

(エ) 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

イ 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、国および関係市町と協力し、必要に応じヘリコプター、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

ウ 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

県、関係市町および原子力事業者は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、

原子力災害が発生した現地の状況について、必要に応じ情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

エ 非常通信協議会との連携

県は、北陸地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用および応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

オ 移動通信系の活用体制

県は、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

カ 災害時優先電話等の活用

県および関係市町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

キ 通信機器の操作方法の習熟

県、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関は、災害用に使用する通信機器について、その操作方法について習熟しておくものとする。

ク S P E E D I ネットワークシステムの運用

県および国は、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「S P E E D I ネットワークシステム」という。）の整備および維持に努め、緊急時における迅速な運用体制の整備を図るものとする。

ケ 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

(2) 住民に対する情報連絡・伝達体制の整備

ア 県は、放送要請協定等の放送機関との協力体制により、報道機関を通じ、事故情報、避難の状況、応急対策活動の内容等について、周知するものとする。

イ 県は、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、情報収集事態および警戒事態発生後の経過に応じ、周辺住民等に提供すべき情報の項目について、災害対応の状況や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理するものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

さらに、原子力防災センターからも住民に向けて、情報発信を行う体制の整備を図るものとする。

ウ 県は、国と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線、広報車両等の施設および装備の整備を図るものとする。

エ 県は、国、関係市町および原子力事業者と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

オ 県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国および関係市町と連携し、要配慮者および一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得

ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

カ 要配慮者に対する情報連絡・伝達体制をより一層充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送および文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等についても検討し、具体化を図るものとする。

さらに、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保するものとする。

第6節 緊急時モニタリング体制の整備

第1 基本方針

原子力事業所から大量の放射性物質または放射線の放出があった場合等、原子力事業所周辺環境の放射性物質および放射線に関する状況の迅速な把握を行うとともに、その状況を迅速かつ的確に提供することが重要なことから、緊急時モニタリング体制の整備を図る。

第2 緊急時モニタリング体制の確立

「警戒事態」発生後、県は「福井県モニタリング本部」を設置し、県および原子力事業者等が連携して平常時モニタリングの強化等緊急時モニタリングの準備を実施する。

「施設敷地緊急事態」発生後は、国（原子力規制委員会）の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会および関係省庁）、県、関係府県、原子力事業者および関係指定公共機関等の要員により構成される。県は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。

県は、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質または放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施する。

県は、国、関係市町、関係府県、原子力事業者および関係指定公共機関と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保および訓練を通じた連携の強化等を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図る。

第3 緊急時モニタリング計画の作成

県は、指針等に基づき、国、原子力事業者および関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成する。

第4 モニタリング資機材等の整備・維持

県は、平常時の環境放射線モニタリングおよび緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型のモニタリング用資機材、環境試料分析装置ならびに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

第5 要員の確保

国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県はこれに協力し、必要な要員およびその役割等をあらかじめ定めておく。

第6 緊急時システム

- (1) 県は、国、関係指定公共機関および原子力事業者と連携し、平常時から気象予測や放射性物質の大気中拡散予測（SPEEDIネットワークシステム等）に係る機器や、環境放射線監視テレメータシステムなどの測定情報システムを整備・維持するものとする。また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中拡散予測の特性を事前に整理しておく。

- (2) 県および原子力事業者は、国と連携し、環境放射線監視情報、放射性核種分析結果、気象測定情報等を原子力防災センターにデータ電送するシステムを整備・維持するものとする。

第7 訓練等を通じた測定品質の向上

県は、平常時から国、原子力事業者および関係指定公共機関等と緊急時モニタリングに関する定期的な連絡会、訓練および研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。

第7節 緊急被ばく医療体制の整備

第1 基本方針

原子力災害に係る専門的な医療の知識、資機材の取扱いが必要なため、緊急被ばく医療体制の充実が必要なことから、初期、二次および三次被ばく医療体制、広域的医療体制および住民に対する心身の健康相談体制の整備を図る。

第2 緊急被ばく医療体制の確立

(1) 初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関の整備

県は、被ばく医療機関として、表1のとおり「初期被ばく医療機関」を4箇所、「初期被ばく医療支援機関」を4箇所、「二次被ばく医療機関」を2箇所整備するものとする。

ア 初期被ばく医療機関においては、次の機能を有するよう整備するものとする。

(ア) 軽度の汚染のふき取り等の簡易な除染

(イ) 軽度の汚染を伴う創傷、熱傷等の救急医療措置

イ 初期被ばく医療支援機関においては、初期被ばく医療機関が様々な事由により、被ばく患者の外来診療が困難となった場合等に、上記の機能を有し、外来診療を行うものとする。

ウ 二次被ばく医療機関（入院診療）においては、次の機能を有するよう整備するものとする。

(ア) 細密な除染

(イ) 生体試料による汚染状況および被ばく線量の測定

(ウ) 局所被ばく患者の合併損傷を含めた入院診療

(エ) 高線量被ばく、内部被ばく患者に対する診療

エ 二次被ばく医療機関（診療支援）は、人的・技術的支援を行う。

表1 被ばく医療機関

区分	診療機能	医療機関名	所在地	
初期	初期被ばく医療機関	外来診療	国立病院機構福井病院	敦賀市桜ヶ丘 33-11
			市立敦賀病院	敦賀市三島町 1-6-60
			杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2
			社会保険高浜病院	高浜町宮崎 87-14-2
	初期被ばく医療支援機関	外来診療支援	福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1
			福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1
			福井社会保険病院	勝山市長山町 2-6-21
			公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-31
二次被ばく医療機関	入院診療	県立病院緊急時医療対策施設	福井市四ツ井 2-8-1	
	診療支援	福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月 23-3	

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

県は、災害時において、医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保、医薬品等の備蓄状況等、災害医療に係る総合的な情報収集および提供を行う広域災害・

救急医療情報システムを活用するとともに、県、市町、防災関係機関ならびに放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のネットワーク化を図るものとする。

(3) 救急医療班の整備

県、災害拠点病院、一般社団法人福井県医師会、原子力事業者その他関係医療機関は、原子力災害時の救急医療班の派遣に対応できるよう、あらかじめ班編成を整えておくものとする。

また、県は関係市町と連携し、救護所の設置、救急医療班の派遣を行うための計画をあらかじめ定める。その際、国から派遣される放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる被ばく医療に係る医療チーム派遣の要請手続きおよび受入体制についても定めるものとする。

(4) 原子力災害時の搬送体制の整備

搬送が迅速かつ円滑に行われるとともに、搬送機関および搬送される医療機関に必要な情報が的確に伝達されるものとする。

ア 搬送経路の確保

県は、関係機関と連携し、傷病者、救急医療班等医療スタッフおよび医薬品等の医療用物資等の原子力災害時に係る搬送体制を整備するものとする。

特に、原子力災害時には、ヘリコプターによる搬送が効果的であることから、県防災ヘリコプターの搬送体制を充実するとともに、防災関係機関、民間会社等が所有するヘリコプターの運用について関係機関・団体と連携を図るものとする。

イ 通報連絡体制の整備

原子力事業者は、施設等の事故の状況および負傷時の状況等に関する情報を電話とあわせてできる限り文書で、搬送機関に迅速に通報するとともに、その後、得られた被ばく関連情報についても、順次通報することとする。搬送機関、関係医療機関、原子力事業者は、原子力災害時における被ばくおよび汚染を伴う患者（以下「被ばく患者」という。）が発生した場合の通報連絡様式をあらかじめ統一的に定めるものとする。

ウ 放射線管理要員等の協力

放射線管理要員は、搬送に際し、被ばく患者からの汚染の拡大防止措置を実施するとともに、搬送機関や搬送車両等の汚染の有無を確認し、原子力事業者を含む関係機関へ報告するものとする。

エ 協力体制および情報交換

被ばく患者の搬送に備えて、県、搬送機関、関係医療機関、原子力事業者は、日ごろから訓練を通じて、関係機関相互の協力体制を整えることとする。

また、搬送機関においては、搬送用資機材等の整備について相互に情報交換を行い、被ばく患者の搬送等に当たって、緊急被ばく医療の専門家から助言を得られる体制を整備するものとする。

(5) 広域的医療体制の整備

県は、原子力災害の広域性および本県の地域性を考慮し、他府県等と協力した広域的医療体制の整備を図るものとする。

(6) 心身の健康相談体制の整備

県は、国および市町とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する

る相談に応じるための体制を整備するものとする。

(7) 緊急被ばく医療体制の資料の収集等

県は、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理するものとする。

第3 緊急被ばく医療資機材等の整備

(1) 緊急被ばく医療資機材の整備

県は、災害拠点病院、一般社団法人福井県医師会、原子力事業者その他関係医療機関と連携し、原子力災害時における緊急被ばく医療に対応するため、国から整備すべき医療資機材等に関する情報を受け、放射線測定資機材、除染資機材、応急用救護用資機材、医療資機材等の維持・整備に努めるものとする。

また、県はこれらの設備、資機材等の操作を行う者の確保と研修、訓練を行うものとする。

(2) 医薬品等の確保

県は、救急医療班等が行う医療活動実施のために必要な医薬品やその他医療救護に必要な医薬品および衛生材料を円滑に供給できるよう、麻酔、消毒薬、包帯等の一次医療医薬品等の備蓄を実施するほか、医薬品等卸売業者等と締結した協定を活用し、必要な医薬品等の確保を図るものとする。

(3) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

県は、指針に準拠し、関係市町、医療機関等と連携して、P A Z 内の住民等およびP A Z 外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制ならびにP A Z 外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

ア 事前配布体制の整備

(ア) 県は、関係市町と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健所、医療施設、学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。

(イ) 県は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、関係市町および関係医療機関と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

(ウ) 県は、関係市町と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。

(エ) 県は、関係市町と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限である3年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

イ 緊急時における配布体制の整備

(ア) 県は、関係市町と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布および服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ

め適切な場所に備蓄しておくものとする。

- (イ) 県は、関係市町と連携し、避難や屋内退避等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

ウ 共通事項

県は、関係市町と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

(4) 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備

県は、国の支援の下、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段的確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。

第4 人材育成等

(1) 人材の確保

県は、被ばく患者の発生に適切に対応するために、被ばく医療に関する知識と技術を備えた医療関係者の確保に努めるものとする。

(2) 人材育成

県は、医療関係者の職種等に合わせて、実際的なカリキュラムを定め、具体的な研修を定期的に行い、人材の育成に努めるものとする。

(3) 指導者の育成

県は、多数の医療関係者を教育し、その知識と技能の維持向上を図るため、指導者の育成に努めるものとする。

(4) 被ばく医療措置訓練の実施

県は、関係市町、原子力事業者、医療関係者およびその他防災関係機関と連携し、救急処置を必要とする被ばく患者に対する措置等の訓練を行うものとする。

第5 原子力事業者等における体制整備

(1) 原子力事業者

ア 通報連絡体制等の整備

原子力事業者は、被ばく患者が発生した場合の事業所内での指揮命令、通報連絡および情報伝達に係る体系的な整備を図るとともに、県、関係市町、医療機関、搬送機関（消防、海上保安庁等）等の関係機関との通報連絡、被ばく患者の搬送、受入れについて緊密な関係を保持するものとする。

イ 協力会社との連携

原子力事業者は、協力会社との間で、被ばく患者が発生した場合の役割分担、通信連絡体制、指揮命令系統について、あらかじめ定めておくものとする。

ウ 応急処置および除染体制の整備

被ばく患者の応急処置および除染を行う設備等を整備し、維持・管理し、被ばく医療を行える体制を整備しておくものとする。

(2) 緊急被ばく医療機関

ア 研修・訓練の実施

緊急被ばく医療機関の医療関係者は、定期的な研修、訓練を受けることにより、被ばく医療に係る知識および技術の維持・向上に努めるものとする。

イ 緊急被ばく医療機関相互の連携

被ばく患者の重症度に応じて、適切な医療を行うとともに、各医療機関の要員および資機材を有効に活用するため、緊急被ばく医療機関相互の連携を図るものとする。

第8節 原子力防災等に関する知識の普及啓発および国際的な情報発信

第1 基本方針

住民においても、平常時から原子力防災に関する基礎的な知識を得て、万一の緊急時にどのような行動が必要になるかを理解しておくことが円滑な防護活動を実施する上で必要である。このため県をはじめとする防災関係機関は、防災広報、防災教育等の機会やインターネットなどを活用して住民の原子力防災に関する知識の普及啓発に努める。

第2 住民に対する防災知識の普及

(1) 広報活動

県は、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と協力し、住民に対して原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、市町が行う住民に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。

ア 放射性物質および放射線の特性

イ 原子力施設の概要

ウ 避難所等に関すること

エ 原子力災害と原子力防災対策

(ア) 過去の原子力災害の事例

(イ) 原子力災害に関する特性

(ウ) 原子力災害対策特別措置法の概要

(エ) 県、国等が緊急時に講じる原子力防災対策の内容

オ 原子力災害時における留意事項

(ア) 緊急時にとるべき行動

(イ) 避難所等での行動

(ウ) 飲料水、飲食物等備蓄物資の留意点

カ その他必要な事項

(2) 広報の方法

防災知識の普及に当たっては、広報誌、パンフレット等のほか、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオやインターネット等を活用するものとする。

(3) 防災訓練の活用

原子力防災訓練を行うに当たっては、住民に対する防災知識の普及も考慮に入れて実施するものとする。

(4) 防災教育の充実

県は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(5) 要配慮者への配慮

県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

(6) 要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者に対する防災知識の普及については、本章第12節「要配慮者に配慮した原子力災害事前対策」によるものとする。

(7) 避難状況の把握

県は、避難状況の確実な把握のため、住民等が市町の指定をした避難所以外に避難した場合等に、関係市町災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することを関係市町が周知することについて、協力するものとする。

(8) 災害に関する資料の公開

県は、国および関係市町と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(9) 国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、県は国および市町と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第9節 原子力防災訓練等の実施

第1 基本方針

原子力災害に際し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、各種の原子力防災訓練（以下「防災訓練」という。）を行うことにより、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第2 防災訓練の計画策定

(1) 県が主体となつて行う防災訓練の計画策定

県は、国、原子力防災専門官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関の支援の下、次に掲げる防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた防災訓練の計画策定を行うものとする。

- ア 緊急時通信連絡訓練
- イ 災害対策本部等運営訓練
- ウ 原子力防災センター運営訓練
- エ 自衛隊災害派遣運用訓練
- オ 緊急時モニタリング訓練
- カ 気象予測および大気中拡散予測の活用訓練
- キ 緊急被ばく医療措置訓練
- ク 住民避難・退避訓練
- ケ 避難所等運営訓練
- コ 広報訓練
- サ 交通対策等措置訓練
- シ 人命救助活動訓練

(2) 国と共同して行う防災訓練の計画策定

県は、国が原災法第13条の規定に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と連携して、緊急時モニタリング訓練、緊急被ばく医療措置訓練、住民避難・退避訓練、広報訓練等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な防災訓練シナリオを作成するなど、防災訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

第3 防災訓練の実施

(1) 県が主体となつた要素別防災訓練等の実施

県は、本節第2(1)に定める防災訓練計画に基づき、国、原子力防災専門官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた防災訓練を定期的実施するものとする。

(2) 国と共同して行う防災訓練の実施

県は、国が原災法第13条の規定に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となつた場合には、本節第2(2)に掲げる実施計画に基づき、必要に応じて住民の協力を得て、国、原子力防災専門

官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

第4 実践的な防災訓練の工夫と事後評価

県は、防災訓練を実施するに当たり、国、原子力防災専門官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救護活動等の連携強化に留意するものとする。

県は、防災訓練を実施するに当たり、当該防災訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、防災訓練終了後、国、原子力事業者等と協力し、専門家も活用しつつ防災訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時マニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

県は、必要に応じ、防災訓練の方法、事後評価の方法の見直し、福井県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正等を行うものとする。

第5 自衛隊、海上保安部等との協議等

自衛隊、海上保安部等に対する派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の分野ごとに、要請手続、連絡方法、連絡窓口、連絡班の受入れ、活動拠点等を取り決めておくことし、これらに基づく通信訓練および図上訓練等を含めた合同防災訓練ならびに定期協議を実施するものとする。

第6 防災訓練に関する普及啓発

住民に対して、県、関係市町の広報等、各種の媒体を通じて知識の普及啓発を行い、防災意識の高揚を図るものとする。

第7 防災訓練のための通行規制

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認められる場合は、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止し、または制限するものとする。

第8 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第12節「要配慮者に配慮した原子力災害事前対策」によるものとする。

第10節 広域的相互応援体制の整備

第1 基本方針

原子力災害時には、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整備する。

県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング等の場所等に関する広域的な応援要請ならびに、他の都道府県および防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力の下、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えけるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。

また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国または他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第2 県内広域相互応援体制

(1) 福井県・市町災害時相互応援協定の活用

県および市町は、市町独自では避難所の確保、飲料水、飲食物等の供給等、十分な応急措置が実施できない場合に備え、当該市町が他の市町に要請する応急措置を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町災害時相互応援協定」を原子力災害時においても活用するものとする。

(2) 福井県広域消防相互応援協定の活用

県および市町（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）は、「福井県広域消防相互応援協定」を原子力災害時においても活用するものとする。

第3 県外広域相互応援体制

県は、関係府県等間と締結している次の相互応援協定を、原子力災害時においても活用するものとする。

(1) 隣接県との協定

岐阜県と締結している「災害時の相互応援に関する協定」

(2) ブロック単位の協定

ア 石川県および富山県と締結している「北陸三県災害相互応援に関する協定」

イ 中部9県1市と締結している「災害応援に関する協定」

ウ 近畿2府7県と締結している「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」

(3) 全国都道府県の協定

全国知事会と締結している「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」

(4) 原子力発電関係団体協議会の会員道県等との協定

原子力発電関係団体協議会の会員道県等と締結している「原子力災害時の相互応援に関する協

定」

第4 関係機関との協定

県は、関係機関と締結している次の協定を、原子力災害時においても活用するものとする。

(1) 放送要請

日本放送協会福井放送局、福井放送株式会社、福井テレビジョン放送株式会社、福井エフエム放送株式会社、福井県ケーブルテレビ協議会、特定非営利活動法人たんなん夢レディオおよび敦賀FM放送株式会社それぞれと締結している「災害時における放送要請に関する協定」

(2) 医療救護、医療材料等の供給

- ア 一般社団法人福井県医師会と締結している「災害時の医療救護に関する協定」
- イ 一般社団法人福井県薬剤師会と締結している「災害時における医療救護活動に関する協定」
- ウ 福井県医療機器協会と締結している「災害時における医療材料等の供給等に関する協定」
- エ 福井県医薬品卸業協会と締結している「災害時における医薬品の供給等に関する協定」
- オ 一般社団法人福井県歯科医師会と締結している「災害時における歯科医療救護に関する協定」
- カ 一般社団法人日本産業・医療ガス協会北陸地域本部と締結している「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定」

(3) 応急生活物資供給

- ア 福井県生活協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」
- イ 福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、一般財団法人福井市中央卸売市場協会、株式会社ユースおよび福井県米穀株式会社、有限会社南部酒造場、株式会社ハイピース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、キリンビバレッジ株式会社北陸支社、株式会社ローソンおよび株式会社ファミリーマートそれぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」

(4) 応急仮設住宅建設、賃貸住宅提供

一般社団法人プレハブ建築協会と締結している「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」

公益社団法人福井県宅地建物取引業協会と締結している「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」

(5) 緊急輸送

- ア 一般社団法人福井県トラック協会および公益社団法人福井県バス協会と締結している「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定」
- イ 福井県漁業協同組合連合会と締結している「災害時等における緊急輸送活動に関する協定」

(6) その他

一般社団法人福井県産業廃棄物協会と締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」

中日本高速道路株式会社と締結している「福井県と中日本高速道路株式会社との包括的提携協定」および「災害時等における相互協力に関する協定」

西日本高速道路株式会社と締結している「福井県と西日本高速道路株式会社との包括的提携協定」および「災害時等における相互協力に関する協定」

一般社団法人福井県電業協会と締結している「災害時における県有電気施設の応急対策業務に関する協定」および「災害時等における相互協力に関する協定」

一般社団法人福井県建設業協会と締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」および「広域災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」

一般社団法人福井県建築工業会と締結している「災害時における県有建築物の応急対策業務等に関する協定」

セントラルヘリコプターサービス株式会社と締結している「災害航空応援協力協定」

一般社団法人福井県エルピーガス協会と締結している「災害時等における緊急用LPガス供給に関する協定」

全国日本高速道路レッカー事業協同組合と締結している「災害時等における障害物撤去等に関する協定」

福井県理容生活衛生同業組合と締結している「災害時における理容サービス業務の提供に関する協定」

福井県美容業生活衛生同業組合と締結している「災害時における美容サービス業務の提供に関する協定」

公益社団法人福井県ビルメンテナンス協会と締結している「災害時における公共建築物の清掃および消毒等に関する協定」

第5 県警察本部が締結している協定

県警察本部は、関係機関と締結している次の協定を、原子力災害時においても活用するものとする。

(1) 警備員の確保

一般社団法人福井県警備業協会と締結している「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」

(2) 災害情報提供

一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）福井県支部と締結している「アマチュア無線による災害情報の提供（連絡）に関する協定」

(3) 物資の調達

株式会社ホームセンター みつわ、株式会社ヤササキグループおよび株式会社PLANTと締結している「災害時における物資の調達に関する協定」

(4) 物資の貸渡し

北陸建設機械リース業協会福井支部と締結している「災害時における物資の貸渡しに関する協定」

(5) 自動車の貸渡し

福井県レンタカー協会と締結している「災害時における自動車の貸渡しに関する協定」

(6) 宿泊施設の提供

福井県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結している「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」

第6 原子力事業者が締結している協定等

原子力事業者間で締結している原子力防災に係る協定等は次のとおりであるが、原子力事業者は、原子力災害時における連携を図るため、平常時から業務内容等について確認等を行うものとする。

- (1) 北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社および日本原燃株式会社で締結している「原子力防災に係る事業者間協力協定」
- (2) 関西電力株式会社原子力事業本部、日本原子力発電株式会社敦賀地区本部、独立行政法人日本原子力研究開発機構で確認している「若狭地域原子力事業者における原子力災害発生時等の連携に関する確認書」

第 1 1 節 原子力発電所上空の飛行規制

第 1 基本方針

原子力関係施設地帯の航空安全確保に関する規制措置については、昭和 46 年 8 月の自衛隊の低高度訓練飛行空域、試験空域設定等に伴い、本節第 2 の規制措置が国（国土交通省）においてとられたが、この飛行規制措置について、県、国、関係市町および原子力事業者が連携して対応する。

第 2 国の航空安全確保に関する規制措置

国（国土交通省）は、原子力関係施設に対する航空機による災害を未然に防止するため、次により航空安全の確保に関する規制措置を行っている。

- (1) 原子力施設付近の上空に係る航空法第 8 1 条ただし書きの許可（最低安全高度以下の飛行に係る許可）は行わないこと。（「原子力関係施設上空の許可について」昭和 44 年 7 月 5 日付け空航第 2 6 3 号運輸省航空局長通達ほか）
- (2) 原子力施設付近の上空（①北緯 3 5 度 5 6 分 3 4 秒／東経 1 3 6 度 0 6 分 2 4 秒②北緯 3 5 度 4 3 分／東経 1 3 6 度 1 9 分 ③北緯 3 5 度 3 5 分／東経 1 3 6 度 1 3 分 ④北緯 3 5 度 3 6 分／東経 1 3 5 度 3 8 分）の内側で自衛隊低高度訓練および試験飛行等を行う場合は、北緯 3 5 度 4 2 分／東経 1 3 5 度 5 8 分の地点、北緯 3 5 度 4 4 分／東経 1 3 5 度 5 9 分の地点および北緯 3 5 度 4 5 分／東経 1 3 6 度 0 1 分の地点を中心とする半径 2 海里の円内の区域の直上 2, 0 0 0 フィートまでの空域を飛行禁止する。（航空路誌：平成 1 2 年 1 月 2 7 日公示）
なお、上記原子力施設上空の飛行について、2, 0 0 0 フィート以上の空域についても水平飛行等の通常の飛行を行うよう指導している。
- (3) 原子力事業者は、可能な限り原子力施設構内に航空障害灯および昼間障害標識をつけるように努めるものとする。

第 3 県、関係市町および原子力事業者の対応

- (1) 県は、緊急時において、空中に放射性物質または放射線の影響が及ぶ場合や応急対策に支障が生じる場合など、必要に応じ国に飛行規制を要請するものとする。
- (2) 関係市町および原子力事業者は、規制措置違反の疑いのある航空機等を発見した場合は、直ちに県および大阪航空局小松空港事務所に連絡するものとする。

第12節 要配慮者に配慮した原子力災害事前対策

第1 基本方針

原子力災害は、放射性物質または放射線による影響が通常五感に感じられないため、要配慮者には特に配慮が必要であることから、要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る。

第2 災害応急体制の整備

(1) 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

県は、要配慮者および一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

ア 要配慮者および一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。

イ 要配慮者および一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、関係市町および関係機関等の情報伝達体制の整備を支援するものとする。

ウ 避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。

エ 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入体制の整備を支援するものとする。

オ 関係市町に対し、要配慮者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。

(2) 病院等医療機関の災害応急体制

病院等医療機関の管理者は、県、関係市町等と連携し、原子力災害時における避難所(転院先)、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、県は、国の協力の下、病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。

(3) 社会福祉施設の災害応急体制

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、関係市町等と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

また、県は、社会福祉施設の避難に備え、関係機関と連携し、入所者等の避難先の確保のための支援を行うとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

第3 防災知識の普及

(1) 支援体制の整備

県および関係市町は、防災知識の普及を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要

配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

県は、関係市町と協力して、漫画、ビデオを活用することや防災パンフレットの外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うものとする。

(3) 園児、児童等に対する防災知識の普及啓発

保育所、幼稚園、学校等の管理者は、県および関係市町と連携し、保育士、教職員等に対して防災知識の普及を図るとともに、園児、児童等に対して防災教育の推進を図るものとする。

第4 防災訓練における配慮事項

県および関係市町は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第13節 防災対策資料の整備および防災対策に関する研究等の推進

第1 基本方針

原子力災害に際し、放射性物質および放射線による影響範囲を迅速に予測するとともに的確に応急対策を実施することが重要であることから、原子力防災対策に必要な資料を整備する。

第2 防災対策資料の整備

(1) 収集・蓄積した原子力防災関連情報の利用と促進

県は、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

また、それらの情報について防災関係機関の利用が円滑に実施されるよう、国および関係市町とともに情報のデータベース化、オンライン化およびネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(2) 防災対策上必要な資料の整備

県は、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、応急対策の的確な実施に資するため、次の資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設や原子力防災センターなどに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

ア 原子力防災体制に関する資料

(ア) 福井県防災会議原子力防災対策部会に関する資料

(イ) 協定書

(ウ) 原子力防災センターに関する資料

(エ) 県の警戒本部、災害対策本部等に関する資料

(オ) 国の専門家に関する資料

(カ) 防災関係機関に関する資料

イ 原子力事業所の設置状況に関する資料

ウ 情報収集・連絡体制に関する資料

(ア) 専用電話に関する資料

(イ) 県防災行政無線に関する資料

(ウ) 有線電話に関する資料

(エ) 原子力発電所通信施設に関する資料

(オ) 船舶に対する周知系統に関する資料

エ モニタリングに関する資料

(ア) 平常時モニタリングに関する資料

(イ) 緊急時モニタリングセンターの運営に関する資料

(ウ) モニタリング資機材に関する資料

(エ) 気象に関する資料

オ 緊急被ばく医療措置に関する資料

(ア) 安定ヨウ素剤等医療関係資機材の備蓄・配備状況に関する資料

(イ) 病院（診療所）に関する資料

- (ウ) 緊急時医療本部の運営に関する資料
 - (エ) 放射線医学総合研究所に関する資料
 - カ 防災活動資機材に関する資料
 - キ 輸送交通機関、資機材輸送等に関する資料
 - ク 広報活動に関する資料
 - (ア) 報道機関およびC A T Vに関する資料
 - (イ) 海上広報に関する資料
 - ケ 農林畜水産物等に関する資料
 - (ア) 生産および出荷状況に関する資料
 - (イ) 流通経路に関する資料
 - (ウ) 水源地および飲料水に関する資料
 - コ 避難等に関する資料
 - (ア) 原子力事業所周辺の人口、世帯数に関する資料
 - (イ) 道路状況に関する資料
 - (ウ) ヘリポートに関する資料
 - (エ) 避難所および屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料ならびにあらかじめ定める避難計画
 - (オ) 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設、児童福祉施設、刑務所等）に関する資料
 - サ その他原子力災害対策重点区域の範囲およびその周辺地域の人口分布、地形等、原子力防災対策上必要な資料
- (3) 原子力事業者の措置
- 原子力事業者は、原災法第12条第4項の規定に基づき国に対して提出することとなっている次の資料について、その写しを県および所在市町に対しても提出するものとする。提出した資料の内容に変更があったときも同様とする。
- ア 原子力事業者防災業務計画
 - イ 原子炉等規制法の規定により提出された申請書に基づく原子力事業所の施設の構造等を記載した書類
 - ウ 原子炉等規制法の規定により主務大臣の認可を受けた保安規定
 - エ 原子力事業所の施設の配置図
- また、原子力災害対策重点区域の範囲およびその周辺地域の人口分布、地形等、原子力防災対策上必要な資料を整備するものとする。
- (4) 災害復旧への備え
- 県は、災害復旧に資するため、国、関係市町、原子力事業者等と協力して、放射性物質による汚染の除去に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3 防災対策に関する研究等の推進

県は、国が行う原子力災害および防災に資する基本的なデータの集積、防災研究の推進および防災技術の研究推進に協力するものとする。

第14節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

第1 基本方針

核燃料物質等の運搬中の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。防災関係機関においては、こうした輸送の特殊性等を踏まえて対応するものとする。

第2 防災機関の対応

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県危機対策・防災課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた警察署等は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制、周辺住民等への情報伝達等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。
- (4) 県および事故発生場所を管轄する市町は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 緊急時の通報連絡

第1 基本方針

原子力災害において、防災関係機関が応急対策活動を実施するために、迅速かつ的確な通報連絡が重要であることから、原子力災害の事象に応じた各機関の通報連絡体制およびその内容について定める。

第2 情報収集事態発生時の通報連絡

(1) 国が行う通報連絡

国（原子力規制委員会）は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生について、関係省庁、県および関係市町に対し連絡を行う。

(2) 点検状況等の報告および連絡

ア 原子力事業者の措置

原子力事業者は、情報収集事態を認知した場合には、直ちに原子力事業所の施設および設備を点検するとともに、その点検結果について異常の有無に関わらず、県および関係市町に連絡するものとする。

イ 国の措置

原子力規制委員会原子力事故警戒本部は、情報収集事態の発生後の状況について関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。

ウ 県および関係市町の措置

県および関係市町は、上記アまたはイの連絡を受けた場合、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対し、報道機関の協力を得るなどして迅速に広報するものとする。

第3 警戒事態（第1段階）発生時の通報連絡

(1) 原子力事業者が行う通報連絡

原災法第9条第1項の規定に基づき原子力事業者が選任した原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、警戒事態（第1段階）に該当する事象の発生を確認したときは、直ちに県、国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官、関係市町、関係市町を管轄する警察署（以下「関係警察署」という。）、関係消防本部、敦賀海上保安部および各関係機関に、次に掲げる事項を通報する。また、あらかじめ定める関係機関へ連絡を行うものとする。

なお、関係市町、関係警察署および関係消防本部については、別表1によるものとする。

ア 事故発生の時刻

イ 事故発生の場所

ウ 事故の原因

エ 事故の程度、放射性物質または放射線の放出状況およびその可能性

オ 気象状況（風向・風速）

カ その他必要と認める事項

(2) 国が行う通報連絡

国（原子力規制委員会）は、警戒事態の発生を確認するとともに、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。また、P A Z 関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Z 外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。

(3) 県が行う通報連絡

本節第3(1)の通報を受けた県は、直ちに国（原子力規制委員会および消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部および自衛隊（陸上自衛隊第14普通科連隊（第3科）、陸上自衛隊第372施設中隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛部、航空自衛隊第6航空団防衛部および自衛隊福井地方協力本部。以下本節において同じ。）に連絡するとともに、その他の防災関係機関にも連絡するものとする。

また、本節第3(2)の連絡を受けた県は、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部および自衛隊に連絡するとともに、その他の防災関係機関にも連絡するものとする。

県は、防災行政無線、衛星回線等、非常時でも使用可能な通信手段により連絡するものとする。

(4) 関係市町および関係消防本部が行う通報連絡

本節第3(1)の通報を受けた関係市町および関係消防本部は、その旨を直ちに県に連絡するものとする。

(5) 関係警察署が行う通報連絡

本節第3(1)の通報を受けた関係警察署は、その旨を県警察本部を通じ直ちに県に連絡するものとする。

(6) 敦賀海上保安部が行う連絡

本節第3(1)の通報を受けた敦賀海上保安部は、その旨を直ちに県に連絡するものとする。

(7) 緊急時における通報連絡系統

緊急時における通報連絡系統は、別図1のとおりとする。

第4 災害状況の報告および連絡

(1) 原子力事業者が行う報告

原子力防災管理者は、本節第3(1)による通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要な事項を記入し、本節第3(1)に定める機関にファクシミリで随時報告するものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行うものとする。

これらの関係機関は、災害状況の適切な把握と応急対策の実施のため、相互に連絡をとるものとする。

なお、この連絡は、県の原子力災害警戒本部の設置後については、県原子力災害警戒本部、本節第3(1)に定める国（原子力規制委員会）、関係市町および原子力防災専門官に対し行うこととする。

(2) 県が行う連絡

ア 本節第4(1)の連絡を受けた県は、直ちに国（原子力規制委員会および消防庁特殊災害室）、

原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および必要に応じその他防災関係機関に連絡するものとする。

イ 県は、緊急時モニタリング計画に基づき実施した環境放射線モニタリングの結果を遅滞なく国（原子力規制委員会および消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊、また必要に応じその他防災関係機関に連絡するものとする。

ウ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況、県防災ヘリコプター、衛星車載局等により収集した情報、国および原子力防災専門官から得た情報、下記(3)の防災関係機関の災害状況等を取りまとめ、遅滞なく上記(2)アに定める防災関係機関に連絡するものとする。

(3) 関係市町、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部、自衛隊その他防災関係機関が行う連絡

関係市町、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部、自衛隊その他防災関係機関は、次に掲げる災害情報等を遅滞なく県に連絡するとともに、相互に連絡をとるものとする。

ア 災害発生に関する情報

イ 災害の状況

ウ 住民の状況

エ 応急対策の活動状況

オ 所有するヘリコプター等で収集した情報

カ 県に対する要請事項

キ その他応急対策の実施に際し必要な事項

この場合において、災害情報の連絡は、住民の生命、身体および財産に関する事項を優先するものとする。

(4) 災害情報等の報告等

関係市町は、上記(3)の災害情報等について、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、速やかに県に対して報告するものとし、指定公共機関については同法同条第3項および指定行政機関については同法同条第4項の規定に基づき、内閣総理大臣に報告するものとする。

さらに、県は、報告を受けた災害情報等について取りまとめた上で、同法同条第2項の規定に基づき、速やかに消防庁に対して報告するものとする。

また、報告の種類、報告の方法等については、福井県地域防災計画（本編）第3章第5節「情報および被害状況報告計画」によるものとし、(4)に定める事項については、本節第6においても適用するものとする。

(5) 災害状況の報告および連絡系統

災害状況の報告および連絡系統は別図2のとおりとする。

第5 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報連絡

(1) 原子力事業者から施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生通報があった場合

ア 原子力事業者が行う通報連絡

原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、直ちに県、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内

閣府)、原子力防災専門官、関係市町、関係府県、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部および各関係機関にファクシミリで同時に通報する。さらにその着信を確認するものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ連絡を行うものとする。

なお、通報を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として県、国（原子力規制委員会）および所在市町に限るものとする。

イ 国（原子力規制委員会）が行う通報連絡

原子力防災管理者から通報を受けた国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、発生を確認したことおよび事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報を県をはじめ、官邸（内閣官房）、内閣府、関係市町、関係府県、県警察本部および公衆に連絡する。また、P A Z 関係市町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Z 関係市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、U P Z 以外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れおよび施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。

ウ 県が行う通報連絡

国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官および原子力防災管理者から通報・連絡を受けた県は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

エ 原子力防災専門官が行う通報連絡

原子力防災管理者から通報を受けた原子力防災専門官は、その旨を直ちに県に連絡・確認する。

また、原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。

オ 施設敷地緊急事態発生時における通報連絡系統

施設敷地緊急事態発生時における通報連絡系統は、別図3のとおりとする。

第6 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報後の災害状況の報告および連絡

(1) 原子力事業者が行う報告

原子力防災管理者は、県、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府）、原子力防災専門官、関係市町、関係府県、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部および各関係機関に本節第5(1)の通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、ファクシミリで随時報告するものとし、あらかじめ定める関係機関へ連絡を行うものとする。

また、原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生通報後、国が設置する関係省庁事故対策連絡会議および現地事故対策連絡会議にも同様の連絡を行うものとする。

なお、報告を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として県、国（原子力規制委員会）および所在市町に限るものとする。

(2) 県が行う連絡等

ア 県は、国（原子力規制委員会）および原子力防災専門官から情報を得るとともに、原子力防

災管理者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

イ 県および所在市町は、各々が行う応急対策活動の状況について、相互の連絡を密にするものとする。

ウ 県は、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および必要に応じその他指定地方公共機関との間において、原子力防災管理者および国（原子力規制委員会）から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

なお、県は、国の現地事故対策連絡会議設置後、上記ア～ウに掲げる応急対策活動の状況等について、現地事故対策連絡会議に報告するものとし、情報の共有を行うなど、連絡を密にするものとする。

第7 国に対する専門家派遣の要請等

(1) 県は、原子力事業者から本節第5(1)アの通報を受けた場合は、次の専門家等の派遣を国（原子力規制委員会）に対して要請するものとする。

ア 原子炉、放射線防護等に関する専門家

イ 被ばく医療に係る医療チーム

(2) 県は、本節第7(1)の要請を行ったときは、原子力災害が発生した現地を管轄する原子力防災センター（以下「現地原子力防災センター」という。）において専門家等の受入体制を整えるものとする。

(3) その他国関係機関への派遣要請は、第15節「広域的応援の対応」によるものとする。

(4) 自衛隊の派遣要請は、本章第16節「自衛隊の災害派遣要請等」によるものとする。

第8 全面緊急事態（第3段階）発生時の通報連絡および原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等

(1) 原子力事業者が行う通報連絡

原子力防災管理者は、全面緊急事態（第3段階）に該当する事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、直ちに県、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府）、原子力防災専門官、関係市町、関係府県、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部および各関係機関にファクシミリで同時に通報する。さらにその着信を確認するものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ連絡を行うものとする。

なお、通報を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として県、国（原子力規制委員会）および所在市町に限るものとする。

(2) 国（原子力規制委員会）が行う通報連絡

国（原子力規制委員会）は、全面緊急事態（第3段階）または原子力緊急事態が発生したと判断したときは、直ちに指定行政機関、関係省庁および関係地方公共団体に連絡を行う。

(3) 県が行う対応

ア 国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官および原子力防災管理者から通報・連絡を受けた県は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警

察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

イ 県は、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センターに設置される機能班に職員を派遣することにより、常時必要な情報を共有するとともに、災害対策本部が行う緊急事態応急対策について、必要な調整を行うものとする。

(4) 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員が行う連絡・調整

原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、現地原子力防災センターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県および関係市町をはじめ、原子力防災管理者その他防災関係機関の間の連絡・調整等を引き続き行うものとされている。

第9 通信手段の確保

(1) 本節第3(1)の通報があったとき、県、国、関係市町、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部、自衛隊その他防災関係機関は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(2) 本節第3(1)の通報を受けた県は、必要に応じ、電気通信事業者に対して県、関係市町等の防災関係機関の重要通信の確保を要請するものとする。

要請を受けた電気通信事業者は、県、関係市町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

(3) 県は、原子力災害警戒本部を設置した場合、原子力防災専門官、関係市町、原子力事業者等と協力して現地原子力防災センターにおける応急対策に必要な通信手段の確保を行うものとする。

(4) 国（原子力規制委員会）は、関係地方公共団体および住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J－A L E R T等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を関係市町に連絡するものとする。

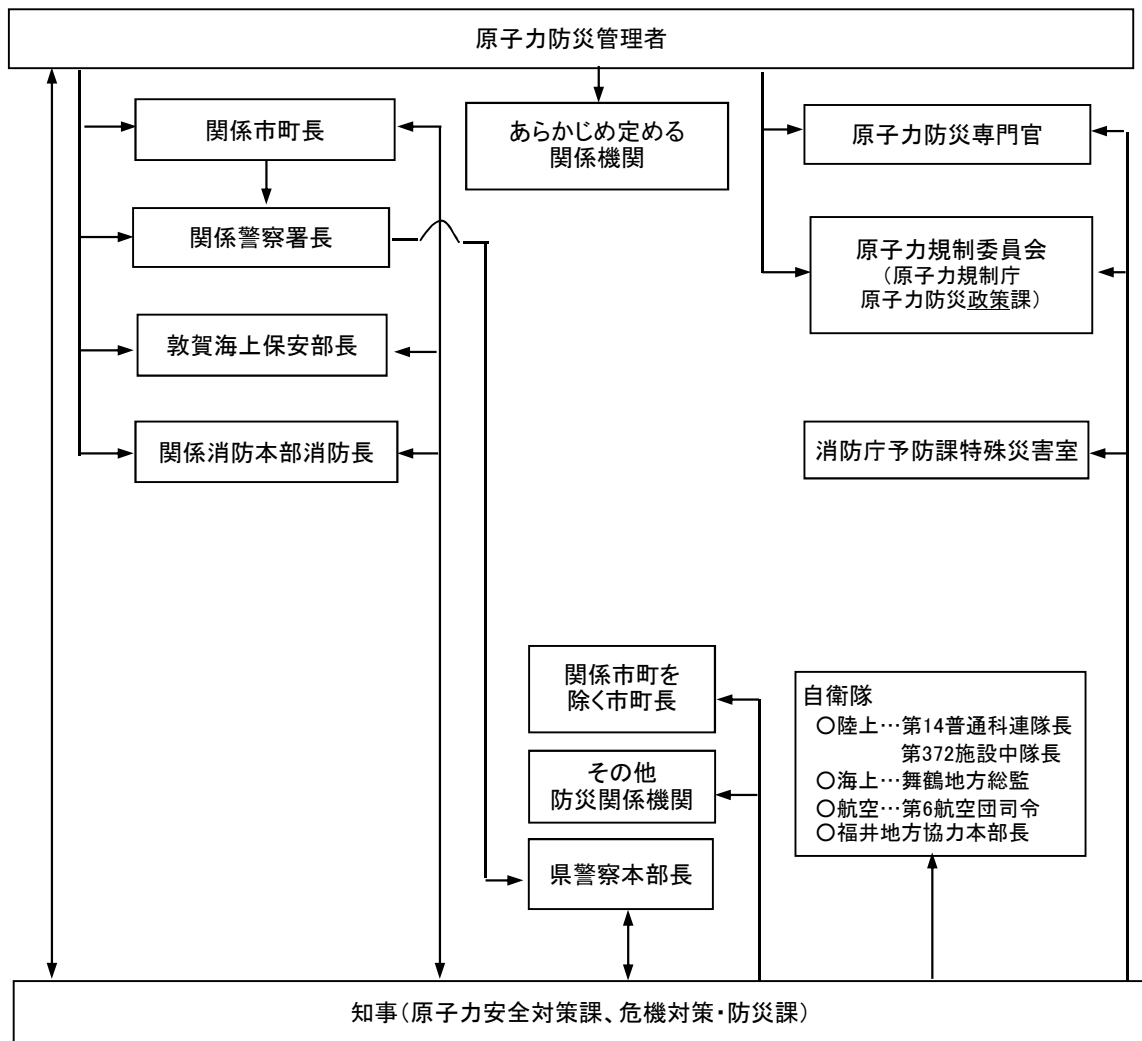
地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線、防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

別表 1 (本節第 3 (1) 関係)

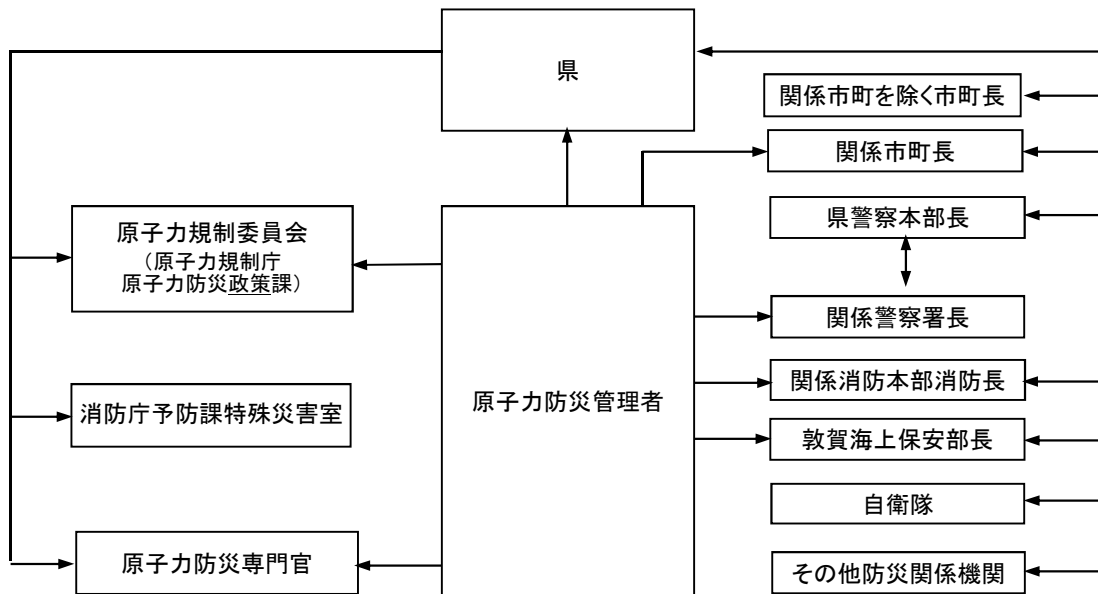
原子力事業所に係る関係市町等一覧

原子力事業所	関係市町	関係警察署	関係消防本部
日本原子力発電(株) 敦賀発電所 (独) 日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発 センター	敦賀市、美浜町、 南越前町、越前市、 越前町、若狭町、 小浜市、池田町、 鯖江市、福井市	敦賀警察署 越前警察署 鯖江警察署 小浜警察署 福井南警察署	敦賀美方消防組合消防本部 南越消防組合消防本部 鯖江・丹生消防組合消防本部 若狭消防組合消防本部 福井市消防局
(独) 日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター	敦賀市、美浜町、 南越前町、越前市、 越前町、若狭町、 小浜市、池田町、 鯖江市、福井市	敦賀警察署 越前警察署 鯖江警察署 小浜警察署 福井南警察署	敦賀美方消防組合消防本部 南越消防組合消防本部 鯖江・丹生消防組合消防本部 若狭消防組合消防本部 福井市消防局
関西電力(株)美浜発電所	美浜町、敦賀市、 若狭町、南越前町、 小浜市、越前市、 越前町	敦賀警察署 越前警察署 鯖江警察署 小浜警察署	敦賀美方消防組合消防本部 南越消防組合消防本部 鯖江・丹生消防組合消防本部 若狭消防組合消防本部
関西電力(株)大飯発電所	おおい町、高浜町、 小浜市、若狭町、 美浜町	小浜警察署 敦賀警察署	若狭消防組合消防本部 敦賀美方消防組合消防本部
関西電力(株)高浜発電所	高浜町、おおい町、 小浜市、若狭町	小浜警察署 敦賀警察署	若狭消防組合消防本部 敦賀美方消防組合消防本部

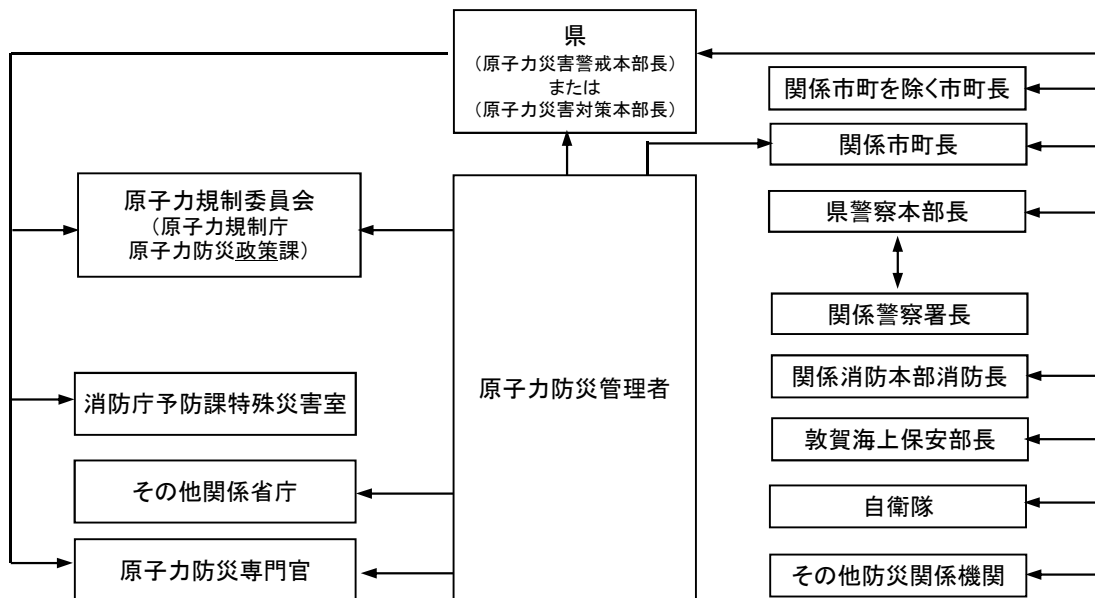
別図1(本節第3(7)関係)
緊急時の通報連絡系統



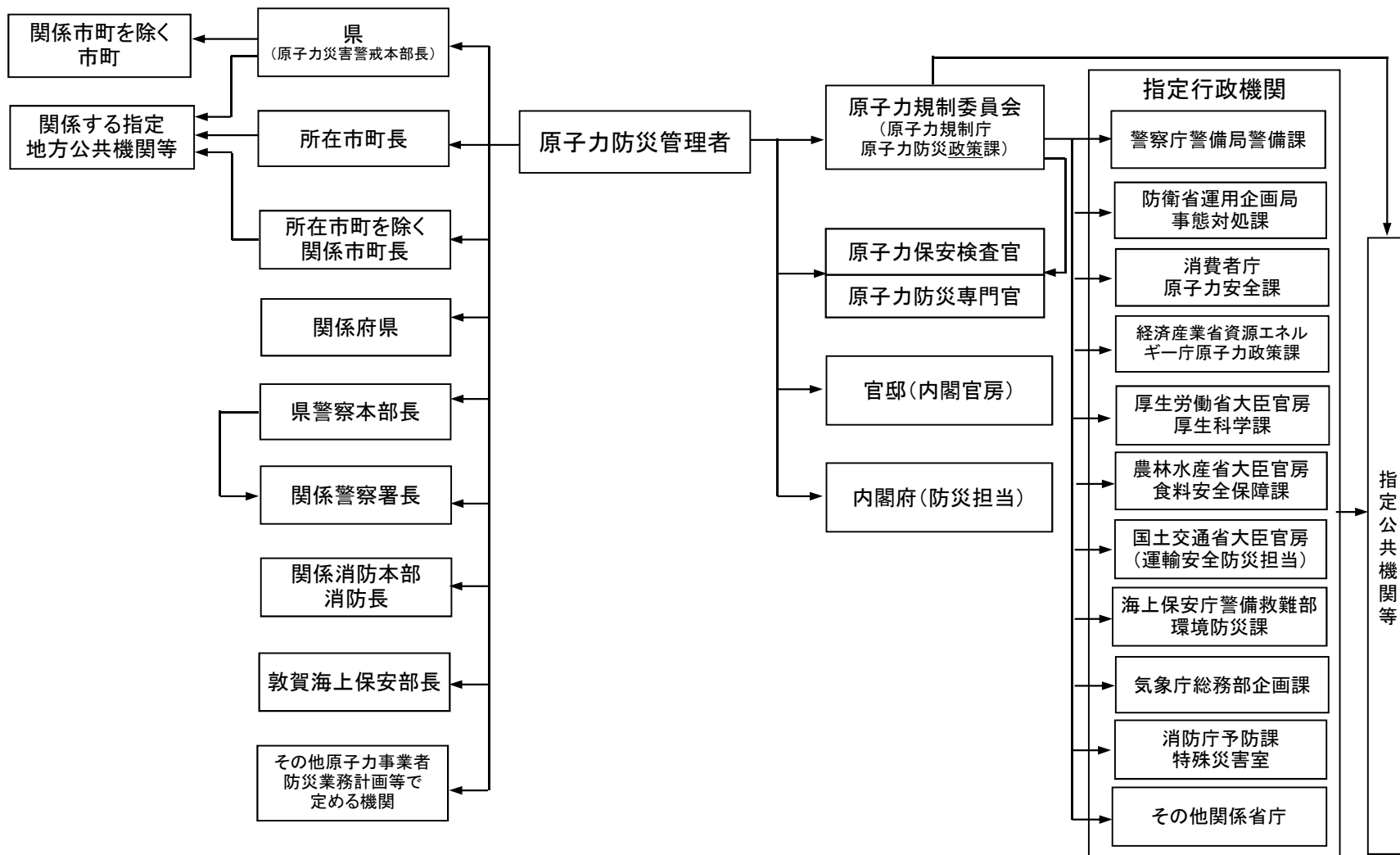
別図2(本節第4(5)関係)
 災害状況の報告および連絡系統図
 (1) 県の原子力災害警戒本部設置前



(2) 県の原子力災害警戒本部設置後



別図3(本節第5(1)才関係)
施設敷地緊急事態発生時の通報連絡系統



(注) 原子力事業者により、通報連絡系統が異なることがある。

第2節 緊急時活動体制の確立

第1 基本方針

原子力災害に際し、県をはじめとする防災関係機関が応急対策活動を実施するために迅速かつ的確に対応することが重要であることから、原子力災害の事象に応じた組織の配備・運営等について体制を確立する。

第2 県の組織動員体制

(1) 動員配備の基準

職員の動員配備の基準は、表1によるものとする。

表1 動員配備基準

緊急事態区分	配備基準	配備体制	動員体制
情報収集事態	(1) 所在市町で震度5弱または震度5強の地震が発生した場合（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）	原子力災害警戒本部を設置 原子力災害現地警戒本部を設置	<全員参集する所属> ・危機対策・防災課 ・原子力安全対策課 ・原子力環境監視センター <あらかじめ指定した職員が参集する所属等> ・広報課 ・地域医療課 ・嶺南振興局 ・その他関係課 ・各部連絡責任者、連絡員
警戒事態 (第1段階)	(1) 福井県内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 福井県に大津波警報が発令されたとき	災害対策本部を設置 (原子力災害警戒班を災害対策本部の一部門と位置づけて設置) 原子力災害現地警戒本部を設置	職員全員

	<p>(3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき</p> <p>(4) その他、国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断したとき</p> <p>(5) その他、知事が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき</p>	<p>原子力災害警戒本部を設置</p> <p>原子力災害現地警戒本部を設置</p>	<p><全員参集する所属></p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機対策・防災課 ・原子力安全対策課 ・原子力環境監視センター <p><あらかじめ指定した職員が参集する所属等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報課 ・地域医療課 ・嶺南振興局 ・その他関係課 ・各部連絡責任者、連絡員
施設敷地緊急事態（第2段階）	<p>(1) 敷地施設緊急事態が発生したとき</p> <p>(2) その他、知事が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき</p>	<p>原子力災害対策本部を設置</p> <p>原子力災害現地対策本部を設置</p>	職員全員
全面緊急事態（第3段階）	<p>(1) 全面緊急事態が発生したとき</p>		

(2) 配備体制の決定

原子力防災管理者から事故（緊急時）の通報があり、上記配備基準に該当するときは、原子力安全対策課長が知事の命を受け配備体制をとるものとする。

(3) 職員への伝達等

ア 勤務時間中における伝達

(ア) 知事が配備体制の決定を行ったときは、原子力安全対策課長は副知事、安全環境部長、安全環境部危機対策監、安全環境部企画幹および危機対策・防災課長に伝達するものとする。

(イ) 危機対策・防災課長は庁内放送を行うとともに、庁内電話で各部連絡責任者、広報課、地域医療課および原子力災害が発生した原子力事業所の所在地に応じて嶺南振興局若狭県民サービス室（または二州県民サービス室）総務企画グループに職員の配備を伝達するものとする。

(ウ) ① 上記(イ)により伝達を受けた各部連絡責任者は、口頭または庁内電話で各部長、各部企画幹、各部連絡員および関係各課に伝達するものとする。

② 上記(イ)により伝達を受けた地域医療課長は、口頭または庁内電話で所属職員および各健康福祉センターに伝達するものとする。

③ 上記(イ)により伝達を受けた嶺南振興局若狭県民サービス室長（または二州県民サービス室長）は、口頭または庁内電話で同局局長、同局次長および同局各部長に伝達する

とともに、同局二州県民サービス室（または若狭県民サービス室）と連携し、口頭または庁内電話で同局内各課長を経由し同局に所属する全職員に伝達するものとする。

(エ) ① 上記(ウ)①により伝達を受けた関係各課長は、口頭または庁内電話で所属職員および所管する関係出先機関に伝達するものとする。

② 上記(ウ)②により伝達を受けた各健康福祉センター所長は、口頭または庁内電話で各課長を経由し所属職員に伝達するものとする。

(オ) 上記(エ)①により伝達を受けた関係出先機関の長は、口頭または庁内電話で各課長を経由し所属職員に伝達するものとする。

イ 勤務時間外または休日等における伝達等

(ア) 伝達方法

① 勤務時間外または休日等に原子力防災管理者から事故（緊急時）の通報を受けた原子力安全対策課長は、電話で知事、副知事、安全環境部長、安全環境部危機対策監、安全環境部企画幹に連絡するものとする。

② 知事が配備体制の決定を行ったとき、原子力安全対策課長は、電話で副知事、安全環境部長、安全環境部危機対策監、安全環境部企画幹、危機対策・防災課長および原子力環境監視センター所長に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により原子力安全対策課職員に参集することを伝達するものとする。

③ 危機対策・防災課長および原子力環境監視センター所長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に参集することを伝達するものとする。

また、危機対策・防災課長は、職員参集装置により本節第3(3)キに定める各部連絡責任者、各部連絡員および指定職員に参集指令を行うものとする。

④ 上記③により参集指令を受けた各部連絡責任者は各部長および各企画幹に、また各部連絡員は、各部があらかじめ定める緊急連絡網により関係各課に伝達するものとする。

⑤ 上記④により伝達を受けた各課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員および関係出先機関に伝達するものとする。

⑥ 上記⑤により伝達を受けた関係出先機関の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達するものとする。

(イ) 上記(ア)以外の参集

① 警戒配備体制において参集すべき職員は、事故が発生したことを知ったときは、直ちに参集するものとする。

② 全職員は、緊急時であることを知ったときは直ちに参集するものとする。

(ウ) 参集場所

原則として、各職員の所属とする。

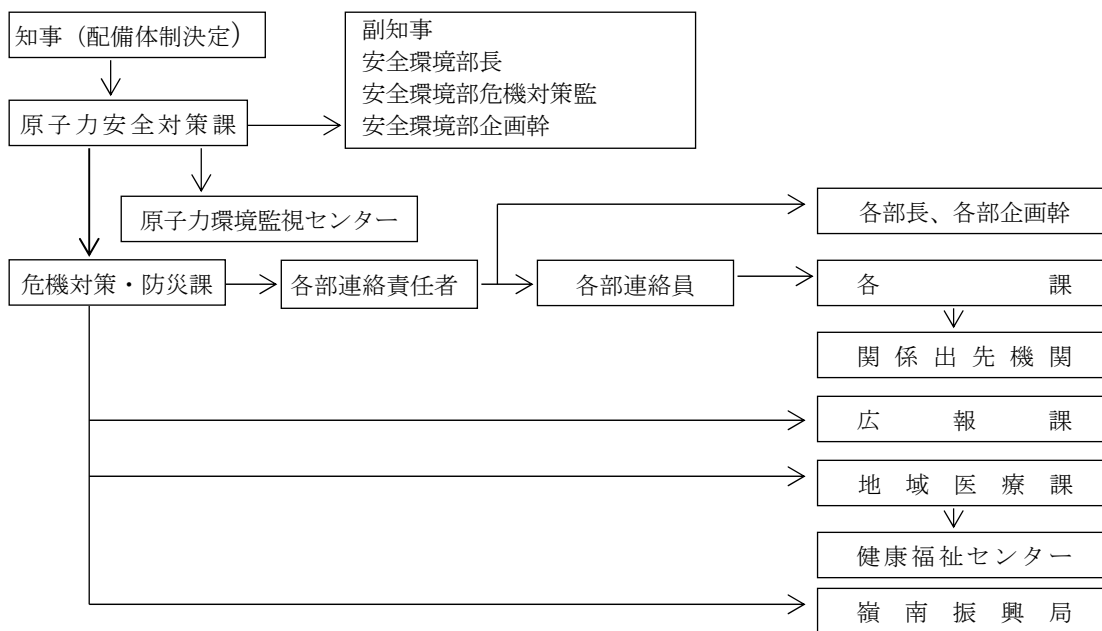
(エ) 参集状況の報告

緊急時の参集において、各部の連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況を速やかに把握し、人事企画課に報告するものとする。

ウ 伝達系統

上記アおよびイ(ア)に定める伝達系統の概略図は図1のとおりである。

図1 伝達系統の概略図



第3 福井県原子力災害警戒本部の設置

(1) 原子力災害警戒本部の設置および廃止基準

知事は、次の場合に原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、または廃止するものとする。

なお、地震、津波を原因事象とする福井県災害対策本部が設置された場合においては、同本部の一部門として「原子力災害警戒班」を設置し、これをもって警戒本部の設置に代えるものとする。

ア 警戒本部の設置基準

(ア) 情報収集事態の発生を認知したとき。

(イ) 原子力防災管理者から警戒事態発生の通報を受け、知事が警戒本部の設置を必要と認めたとき。

(ウ) その他、知事が警戒本部の設置を必要と認めたとき。

イ 警戒本部の廃止基準

(ア) 原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策および災害復旧対策が完了したとき、または警戒本部の必要がなくなったとき。

(イ) 県の災害対策本部が設置されたとき。

(2) 設置場所

警戒本部は、県庁10階総合防災センターに設置するものとする。

(3) 組織および事務分掌

ア 警戒本部の本部長は安全環境部長をもって充て、警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。

なお、安全環境部長が不在等の場合には、安全環境部危機対策監がその職務を代理するもの

とする。

イ 警戒本部員は、安全環境部危機対策監、総務部企画幹、安全環境部企画幹、健康福祉部企画幹、農林水産部企画幹をもって充てるものとする。

また、警戒本部には警戒本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、広報課長をもって充てるものとする。

ウ 警戒本部に表2の部を置き、部の長は部企画幹とし、同表に掲げる者をもって充てるものとする。

なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は福井県原子力災害警戒本部運営要領で定めるものとする。

表2 原子力災害警戒本部に設置する部

部名	部長名	部名	部長名
総務部	総務部企画幹	健康福祉部	健康福祉部企画幹
安全環境部	安全環境部企画幹	農林水産部	農林水産部企画幹

エ 警戒本部に、本部長、本部員および報道主管者で構成する原子力災害警戒本部会議を置くものとする。

オ 県（警戒本部長）は、初期活動に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ警戒本部会議を招集するものとする。

警戒本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- (ア) 関係市町の初期活動実施状況
- (イ) 県の初期活動の実施に関する基本および重要事項
- (ウ) 関係各課および原子力災害現地警戒本部の調整に関する事項
- (エ) 防災関係機関との連絡網確保および連携強化に関する事項
- (オ) 国、他都道府県および防災関係機関に対する活動準備要請に関する事項
- (カ) 原子力事業所の事故情報等の広報に関する事項
- (キ) その他重要な初期活動に関する事項

警戒本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、国、本節第3(6)に定める原子力災害現地警戒本部、本節第3(7)に定めるモニタリング本部、本節第3(8)に定める緊急時医療連絡室、関係市町、原子力事業所等と情報の共有を図るものとする。

カ 警戒本部に安全環境部危機対策監を長とし、また、安全環境部企画幹を次長とする事務局を置き、危機対策・防災課（下記キ(ウ)に定める指定職員を含む。）、原子力安全対策課、広報課および地域医療課をもって構成するものとする。

なお、事務局長は、必要に応じその他の課を事務局に構成員として加えることができる。

キ 緊急時に動員する職員

緊急時の初期活動を円滑に実施するため、次の職員を指定する。

(7) 各部連絡責任者

各企画参事、総務部政策推進グループ総括主任、総合政策部政策推進課総括主任、会計局会計課課長補佐および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各課相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。

(イ) 各部連絡員

各部毎に2名を指定し、危機対策・防災課長の指示に従い、所属部の連絡に当たるものとする。

なお、各部連絡員は各部につき1名が事務局に詰めるものとする。

(ウ) 指定職員

あらかじめ指定した職員で、原子力安全対策課、広報課、地域医療課、嶺南振興局以外の関係課の職員は、警戒本部事務局に属し、危機対策・防災課長の指示に従い、初期活動に当たるものとする。指定職員の編成および業務は別に定める。

ク 各部連絡責任者会議

各部連絡責任者会議は、警戒本部会議が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行い、事務局長、事務局次長、危機対策・防災課長、原子力安全対策課長、地域医療課長および各部連絡責任者で構成し、事務局長が招集するものとする。

また、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出るものとする。

ケ 警戒本部の組織図

警戒本部の組織図については、別図1、2のとおりとする。

(4) 警戒本部を設置した場合の防災関係機関への通知

警戒本部を設置した場合、県は、次の機関にその旨を通知または報告するものとする。

ア 県内市町

イ 県防災会議構成団体

ウ 国（原子力規制委員会および消防庁予防課特殊災害室）および原子力防災専門官

エ 隣接府県（石川県、岐阜県、滋賀県および京都府）

(5) 設置の公表

警戒本部を設置した場合、県は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、警戒本部の標識を県庁正面玄関に掲示する。

(6) 原子力災害現地警戒本部の設置

ア 県は、警戒本部を設置した場合、直ちに現地原子力防災センターに原子力災害現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）を設置し、初期活動を実施するものとする。

イ 現地警戒本部長は、嶺南振興局長を充てるものとする。

(7) モニタリング本部の設置

ア 情報収集事態により警戒本部を設置した場合、県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。

イ 警戒事態により警戒本部を設置した場合、県は、直ちに現地原子力防災センターにモニタリング本部を設置し、平常時モニタリングの強化等緊急時モニタリングの準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、国による緊急時モニタリングセンターの立上

げ準備に協力する。

立 モニタリング本部長には、原子力環境監視センター所長を充てるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。

エ その他モニタリング本部の業務等については、緊急時モニタリング計画によるものとする。

(8) 緊急時医療連絡室の設置

ア 県（警戒本部長）が必要と認めるときは、現地における緊急時医療本部の設置準備を行うため、現地原子力防災センターに緊急時医療連絡室を設置するものとする。

イ 緊急時医療連絡室長には、原子力災害が発生した現地を管轄する健康福祉センター所長を充てるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。

ウ 緊急時医療連絡室の業務等については、本章第8節「緊急被ばく医療活動」によるものとする。

(9) 現地原子力防災センターの設営準備等

県は、原子力防災専門官、関係市町等と連携して、現地原子力防災センター設営に係る準備を行うものとする。

また、防災関係機関に対して必要な資機材等の提供を要請するものとする。

(10) 連絡員の派遣要請

県は、初期活動を円滑に実施するため、福井市消防局（福井県緊急消防援助隊応援等実施計画で定める代表消防機関）に対し、警戒本部への連絡員の派遣を要請し、併せて、P A Z 関係消防本部に対し、現地警戒本部への連絡員の派遣を要請するものとする。

また、県は、県警察、自衛隊および海上保安庁に対し、警戒本部および現地警戒本部への連絡員の派遣を要請するものとする。

第4 福井県原子力災害対策本部の設置

(1) 原子力災害対策本部の設置および廃止基準

知事は、次の場合に原子力災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、または廃止するものとする。

なお、地震、津波を原因事象とする福井県災害対策本部が設置された場合においては、同本部の一部門として「原子力災害対策班」を設置するものとする。

ア 災害対策本部の設置基準

(ア) 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報を受け、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

(イ) その他、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

イ 災害対策本部の廃止基準

原子力事業所の事故が終結し、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）がなされ、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策が完了したとき、または災害対策本部の必要がなくなったとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、県庁10階総合防災センターに設置するものとする。

(3) 組織および事務分掌

- ア 災害対策本部長(知事)は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。
- イ 災害対策本部副本部長は副知事をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。
- ウ 災害対策本部員は、政策幹、各部長(行政組織規則(昭和39年福井県規則第21号)第202条第1項に定める部長をいう。)、安全環境部危機対策監、総合政策部新幹線・交通政策監、教育長、会計管理者および警察本部長をもって充てるものとする。
- また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てるものとする。
- エ 災害対策本部に表3の部を置き、部の長は部局長とし、同表に掲げる者をもって充てるものとする。
- なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は福井県原子力災害対策本部運営要綱で定めるものとする。

表3 原子力災害対策本部に設置する部

災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名
総務部	総務部長	農林水産部	農林水産部長
総合政策部	総合政策部長	土木部	土木部長
安全環境部	安全環境部長	会計部	会計管理者
健康福祉部	健康福祉部長	教育部	教育長
産業労働部	産業労働部長	警察部	警察本部長
観光営業部	観光営業部長		

オ 災害対策本部に、本部長、副本部長、本部員および報道主管者で構成する災害対策本部会議を置くものとする。

ただし、災害の進展等により必要がある場合は、現地原子力防災センターで災害対策本部会議を開催することができる。

カ 県(災害対策本部長)は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策本部会議を招集するものとする。

災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- (ア) 県内市町の災害状況および災害応急対策実施状況
- (イ) 災害対策本部の災害応急対策等の実施に関する基本的および重要事項
- (ウ) 災害対策本部内各部および原子力災害現地対策本部相互の調整に関する事項
- (エ) 防災関係機関との連携推進に関する事項
- (オ) 国、他都道府県および防災関係機関に対する応援要請に関する事項

(カ) その他重要な災害対策に関する事項

災害対策本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、国、本節第4(6)に定める現地対策本部、本節第3(7)に定めるモニタリング本部、本節第4(7)に定める緊急時医療本部、関係市町、原子力事業所等と情報の共有を図るものとする。

キ 災害対策本部に安全環境部長を長とし、また、安全環境部企画幹を次長とする事務局を置き、防災班(本節第4(3)ク(ウ)に定める指定職員を含む。)、放射能対策班、広報班、医療対策班をもって構成する。

なお、事務局長は、必要に応じその他の班を事務局に構成員として加えることができる。

ク 緊急時に動員する職員

緊急時の応急対策活動を円滑に実施するため、次の職員を指定するものとする。

(7) 各部連絡責任者

各企画参事、総務部政策推進グループ総括主任、総合政策部政策推進課総括主任、会計局会計課課長補佐および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各課相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。

(イ) 各部連絡員

各部毎に2名を指定し、防災班長の指示に従い、所属部の連絡に当たるものとする。

なお、各部連絡員は各部につき1名が事務局に詰めるものとする。

(ウ) 指定職員

あらかじめ指定した職員で、原子力安全対策課、広報班、医療対策班、現地災害対策本部以外の職員は、本部事務局に属し、防災班長の指示に従い、応急対策活動に当たるものとする。

指定職員の編成および業務は別に定める。

ケ 各部連絡責任者会議

各部連絡責任者会議は、災害対策本部会議が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行い、事務局長、事務局次長、防災班長、放射能対策班長、医療対策班長および各部連絡責任者で構成し、事務局長が招集するものとする。

また、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出るものとする。

コ 災害対策本部の組織図

災害対策本部の組織図については、別図3のとおりとする。

(4) 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害対策本部を設置した場合、県は、次の機関にその旨を通知または報告するものとする。

ア 県内市町

イ 県防災会議構成団体

ウ 国(原子力規制委員会および消防庁予防課特殊災害室)および原子力防災専門官

エ 隣接府県(石川県、岐阜県、滋賀県および京都府)

(5) 設置の公表

災害対策本部を設置した場合、県は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、災害対策本部の標識を県庁正面玄関に掲示するものとする。

(6) 原子力災害現地対策本部の設置

ア 県は、災害対策本部を設置した場合、直ちに現地原子力防災センターに原子力災害現地対策本部（以下「現地本部」という。）を設置するものとする。

イ 現地本部長には副知事を、また現地本部副本部長には安全環境部危機対策監および嶺南振興局長をもって充てるものとする。

ただし、現地本部長に事故あるときまたはその他の事由により、その職務を遂行できない場合は、現地副本部長がその職務を代理するものとする。

ウ 現地本部には現地本部の広報を総括するため、現地報道主管者を置き、嶺南振興局次長をもって充てるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。

エ 県は、本章第1節第6(1)に定める国の専門家が的確に指導、助言を行えるよう直ちに受入体制を整えるものとする。

オ 県は、国の協力要請に基づき、原子力防災専門官および関係市町と連携して、直ちに現地原子力防災センターの設営を行うものとする。

カ 県は、国の現地事故対策連絡会議の設置後、県の災害対策本部が行う応急対策の状況等について現地事故対策連絡会議に随時報告し、情報の共有を行うなど、連携を密にするものとする。

キ 関係市町、関係消防本部、関係警察署、敦賀海上保安部、自衛隊その他防災関係機関は、現地における災害対策実施上の連絡・調整を図るため、現地本部に連絡員を派遣するものとする。

ク 現地本部に班を置き、その主な事務分掌は福井県原子力災害対策本部運営要綱で定めるものとする。

(7) 緊急時医療本部の設置

ア 県は、災害対策本部を設置した場合、直ちに現地原子力防災センターに緊急時医療本部を設置するものとする。

イ 緊急時医療本部長には、健康福祉部企画幹をもって充てるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。

ウ 緊急時医療本部長は、国から派遣される被ばく医療に係る医療チームが的確に現地医療関係者等を指導するとともに、医療活動が行えるよう直ちに受入体制を整えるものとする。

エ 県は、必要に応じ、災害医療アドバイザーおよび災害医療コーディネーターを原子力災害対策本部および緊急時医療本部に配置するものとする。

オ 緊急時医療本部の業務等については、本章第8節「緊急被ばく医療活動」によるものとする。

(8) 地方連絡部

災害対策本部と消防庁ほか中央省庁等との連絡に支障がある場合に備え、原子力災害に関する中央省庁等との連絡、情報の交換を行うため、東京事務所および大阪事務所にそれぞれ地方連絡部を置くものとする。

地方連絡部長には、各事務所長をもって充てるものとする。

(9) 県は、国が現地原子力防災センターで現地事故対策連絡会議を開催する場合には、別に定める職員を派遣するものとする。

(10) 県は、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センター内の原子力災害合同対策協議会のもとに設置される機能班に、別に定める職員を派遣し、原子力事業所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・退避状況等の把握等の活動に従事させるものと

する。

(11) 原子力防災専門官および国の専門家との連携

県は、原子力防災専門官および本章第1節第6(1)に定める国の専門家と連携し、必要な対策を講ずるものとする。

(12) 関係市町への連絡、指示（指導・助言）および協力体制

県は、災害対策本部を設置したときは、その旨を関係市町長へ連絡するとともに、必要な指示（指導・助言）を行うものとする。

また、関係市町長が災害対策本部を設置したときは、直ちに県職員を連絡員として派遣し、協力体制を整えるものとする。

(13) 文書および記録

ア 災害対策本部が設置されたとき、直ちに災害対策本部件名簿を作成するものとし、文書の記号は「福災」とする。

イ 各部班が災害対策本部長名で発議する場合は、必ず防災班に合議するものとする。

ウ 発信文書には、災害対策本部長名とともに必ず班名を併記するものとする。

エ 災害対策本部長印は、総務部特命班（情報公開・法制課）にて保管するものとする。

オ 災害対策本部長、同本部の各部長、各班長等が発する指示、連絡等の伝達および市町、防災関係機関からの報告要請等の受信については、その内容が軽易な場合を除きすべて記録し、災害情報の発信、受信の確実を期するものとする。

(14) 職務の代理

ア 災害発生時において、災害対策本部長（知事）および災害対策本部副本部長（副知事）がともに不在等の場合には、福井県知事の職務代理者に関する規則（昭和26年3月27日福井県規則第5号）第2条の規定に準じて総務部長がその職務を代理するものとする。

イ 災害発生時において、教育長が不在等の場合には、福井県教育委員会行政組織規則（昭和46年6月1日福井県教育委員会規則第5号）第27条第4項の規定に準じて教育庁企画幹がその職務を代理するものとする。

ウ 災害発生時において、県警察本部長が不在等の場合には、福井県警察の処務に関する訓令（平成16年3月19日福井県警察本部訓令第12号）第7条第1項の規定に準じて所管の部長が、また、県警察本部長および所管の部長がともに不在等の場合には所管の課長がその職務を代理するものとする。

エ 災害発生時において、部長が不在等の場合には、福井県事務決裁規程（昭和50年4月1日福井県訓令第3号）第7条の規定に準じてその部の企画幹が、また、企画幹も不在等の場合には部長があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。

オ 災害発生時において、会計管理者が不在等の場合には、福井県会計管理者の事務の代理に関する規則（平成19年5月16日福井県規則第52号）第2条の規定に準じて会計局会計課長が、また、会計局会計課長も不在等の場合には会計管理者があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。

第5 原子力緊急事態宣言発出後の対応

国では、原子力緊急事態宣言発出後、次に掲げる緊急事態応急対策を講ずることとしているが、

県においては、本節第4に定める県の災害対策本部を継続するものとする。

(1) 原子力緊急事態宣言の発出、公示および解除

ア 原子力緊急事態宣言の発出および公示

内閣総理大臣は、原災法第15条第1項の規定に基づく事態が発生したときは、直ちに原子力緊急事態が発生した旨を発出するとともに次に掲げる事項の公示を行う。

(ア) 緊急事態応急対策を実施すべき区域

(イ) 原子力緊急事態の概要

(ウ) (ア)の区域内の居住者、滞在者その他の者および公私の団体に対し周知させるべき事項

イ 原子力緊急事態宣言の解除

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出した後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要性がなくなったと認めるときは、速やかに原子力緊急事態解除宣言を行う。

(2) 国の原子力災害対策本部の設置および廃止

ア 原子力災害対策本部の設置

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出したとき、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策を推進するため、内閣府に内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

イ 原子力災害対策本部の所掌事務

原子力災害対策本部は、緊急事態応急対策実施区域内で各防災機関が実施する緊急事態応急対策の総合調整を行う。

ウ 原子力災害対策本部の廃止

原子力災害対策本部は、原子力緊急事態解除宣言を発出したときに廃止する。

(3) 国の原子力災害現地対策本部の設置

ア 原子力災害現地対策本部の設置

原子力災害対策本部に、緊急事態応急対策実施区域において当該原子力災害対策本部の一部を行う組織として原子力災害現地対策本部を設置する。

イ 原子力災害現地対策本部の設置場所

原子力災害現地対策本部は、現地原子力防災センターに設置する。

(4) 原子力災害合同対策協議会の設置および運営

ア 原子力災害合同対策協議会の目的

原子力緊急事態宣言があったとき、国の原子力災害現地対策本部ならびに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を所轄する県および市町の災害対策本部は、情報交換しそれぞれが実施する緊急事態応急対策について相互協力を行うために、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

イ 原子力災害合同対策協議会の設置場所

原子力災害合同対策協議会は、現地原子力防災センターに設置する。

ウ 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、現地原子力防災センターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は災害対策本部長または現地本部長、災害対策本部員

およびその他の職員で災害対策本部長から委任を受けた者を出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。

エ 原子力災害合同対策協議会の構成

(ア) 国の原子力災害現地対策本部長および原子力災害現地対策本部員その他の職員

(イ) 県の災害対策本部長または現地本部長および災害対策本部員その他の職員で県の災害対策本部長から委任を受けた者

(ウ) 当該市町の災害対策本部長または災害対策本部副本部長、災害対策本部員その他の職員で当該市町の災害対策本部長から委任を受けた者

(エ) 原子力災害合同対策協議会は、必要と認めるときは、協議して、指定公共機関、原子力事業者その他原子力緊急事態応急対策の実施に責任を有する者を加えることができる。

オ 原子力災害合同対策協議会の運営

原子力災害合同対策協議会の運営に関する事項については、国が作成する「オフサイトセンター運営要領」によるものとする。

第6 関係市町の動員配備体制

緊急時の場合に関係市町長は、関係市町地域防災計画（原子力災害対策編）の定めるところにより、災害対策本部等を設置するものとし、関係市町の災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

また、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センター内の原子力災害合同対策協議会のもとに設置される機能班で、原子力事業所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・退避状況等の把握等の活動に従事するものとする。

第7 指定地方行政機関等の動員配備体制

緊急時の場合に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令または防災業務計画、防災に関する計画に基づき、災害対策本部等を設置し、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

また、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センター内の原子力災害合同対策協議会のもとに設置される機能班で、原子力事業所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・退避状況等の把握等の活動に従事するものとする。

第8 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 県は、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告または指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知するものとする。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。

(2) 県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町の区域内の一部が避難のための立退きの勧告または指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告または指示を受けていな

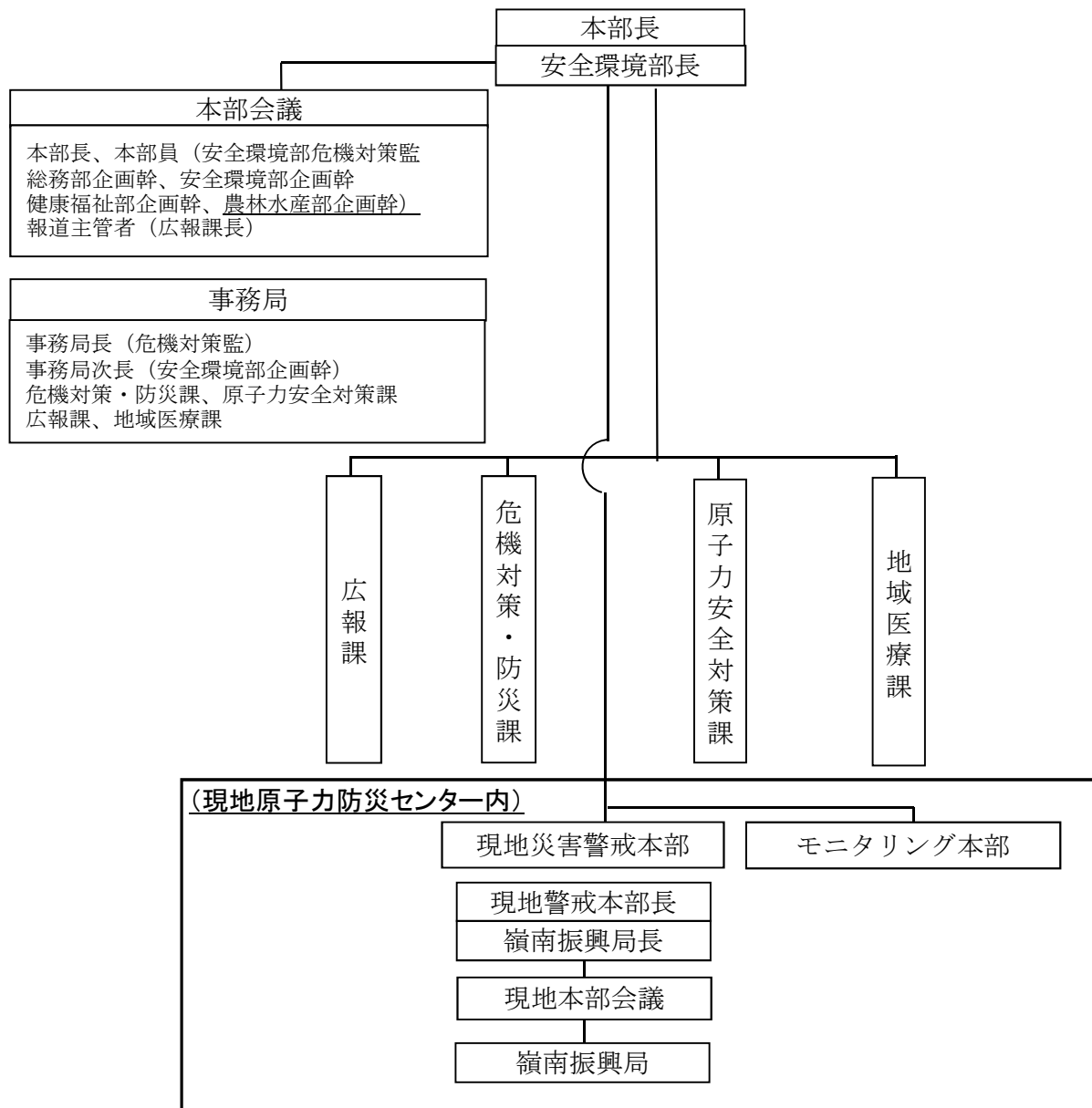
い地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。

第9 原子力被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたことおよび初期対応段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣および原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

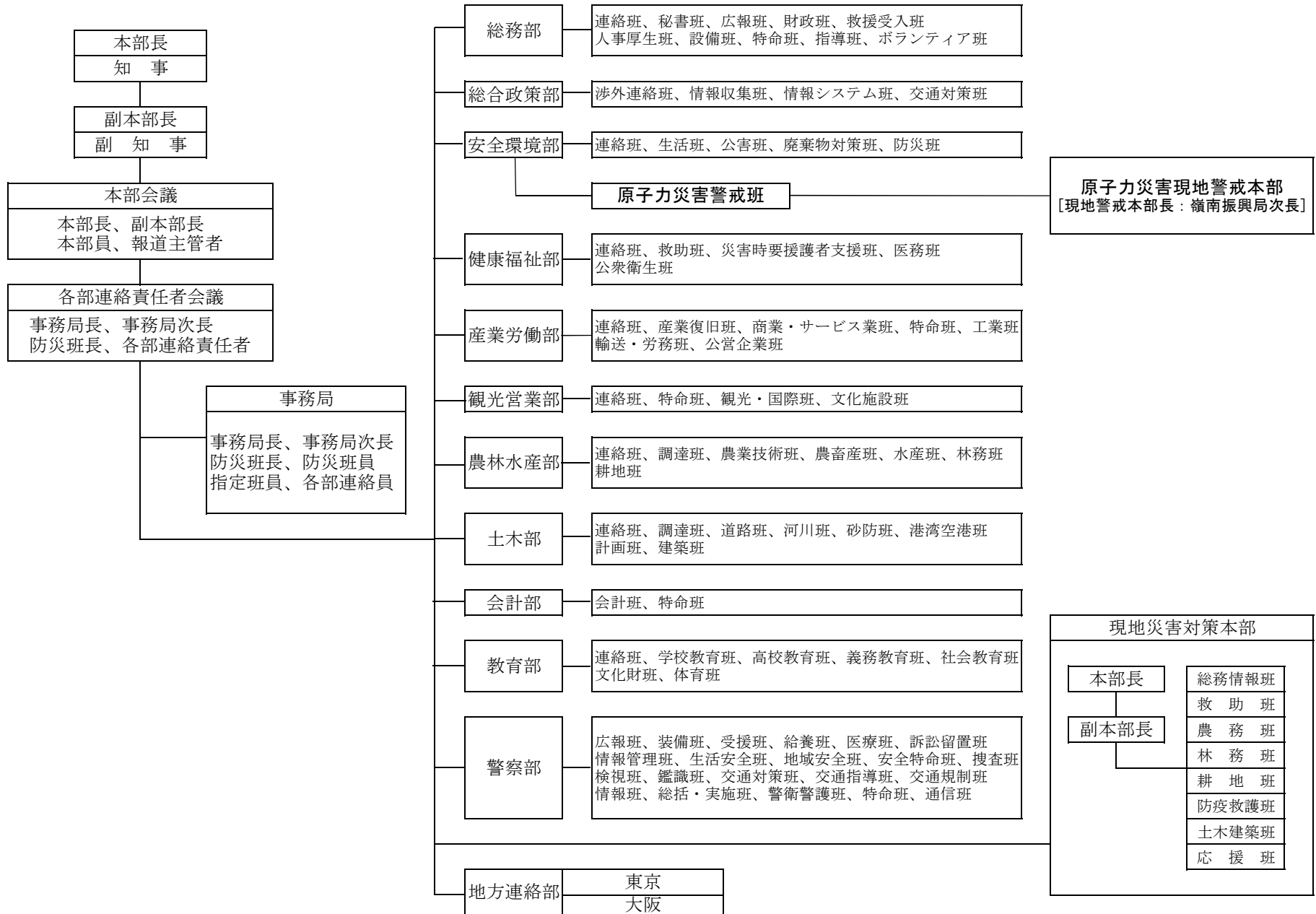
県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

別図1(本節第3(3)ケ関係)
 福井県原子力災害警戒本部の組織(概略)図(単独の原子力災害の場合)

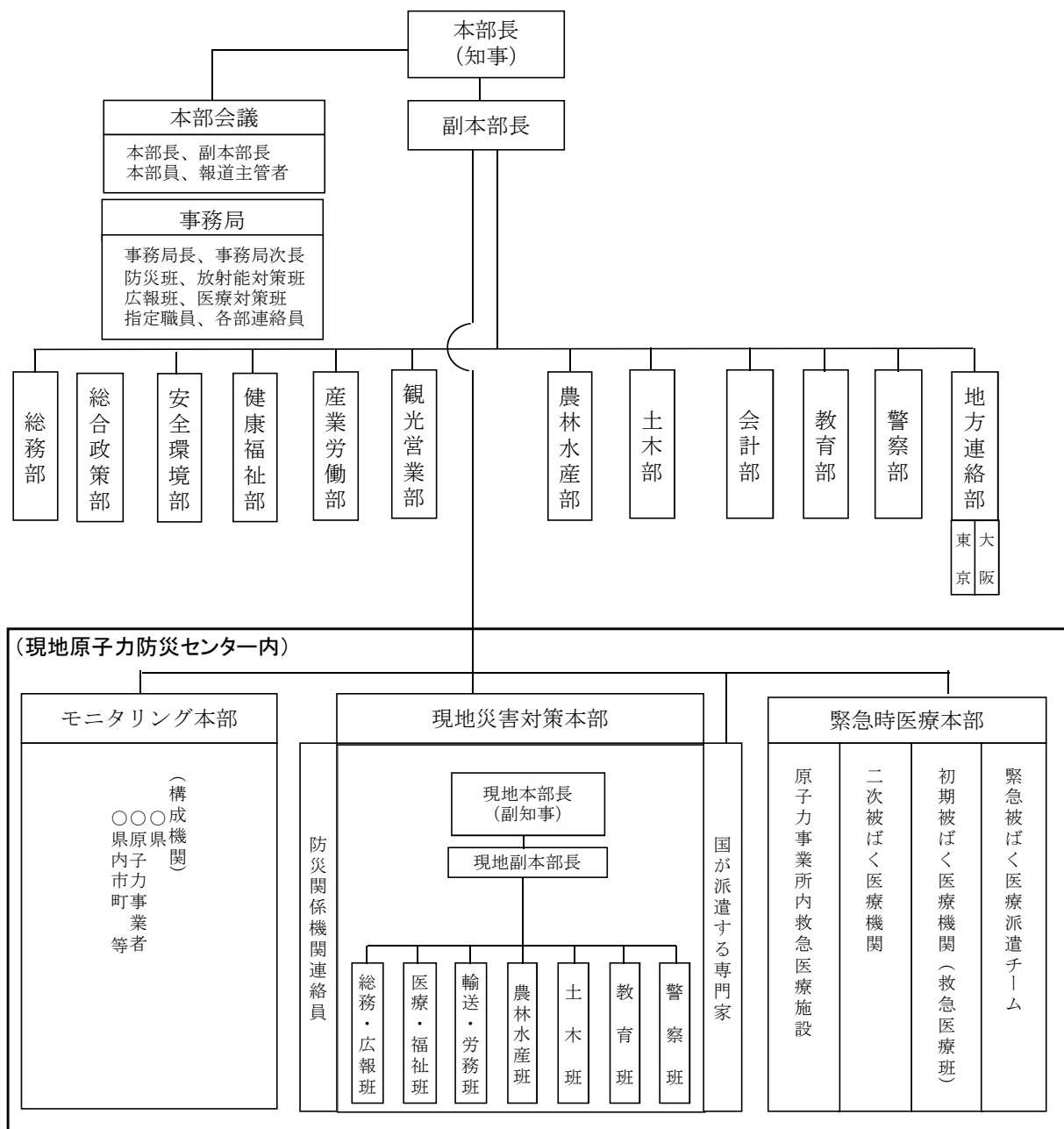


別図2(本節第3(3)ケ関係)

福井県災害対策本部の組織(概略)図(地震、津波との複合災害の場合)



別図3 (本節第4(3)関係)
福井県原子力災害対策本部組織(概略)図



第3節 緊急時モニタリングの実施

第1 基本方針

緊急時に、原子力発電所からの放射線や放射性物質の放出による周辺環境への影響を把握し、屋内退避や飲料水、飲食物の摂取制限等、各種防護対策への必要な環境情報を的確に提供する。さらに、環境放射線量や環境試料中の放射性物質濃度等から、公衆の被ばく線量を推定・評価し、住民の健康調査や健康相談を適切に行うための評価材料を提供することにより、住民の安全確保を図る。

第2 緊急時モニタリング等の実施

(1) 情報収集事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。

(2) 警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、警戒事態発生の通報を受けたときは、「福井県モニタリング本部」を設置し、平常時モニタリングの強化等緊急時モニタリングの準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告するとともに、国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に協力する。

(3) 緊急時モニタリングセンターの立上げおよび緊急時モニタリング実施計画の策定

施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、県は、国による緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。

国は、指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布および地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況および気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとされている。

(4) 緊急時モニタリングの実施

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

第3 緊急時モニタリングの実実施計画の改訂への参画

国は、原子力施設の状況、放射線状況および防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂することとされている。県は、緊急時モニタリングセンターを通じてこの改訂に協力する。

第4 モニタリング結果の共有

緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター内、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）およびオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。

また、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）が行ったモニタリング結果の評価等を緊急時モニタリングセンターおよびオフサイトセンター放射線班と共有する。

県は、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、県内全市町に連絡する。

第5 動員配備の基準

緊急時モニタリングの動員配備の基準および人員等は、別表1のとおりとする。

配備体制は、県原子力安全対策課長が、知事の命を受け決定するものとする。

別表1（本節第4関係）

緊急事態区分	配備基準	配備体制	動員体制
警戒事態 (第1段階)	(1) 福井県内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 福井県に大津波警報が発令されたとき (3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき (4) その他、国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断したとき (5) その他、知事が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき	福井県モニタリング本部設置	○県 ・原子力環境監視センター ・緊急時モニタリング要員 (詳細は別に定める) ○原子力事業者 ・関西電力㈱ ・日本原子力発電㈱ ・(独) 日本原子力研究開発機構
施設敷地緊急事態 (第2段階)	(1) 施設敷地緊急事態が発生したとき (2) その他、知事が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき	緊急時モニタリングセンターの指揮下で福井県モニタリング本部が活動継続	上記に加え ○市町の支援要員 ○県外地方公共団体の支援要員 ○県外原子力事業者の支援要員 (詳細は別に定める)
全面緊急事態 (第3段階)	(1) 全面緊急事態が発生したとき (第1章第4表2参照)		

第6 緊急時モニタリング要員の要請等

県は、県内市町に対し、必要に応じて、福井県モニタリング本部への職員の派遣およびその他緊急時モニタリングの実施に関して必要な協力を要請するものとする。

緊急時モニタリングセンター長は、必要に応じて、県外地方公共団体および県外原子力事業者に対しモニタリング要員の動員を要請するものとする。

第7 福井県モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの組織・運営等

福井県モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの組織・運営等については、「福井県緊急時モニタリング計画」によるものとする。

第4節 住民等への情報伝達活動

第1 基本方針

原子力災害は、放射性物質または放射線による影響が五感に感じられないことなどの特殊性を有していることから、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を防止し、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する情報提供、広報などを迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

第2 広報の留意事項

- (1) 県および市町は、原子力災害時に住民に対し適切な情報を提供するため、同報系の防災行政無線、テレビ、ラジオ、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等を有効に活用するものとする。
- (2) 県、市町および関係防災機関は、情報提供に当たっては、緊急時の住民の動揺や混乱を防止するため、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備するなど、できるだけ住民が理解しやすく、誤解を招かないよう、繰り返し広報するものとする。
- (3) 県、国、市町その他防災関係機関が連携し、情報の一元化を図る体制をとるとともに、情報の空白時間を生じさせないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

なお、インターネット等によって不確かな情報が流布しがちであることに十分注意する。

- (4) 県および関係市町は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象予測および放射性物質の大気中拡散予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果および出荷制限等の状況、県、関係市町等が講じている施策、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定および要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- (5) 県および関係市町は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表および広報活動を行うものとする。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体、原子力事業者等と相互に連絡をとりあうものとする。
- (6) 県および関係市町は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

第3 県の広報体制

- (1) 県は、緊急時に該当する場合、直ちに必要な事項について記者発表および広報を行うものとする。

る。

- (2) 警戒本部および災害対策本部設置時には県庁 6 階大会議室に、また、現地本部設置時には現地原子力防災センターに記者発表室を設置し、報道機関等に対応するものとする。

ただし、国の現地事故対策連絡会議の設置後、現地原子力防災センターにおいては、国の広報責任者が報道機関の対応に当たることとされているが、県および関係市町は、現地本部の報道主管者が国の記者会見に同席し、県や関係市町の対応や住民対応など必要な情報を提供するものとする。

- (3) 県は、報道機関を通じ、県民に対して防護対策に係る必要な情報、注意事項、県の対策等を周知徹底するものとする。

- (4) 報道主管者は、報道機関への広報について、特に状況の変化がない以外、時間を設定して行うものとするが、災害状況の変化等があった場合はその都度対応するものとする。

また、この場合において、報道主管者は、必要に応じて警戒本部または災害対策本部の各部各班の担当者を同席させることができる。

- (5) 県は、表 1 に掲げる報道機関との「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県民への広報について要請するものとする。

表 1 放送要請先

機関名	郵便番号	所在地	電話番号	連絡窓口
日本放送協会 福井放送局	910 -8680	福井市 宝永 3-3-5	福井(0776)28-8873 28-8850 (代表)	放送部
福井放送 株式会社	910 -8588	福井市 大和田町 37-1-1	福井(0776)57-7802 57-1000(代表・夜間)	報道部
福井テレビジョン 放送株式会社	918 -8688	福井市 問屋町 3-410	福井(0776)21-2234 21-2233 (代表) 21-2239 (夜間)	報道部
福井エフエム 放送株式会社	910 -8553	福井市 御幸町 1-1-1	福井(0776)21-2100 (代表)	業務部
福井県ケーブル テレビ協議会 ※要請は、協議会 の会員に直接連絡	910 -0857	福井市 豊島 1-3-1 福井ケーブルテレビ 株式会社内	福井(0776)20-3377 (代表)	事務局
特定非営利活動法人 たんなん 夢レディオ	916 -0026	鯖江市 本町 2-2-16 地域交流センター1F	鯖江(0778)53-2562 (代表)	
敦賀FM放送 株式会社	914 -0051	敦賀市 本町 2-12-3	敦賀(0770)23-3370 (代表)	

- (6) 県は、放射性物質または放射線による人体への影響等を考慮し、報道機関に対して原子力災害が発生した原子力事業所での取材制限の措置をとることができるものとする。

なお、この措置をとった場合には、現地原子力防災センターでの記者発表に原子力事業者の同席を得るなどの対応を図るものとする。

- (7) 県は、原則として、警戒本部、災害対策本部および現地原子力防災センターへの報道機関の入

室を制限するものとする。

ただし、あらかじめ定めた場所についてはこの限りでない。

- (8) 県は、関係市町に対し、県防災行政無線等を活用し、広報の実施に必要な情報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。
- (9) 県は、関係市町を除く県内全市町に対し、県防災行政無線等を活用し、報道機関へ発表した内容、防災対策の必要性の有無等を迅速かつ的確に伝達するものとする。
- (10) 県は、地元漁業協同組合の協力を得て、漁業無線等を利用して海上の沿岸小型漁船に必要な情報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。
- (11) 県は、写真、VTR、携帯型映像伝送装置等を活用した情報収集を行うため、必要に応じ職員を現地に派遣するものとする。

第4 県が行う広報事項

県は、以下に示す段階ごとに県民への広報を迅速かつ的確に実施する。ただし、全国への情報提供は、国と連携して行うものとする。

- (1) 原子力災害警戒本部を設置したとき

＜広報事項＞

- ア 県からの緊急広報であること
- イ 県および関係市町に警戒本部を設置したこと
- ウ 原子力災害が発生した原子力事業所の名称およびその場所
- エ 事故の状況
- オ 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響
- カ 原子力災害が発生した原子力事業所の対応状況
- キ 県、関係市町その他防災関係機関の対応状況
- ク 住民および一時滞在者のとるべき措置
- ケ 相談窓口の設置場所および問合せ先
- コ その他必要事項

- (2) 原子力災害対策本部を設置したとき

＜広報事項＞

上記(1)に掲げる広報事項に準じるものとする。

- (3) 原子力緊急事態宣言が発出されたとき

原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて広報内容を十分内容を確認した上で、広報活動を行うものとする。

＜広報事項＞

上記(1)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。

- ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したこと
 - イ 国の原子力災害対策本部および原子力災害現地対策本部が設置されたこと
- (4) 住民等の退避等を要する区域（以下「防護対策区域」という）を決定したとき

＜広報事項＞

上記(1)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。

- ア 決定した防護対策の内容
- イ 防護対策区域の範囲および地名
- ウ 防護対策区域およびその周辺の交通規制の内容
- エ 安定ヨウ素剤の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項

第5 関係市町が行う広報事項

関係市町は、県等からの指示に従い、CATV、同報系の防災行政無線、広報車等を活用し、以下に示す段階ごとに住民への広報を的確に行うものとする。

(1) 原子力災害警戒本部を設置したとき

＜広報事項＞

- ア 関係市町からの緊急広報であること
- イ 関係市町および県に警戒本部を設置したこと
- ウ 原子力災害が発生した原子力事業所の名称およびその場所
- エ 事故の状況
- オ 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響
- カ 原子力災害が発生した原子力事業所の対応状況
- キ 関係市町、県その他防災関係機関の対応状況
- ク 住民および一時滞在者のとるべき措置
- ケ 相談窓口の設置場所および問合せ先
- コ その他必要事項

(2) 原子力災害対策本部を設置したとき

＜広報事項＞

上記(1)に掲げる広報事項に準じるものとする。

(3) 原子力緊急事態宣言が発出されたとき

原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて広報内容を十分確認した上で、広報活動を行うものとする。

＜広報事項＞

上記(1)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。

- ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したこと
- イ 国の原子力災害対策本部および原子力災害現地対策本部が設置されたこと

(4) 防護対策区域を決定した指示があった場合

＜広報事項＞

上記(1)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。

- ア 決定した防護対策の内容
- イ 防護対策区域の範囲および具体的な設定地域の内容
- ウ 防護対策区域およびその周辺の交通規制の内容
- エ 安定ヨウ素剤の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項

なお、防護対策区域を決定した指示があった場合以後については、避難所等施設内に対しても同様の事項を広報するものとする。

第6 県警察が行う広報

県警察は、周辺住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、被災者の安否、医療機関、交通規制、避難方法等に関する情報を正確かつきめ細かに伝達するものとする。

第7 指定地方行政機関等が行う広報

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの広報計画に基づき広報を実施するものとする。

また、重要な事項の広報については、事前に県、関係市町および防災関係機関に連絡するものとする。

第8 資料の保存

県、関係市町その他防災関係機関は、収集または取材した資料、写真等を整理・保存するものとする。

第9 相談窓口の開設

県は、警戒本部を設置したときは、住民や企業等からの相談、問い合わせ等に対応するための相談窓口を県民サービス室、嶺南振興局等に開設するものとする。

また、問い合わせの対応に当たり、相談者のニーズを見極め情報を収集し整理を行うものとする。

第10 安否情報の提供

県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、所在市町、関係周辺府県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第11 災害情報インターネット通信システムの活用

県および関係市町は、災害情報インターネットシステムを活用し、避難者等の安否情報、災害情報等を迅速に収集するとともに、県民、防災関係機関等に対して的確な情報を提供するものとする。

第12 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第12節「要配慮者に配慮した応急対策」によるものとする。

第5節 避難、屋内退避等の防護措置

第1 基本方針

住民の生命および身体を原子力災害から保護することが重要であることから、避難、屋内退避等の防護措置について定め、住民の安全確保を図る。

第2 避難等の防護対策の実施

(1) 避難および一時移転

避難および一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果を踏まえ、気象予測やSPEEDIネットワークシステムによる拡散予測の結果等を参考にしつつ、実施の判断を行った上で、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならないことになっている。

(2) 屋内退避

屋内退避は、避難の指示等が国から行われるまで放射線被ばくのリスクを軽減しながら待機する場合や、避難または一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国からの指示により行うものである。

特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

(3) 県は、指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

表1 避難等の基準（「OILと防護措置」抜粋）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線:40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線:13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

第3 緊急時活動レベル（EAL）に基づく防護措置

(1) 警戒事態（第1段階）発生時の措置

ア 県の措置

(ア) 施設敷地緊急事態要避難者への避難準備の要請（PAZ関係市町）

県は、P A Z 関係市町に対し、災害対策基本法第 7 2 条第 2 項の規定により、P A Z 内の 施設敷地緊急事態要避難者 に対する避難準備指示を行うよう、要請するものとする。

(イ) 施設敷地緊急事態要避難者の搬送準備および広報の要請 (消防)

県は、P A Z 関係消防本部に対し、次のとおり要請するものとする。

- ・救急車による P A Z 内の 施設敷地緊急事態要避難者 の搬送準備を行うこと。
- ・消防団による P A Z 内の 施設敷地緊急事態要避難者 への避難準備広報を行うこと。

(ウ) 避難誘導準備および交通規制の要請 (警察)

県は、県警察に対し、P A Z 内の 施設敷地緊急事態要避難者 の避難誘導準備および P A Z 内への車両流入規制等の交通規制を要請するものとする。

(エ) バスの派遣準備の要請 (P A Z 関係市町および県バス協会)

県は、P A Z 関係市町および福井県バス協会に対し、P A Z 内の 施設敷地緊急事態要避難者 の輸送のため、バスの派遣準備を要請するものとする。

(オ) 出動準備の要請 (自衛隊および海上保安庁)

県は、自衛隊および敦賀海上保安部に対し、住民の緊急輸送の支援を受けるため、次のとおり要請するものとする。

- ・応急出動が可能な車両、船舶、航空機の確認および県への連絡を行うこと。
- ・住民の緊急輸送の支援を行うための出動準備を行うこと。

(カ) 一時滞在者の退避の広報の要請 (P A Z 関係市町、消防および警察)

県は、P A Z 関係市町、P A Z 関係消防本部および県警察に対し、P A Z 内に滞在する観光客等一時滞在者の P A Z 外への退避について、広報を要請するものとする。

(キ) 施設敷地緊急事態要避難者の受入準備要請 (受入県・市町)

県は、県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する県 に対し、施設敷地緊急事態要避難者の受入の準備を要請するものとする。

イ P A Z 関係市町の措置

(ア) 施設敷地緊急事態要避難者への避難準備の指示

P A Z 関係市町は、上記ア(ア)の県の要請を受け、P A Z 内の 施設敷地緊急事態要避難者 に対し、避難準備を指示するものとする。

(イ) 一時集合施設の開設

P A Z 関係市町は、P A Z 内の住民や 施設敷地緊急事態要避難者 が避難のため集合する施設として、「一時集合施設」を開設するものとする

ウ 県警察の措置

県警察は、県の要請を受け、周辺地域に関する情報収集、周辺住民等に対する情報の提供、災害対策基本法第 7 6 条第 1 項および道路交通法に基づく交通規制を行うものとする。

(2) 施設敷地緊急事態 (第 2 段階) 発生時の措置

ア 県の措置

(ア) 住民への避難準備の要請および施設敷地緊急事態要避難者への避難の要請 (P A Z 関係市町)

県は、P A Z 関係市町に対し、災害対策基本法第 7 2 条第 2 項の規定により、次のとおり要請するものとする。

- ・ P A Z 内の住民に対する避難準備指示を行うこと。
 - ・ P A Z 内の施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示を行うこと。
- (イ) 施設敷地緊急事態要避難者の搬送および避難誘導の要請（消防）
 県は、P A Z 関係消防本部に対し、次のとおり要請するものとする。
- ・ 救急車による P A Z 内の施設敷地緊急事態要避難者の搬送を行うこと。
 - ・ 消防団による P A Z 内の施設敷地緊急事態要避難者の避難誘導を行うこと。
- (ウ) 避難誘導および交通規制の要請（警察）
 県は、県警察に対し、P A Z 内の施設敷地緊急事態要避難者の避難誘導および交通規制の実施を要請するものとする。
- (エ) バスの派遣要請（P A Z 関係市町、県バス協会）
 県は、P A Z 関係市町および福井県バス協会に対し、P A Z 内の施設敷地緊急事態要避難者の輸送のため、バスの派遣を要請するものとする。
- (オ) 施設敷地緊急事態要避難者の緊急輸送の支援要請（自衛隊、海上保安庁）
 県は、自衛隊および敦賀海上保安部に対し、車両、船舶、航空機等による対象地域の施設敷地緊急事態要避難者の緊急輸送の支援を要請するものとする。
- (カ) 施設敷地緊急事態要避難者の受入要請（受入県・市町）
 県は、県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する県に対し、P A Z 内の施設敷地緊急事態要避難者の受入を要請するものとする。
- (キ) P A Z 内の住民の受入準備要請（受入県・市町）
 県は、県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する県に対し、P A Z 内の住民の受入の準備を要請するものとする。
- (ク) 予防的防護措置（屋内退避）準備の伝達（U P Z 関係市町）
 県は、U P Z 関係市町に対し、国の指示により、U P Z 内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うことを要請するものとする。
- イ P A Z 関係市町の措置
- (ア) 住民への避難準備および施設敷地緊急事態要避難者への避難の指示
 P A Z 関係市町は、上記ア(ア)の県の要請を受け、次のとおり指示するものとする。
- ・ P A Z 内の住民は、避難準備を行うこと。
 - ・ P A Z 内の施設敷地緊急事態要避難者は、避難を行うこと。
- (イ) 避難車両中継所の開設
 P A Z 関係市町は、「避難車両中継所」を開設するものとする。
 自衛隊車両等により避難車両中継所まで避難した住民は、避難車両中継所から県または P A Z 関係市町が確保した避難用のバスにより、市町から指示のあった県内または県外の避難先へ避難するものとする。
- ウ 県警察の措置
 県警察は、県の要請を受け、周辺地域に関する情報収集、周辺住民等に対する情報の提供、避難誘導、災害対策基本法第 7 6 条第 1 項および道路交通法に基づく交通規制を行うものとする。
- (3) 全面緊急事態（第 3 段階）発生時の措置

ア 県の措置

(ア) 住民への避難の要請（P A Z 関係市町）

県は、P A Z 関係市町に対し、災害対策基本法第 7 2 条第 2 項の規定により、P A Z 内の住民に対する避難指示を行うことを要請するものとする。

(イ) 住民の避難誘導要請（消防）

県は、P A Z 関係消防本部に対し、消防団による P A Z 内の住民の避難誘導を要請するものとする。

(ウ) 避難誘導および交通規制の要請（警察）

県は、県警察に対し、P A Z 内の住民の避難誘導および交通規制の実施を要請するものとする。

(エ) バスの派遣要請（P A Z 関係市町および県バス協会）

県は、P A Z 関係市町および福井県バス協会に対し、P A Z 内の住民の輸送のため、バスの派遣を要請するものとする。

(オ) 住民の緊急輸送の支援要請（自衛隊および海上保安庁）

県は、自衛隊および敦賀海上保安部に対し、車両、船舶、航空機等による P A Z 内の住民の緊急輸送の支援を要請するものとする。

(カ) 住民の受入要請（受入県・市町）

県は、県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する県に対し、P A Z 内の住民の受入を要請するものとする。

(キ) 避難遅延者の有無の確認要請（消防、警察および自衛隊）

県は、P A Z 関係消防本部、県警察、自衛隊に対し、P A Z 内の避難遅延者の有無の確認を要請するものとする。

(ク) U P Z 内の住民の受入準備要請（受入県・市町）

県は、県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する県に対し、U P Z 内の住民の受入の準備を要請するものとする。

(ケ) 予防的防護措置（屋内退避）の伝達（U P Z 関係市町）

県は、U P Z 関係市町に対し、国の指示により、U P Z 内における屋内退避を行うことを要請するものとする。

(コ) 予防的防護措置（屋内退避）の注意喚起（U P Z 外市町）

県は、U P Z 外の市町に対し、国の指示により、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

イ P A Z 関係市町の措置

(ア) 住民への避難の指示

P A Z 関係市町は、国の指示および上記ア(ア)の県の要請を受け、P A Z 内の住民に対し、避難を指示するものとする。

(イ) 住民の避難状況の確認

P A Z 関係市町は、県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する市町の協力を得て、避難施設において P A Z 内の住民の避難状況の確認を行うものとする。

ウ U P Z 関係市町の措置

(7) 住民への屋内退避の指示

UPZ関係市町は、国の指示および上記ア(7)の県の伝達を受け、UPZ内の住民に対し、屋内退避を指示するものとする。

エ 県警察の措置

県警察は、県の要請を受け、周辺地域に関する情報収集、周辺住民等に対する情報の提供、避難誘導、災害対策基本法第76条第1項および道路交通法に基づく交通規制、PAZ内の避難遅延者の有無の確認を行うものとする。

第4 運用上の介入レベル（OIL）に基づく避難等の措置

(1) 県の措置

ア 住民への屋内退避または避難の要請（関係市町）

県は、緊急時モニタリング結果および指針を踏まえた国の指導、助言または指示に基づき、OILの基準値を超え、または超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、当該地域を含む市町に対し、災害対策基本法第72条第2項の規定により、住民に対する屋内退避または避難の指示を行うことを要請するものとする。

イ 住民の避難誘導要請（消防）

県は、避難対象区域を所管する消防本部に対し、消防団による住民の避難誘導を要請するものとする。

ウ 避難誘導および交通規制の要請（警察）

県は、県警察に対し、住民の避難誘導および交通規制の実施を要請するものとする。

エ バスの派遣要請（関係市町および県バス協会）

県は、避難対象区域を含む市町および福井県バス協会に対し、住民の輸送のため、バスの派遣を要請するものとする。

オ 住民の緊急輸送の支援要請（自衛隊および海上保安庁）

県は、自衛隊および敦賀海上保安部に対し、車両、船舶、航空機等による住民の緊急輸送の支援を要請するものとする。

カ 住民の受入要請（受入県・市町）

県は、県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する県に対し、住民の受入を要請するものとする。

キ 避難遅延者の有無の確認要請（消防、警察および自衛隊）

県は、関係消防本部、県警察、自衛隊に対し、避難遅延者の有無の確認を要請するものとする。

(2) OILの基準を超え、または超えるおそれがあると認められる地域を含む市町の措置

ア 住民への屋内退避または避難の指示

緊急時モニタリング結果および指針を踏まえた国の指導、助言または指示に基づき、OILの基準値を超え、または超えるおそれがあると認められる地域を含む市町は、上記(1)アの県の要請を受け、当該地域の住民に対し、屋内退避または避難を指示するものとする。

イ 住民の避難状況の確認

避難指示を行った市町は、県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する市町

の協力を得て、避難施設において住民の避難状況の確認を行うものとする。

第5 避難手段

避難対象地域の住民避難は、市町の指示により、次のとおり行うものとする。

(1) 自家用車による避難

ア 自家用車による避難が可能な住民は、自家用車による避難を行うものとする。この場合、市町は、避難対象地域の住民に対し、交通誘導整理を行っている警察官等の指示に必ず従うよう、周知するものとする。

イ 市町は、自家用車による避難を行う住民について、次の手段により避難状況を把握するものとする。

(ア) 市町は、避難対象地域の住民に対し、自家用車による避難を行う際には、自宅に「自家用車で避難済み」を知らせる表示（旗、リボン等）をするよう、事前に周知するものとする。

市町は、消防本部に対し、消防団は対象地域を巡回し、自家用車による避難状況の確認を行い、市町に連絡するよう、指示するものとする。

(イ) 市町は、避難対象地域の住民に対し、特別の事情により、下記(2)イで定める県内の避難先以外の場所に避難した場合には、市町に避難先を連絡するよう、事前に周知するものとする。

(2) 自家用車以外での避難

ア 自家用車による避難をしない住民は、市町が定める場所から、県または市町が確保した避難用のバスによる避難を行うものとする。

なお、避難に当たっては、あらかじめ定めた一時集合施設に集合し、県または市町が確保した避難用のバスもしくは応急出動した自衛隊車両による避難を行うものとする。

イ 自衛隊車両等により避難した住民は、市町が定める場所から、県または市町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難するものとする。

なお、避難に当たっては、避難車両中継所から県またはP A Z 関係市町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難するものとする。

ウ 県が自衛隊、海上保安庁等に要請し、応急出動した船舶またはヘリコプターにより避難を行う住民は、県または市町があらかじめ指定した避難先近辺の港湾またはヘリポートまで移動し、その後、県または市町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難するものとする。

なお、避難に当たっては、県または市町があらかじめ指定した半島部の港湾または漁港もしくは臨時ヘリポートから、船舶、ヘリコプター等で、あらかじめ指定した避難先近辺の港湾またはヘリポートまで移動し、その後、県または市町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難するものとする。

(3) 要配慮者の避難手段

避難対象地域の要配慮者の避難は、市町の指示により、次のとおり行うものとする。

ア 学校の生徒等および保育園の園児

(ア) 学校の生徒等が在校時においては、県または市町が確保した避難用のバスもしくは応急出動した自衛隊車両によりあらかじめ定めた避難先に避難を行うものとする。

イ 在宅の要介護高齢者・障害者等

(ア) 在宅の要介護高齢者・障害者等については、家族、地域等の協力により自家用車による避難を行うものとする。

(イ) 介助が必要な要配慮者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両等によりあらかじめ定めた福祉避難所に搬送するものとする。この場合、必要に応じ、県は、自衛隊、海上保安庁等に対し車両、船舶、ヘリコプター等による搬送を要請するものとする。

ウ 病院の入院患者および社会福祉施設の入所者

(ア) 病院の入院患者および社会福祉施設の入所者は、県または市町が確保した避難用のバスによる避難を行うものとする。

(イ) 介助が必要な入院患者・入所者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両等によりあらかじめ定めた医療機関または福祉避難所に搬送するものとする。この場合、必要に応じ、県は、自衛隊、海上保安庁等に対し車両、船舶、ヘリコプター等による搬送を要請するものとする。

(4) 避難手段の早期確保

県は、早い段階での避難手段を確保するため、警戒事態の段階で、自衛隊、海上保安庁その他関係機関への要請を開始するものとする。

第6 避難所等

(1) 県は、避難対象区域を含む市町に対し、緊急時に必要に応じ、指定避難所およびスクリーニング等の場所の開設ならびに住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設することを支援するものとする。

(2) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県および市町に提供するものとする。

(3) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難が長期化した場合等には、必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿およびごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(4) 県は、厚生労働省と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、

計画的に実施するものとする。

また、県は避難対象区域を含む市町と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

- (5) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品や女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (6) 県は、国および避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 県は、国および避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせんおよび活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。
- (9) 県警察は、避難場所における窃盗を始めとする各種犯罪の防止等生活の安全安心を図るものとする。

第7 広域避難等

- (1) 県は、広域避難を行う必要が生じた場合、事前に定めた広域避難受入先となる県内市町および県外の受入先市町を含む県と協議し、避難所の供与その他必要な要請を行うものとする。
- (2) 広域一時滞在
 - ア 県は、避難の長期化等に鑑み、応急仮設住宅等への収容が必要となる場合、避難対象区域を含む市町、受入先となる県内市町および県外の受入先市町を含む県と協議し、広域一時滞在のための必要な要請を行うものとする。
 - イ 国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体および当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、県は、市町から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。
 - ウ 国は、市町および県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、県に代わって、広域一時滞在のための協議を行うものとされている。
 - エ 国の原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁および緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した県にも計画の内容を示すも

のとされている。

県は必要に応じ、国の原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。

オ 県は、被災した場合、避難収容関係省庁および緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

第8 住民への情報提供

県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測および大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

第9 避難状況の確認

県は、避難のための立退きの勧告または指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

第10 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告または指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合およびあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県または避難対象区域を含む市町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

第11 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの勧告または指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

第12 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第12節「要配慮者に配慮した応急対策」によるものとする。

第13 飲料水、飲食物および生活必需品の供給

(1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情

- を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 県は、備蓄物資、自ら調達した物資および国、他の都道府県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
 - (3) 県および市町は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）または原子力災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。
 - (4) 県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送するものとする。
 - (5) 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき物資または資材ならびに運送すべき場所または期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資または資材の運送を要請するものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資または資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

第 14 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

県は、国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携し、関係市町等が設定した警戒区域または避難を勧告もしくは指示した区域について、居住者等の生命または身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告または指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

第6節 警備および交通対策

第1 基本方針

原子力災害が発生した場合には、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、住民の生命、身体および財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の災害警備活動を行う。

第2 警戒区域の設定等

- (1) 関係市町は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができるとされているが、県は、災害応急措置が円滑かつ的確に行われるようにするため特に必要があると認められる場合は、同法第72条第1項の規定に基づき、関係市町に当該区域の設定を指示するものとする。
- (2) 県は、関係市町が避難を勧告または指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告または指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう県警察本部および敦賀海上保安部に要請するものとする。また、関係市町に対して上記措置に必要な資機材の整備を助言するものとする。
- (3) 県警察は、避難を行った地域およびその周辺について、犯罪の発生状況に関する情報を提供するとともに警戒警らを実施して、犯罪の防止に努めるものとする。
- (4) 県警察は、避難住民等の警戒区域への一時立入りが行われるときは、関係機関と連携して、その安全な実施に必要な支援を行うものとする。
- (5) 県警察は、原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、関係市町が引き続き警戒区域、避難指示区域等を設定したときは、必要な措置を継続するものとする。

第3 災害警備対策

(1) 県警察の措置

県警察は、「福井県警察原子力災害警備計画」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 敦賀海上保安部の措置

敦賀海上保安部は海上保安庁防災業務計画に基づき防災業務の総合的かつ計画的な実施を図るものとする。

ア 対策本部の設置

原子力災害が発生した場合、海上保安庁長官または第八管区海上保安本部長は、別に定めるところにより対策本部を設置するものとする。

イ 応急対策

上記アにより設置した対策本部は、次の応急対策を行うものとする。

- (ア) 通信の確保
- (イ) 警報等の伝達
- (ウ) 情報の収集
- (エ) 海難救助等

- (イ) 海上交通安全の確保
- (カ) 治安の維持
- (キ) 物資の収容、保管等
- (ク) 広報の実施
- (ケ) 船舶の交通制限または禁止

第4 交通規制対策

原子力災害発生直後の交通混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行路等を確保するものとする。

(1) 通行支障箇所の通報連絡

道路管理者は、その管理に属する道路橋りょう等の通行支障箇所について、必要に応じ関係警察署長その他防災関係機関に通報または連絡するものとする。

(2) 交通規制措置

ア 交通規制の実施および緊急交通路の指定

県警察は、緊急時において、物資輸送等緊急通行車両の通行を確保するため、「福井県警察原子力災害警備計画」に基づき、災害対策基本法第76条第1項および道路交通法に基づく交通規制を実施するものとする。

また、警察庁の調整のもと、隣接および近接各府県警察において、前記交通規制を実施するものとする。

なお、必要に応じて「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」に基づき、一般社団法人福井県警備業協会に対して、交通誘導の実施等の協力を要請するものとする。

イ 規制区間における関係消防本部、自衛隊等の措置命令等

通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3第3項の規定に基づき、車両その他の物件の移動等必要な措置命令を行うことができるものとする。

また、消防吏員は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同法第76条の3第4項の規定に基づき、同様の措置を行うことができるものとする。

なお、自衛官および消防吏員がこの措置を行ったときには、直ちに、当該命令をし、または措置をとった場所を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

ウ 一般住民への周知

県公安委員会は、上記アの交通規制を行う場合、一般住民への周知を図るため報道機関に協力を要請するほか、日本道路交通情報センター福井センターおよび交通情報板等を通じ、規制の区域、区間、迂回路等を広報するものとする。また、立看板、案内図等を掲示し、交通規制の内容について周知するものとする。

なお、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、または制限する場合は災害対策基本法施行規則第5条の規定に基づく標示を設置する。

(3) 緊急通行車両等の確認等

ア 緊急通行車両等の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車および原災法第26条第1項の規定に基づく緊急事態応急対策の円滑かつ的確な実施のため、その通行を確保することが必要として災害対策基本法施行令第32条の2第2号の規定に基づく車両とする。

イ 緊急通行車両等確認標章および証明書の交付

知事または県公安委員会は、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づき、上記アの車両の使用者等の申請により、当該車両が災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を行うものとする。

確認された場合は、当該車両の使用者等に対し、災害対策基本法施行規則第6条の規定に基づく標章および証明書を交付するものとする。

この場合、県が所有し、または調達した車両については知事が行い、市町等公共団体およびその他の者が所有し、または調達した車両については県公安委員会が行う。

(4) 道路管理者の措置

道路管理者は、その管理に属する道路橋りょうに被害が生じた場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、県警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、または制限するものとする。

(5) 海上交通規制措置

敦賀海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ船舶の交通を制限し、または禁止するものとする。

第5 立入制限措置

(1) 県の措置

県は、関係市町に対し、設定した警戒区域に応急対策に従事する者以外の立入を制限するよう指示するとともに、県警察および敦賀海上保安部に協力を要請する。また、関係市町に対して、上記立入制限措置に必要な資機材の整備を助言するものとする。

県は、立入制限を決定したときは、報道機関に協力を要請し、住民等に対して警戒区域の周知を図る。

(2) 関係市町の措置

関係市町は、県警察および敦賀海上保安部と協力し、警戒区域への立入制限を実施するとともに、CATV、同報系の防災行政無線、広報車等あらゆる方法を使用し、住民に対して警戒区域の周知を図るものとする。

(3) 敦賀海上保安部の措置

敦賀海上保安部は、海上に放射性物質の影響が及んだとき、または及ぶおそれのある場合、通行船舶に対し航行制限、航泊禁止等の措置を講じるとともに、巡視船艇等により通行船舶等に対して周知を図るものとする。

第6 飛行規制措置

(1) 県の措置

県は、緊急時において、空中に放射性物質の影響が及んだとき、または及ぶおそれのあるとき、あるいは緊急時モニタリング活動等の災害応急対策に従事するヘリコプター等に支障が生じると認められる場合等は、国に飛行規制を要請するものとする。

(2) 国の措置

国は、県の要請を受け、緊急時モニタリング活動等の災害応急対策に従事するヘリコプター等を優先させ、他の航空機等については極力制限する等、災害時に即応した飛行規制を行うとともにその周知を図るものとする。

第7節 救助・救急および消火活動

第1 基本方針

原子力災害は広域的な災害となる可能性があるため、防災関係機関相互の緊密な連携による救助・救急および消火活動体制を確立し、迅速かつ的確に実施する。

第2 陸上における救助・救急および消火対策

(1) 関係市町の措置

関係市町は、救助・救急活動を行うに当たっては、県警察および関係消防本部の協力を得て実施するものとする。

また、県に対し被害の状況および応援の必要性等を連絡するとともに、関係市町自体の能力で救助活動を行うことが困難なとき、または救助活動に必要な車両等の調達を必要とするときは、福井県広域消防相互応援協定に基づき県内市町（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）に対し応援を要請するものとする。

(2) 関係消防本部の措置

関係消防本部は、関係市町、県警察その他防災関係機関と協力して救助・救急活動を行うものとする。

また、消火活動について、関係消防本部は、関係市町、県警察その他防災関係機関と協力し、退避等の指示が行われると同時に、あらゆる手段および方法により、住民に対して出火防止および初期消火について次の事項を中心に広報するものとする。

ア 火気の遮断

退避等を行う前に、ガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、都市ガスはメーターコック、プロパンガスはボンベのバルブおよび石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

さらに、必要に応じて電気ブレーカーを遮断する。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、消火バケツ等で消火活動を行う。

(3) 県警察の措置

県警察は、火災が発生した場合には、必要に応じ、関係市町その他防災関係機関と協力して、住民の救助活動を行うものとする。

(4) 県の措置

ア 資機材の確保

県は、関係市町の行う救助・救急および消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県、原子力事業者その他団体業界からの協力により、救助・救急および消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講じるものとする。

イ 救助・救急および消火活動の応援要請

(ア) 県は、関係市町から救助・救急および消火活動について応援要請があったとき、または災害の状況等から必要と認められる場合には、消防庁、県内の関係市町を除く市町、県警

察、関係消防本部を除く消防本部、原子力事業者等に対し応援を要請するものとし、この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(イ) 県は、関係市町から、他都道府県の応援要請を求められた場合または周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合には、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った関係市町に連絡するものとする。

なお、消防庁への派遣要請については本章第15節「広域的応援の対応」によるものとする。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請については本章第16節「自衛隊の災害派遣要請等」によるものとする。

(5) 原子力事業者の措置

原子力事業者は、原子力施設の火災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確保しつつ、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行うものとする。

第3 海上における救助・救急対策

(1) 敦賀海上保安部の措置

敦賀海上保安部は、海上における災害発生に際しては、次の措置をとるものとする。

ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機または特殊救難隊によりその捜索救助を行うものとする。

イ 海上火災発生時において救助・救急および消火活動を実施するものとする。

ウ 避難の勧告もしくは指示の発令時において避難者の誘導および海上輸送を行うものとする。

エ 海上漂流者の救助・救急活動を行うものとする。

オ 船舶内における人命、負傷者および患者の救助・救急活動および収容を行うものとする。

(2) 県警察の措置

県警察は、船舶の避難等海上における災害発生に際しては、敦賀海上保安部、関係市町その他の関係機関と連携協力し、次の措置をとるものとする。

ア 避難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の確認措置をとるものとする。

イ 救助活動において、陸上で緊急輸送の確保が必要になった場合は、交通整理規制その他の所要措置をとるものとする。

ウ 行方不明者がある場合は、沿岸関係警察への手配等の措置をとるものとする。

(3) 県の措置

ア 県は、関係市町から海上での救助・救急活動について応援要請があったとき、または災害の状況等から必要と認められる場合には、敦賀海上保安部、県警察本部等に対し応援を要請するものとする。

イ 県は、また、県内の防災関係機関では対処できないと判断した場合には、速やかに自衛隊に対し災害派遣要請を行うものとする。

ウ 自衛隊の災害派遣要請については、本章第16節「自衛隊の災害派遣要請等」による

ものとする。

第4 空からの救助・救急対策

航空機やヘリコプターを活用した救助・救急活動を行うために、関係市町はあらかじめ緊急離着場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図るものとする。

- (1) 県は、関係市町から空中からの救助・救急活動について応援要請があったとき、または災害の状況等から必要と認められる場合には、県防災ヘリコプターによる救助活動を行うとともに、必要に応じ県警察、他都道府県等に対し応援を要請するものとする。
- (2) 県は、関係消防本部消防から、広域航空消防応援の要請があったときは、速やかに消防庁に対し「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）に基づく他都道府県または市町村消防機関所有のヘリコプターの派遣を要請するものとする。
- (3) 自衛隊の災害派遣要請については、本章第16節「自衛隊の災害派遣要請等」によるものとする。

第8節 緊急被ばく医療活動

第1 基本方針

住民および原子力事業所の従業者の生命、身体を原子力災害から保護するため、関連医療機関と密接な連携を図りつつ、総合的な判断と統一された見解に基づき医療措置を行うことが重要であることから、緊急被ばく医療体制を確立するとともに適切な緊急被ばく医療措置を講ずる。

第2 緊急被ばく医療体制

(1) 緊急時医療連絡室の設置

- ア 県（警戒本部長）が必要と認めるときは、現地における緊急時医療本部の設置準備を行うため、緊急時医療連絡室を現地原子力防災センターに設置するものとする。
- イ 緊急時医療連絡室長には、原子力災害が発生した原子力事業所を管轄する健康福祉センター所長をもって充てるものとする。
- ウ 緊急時医療連絡室は、県、地域医療機関を代表する者で構成するものとする。
- エ 緊急時医療連絡室は、必要に応じて緊急時医療本部に準じた業務を行うものとする。

(2) 緊急時医療本部の設置

- ア 県は、災害対策本部を設置したときは、直ちに現地原子力防災センターに緊急時医療本部を設置し、現地における医療活動を総括し、適切な医療措置を行うものとする。
- イ 緊急時医療本部長は、健康福祉部企画幹を充てるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。
- ウ 緊急時医療本部は、県、地域医療機関を代表する者および国から派遣される被ばく医療に係る医療チームを代表する者で構成するものとする。
- エ 県は、必要に応じ、災害医療アドバイザーおよび災害医療コーディネーターを災害対策本部および緊急時医療本部に配置する。

(3) 国および各関係医療機関への要請等

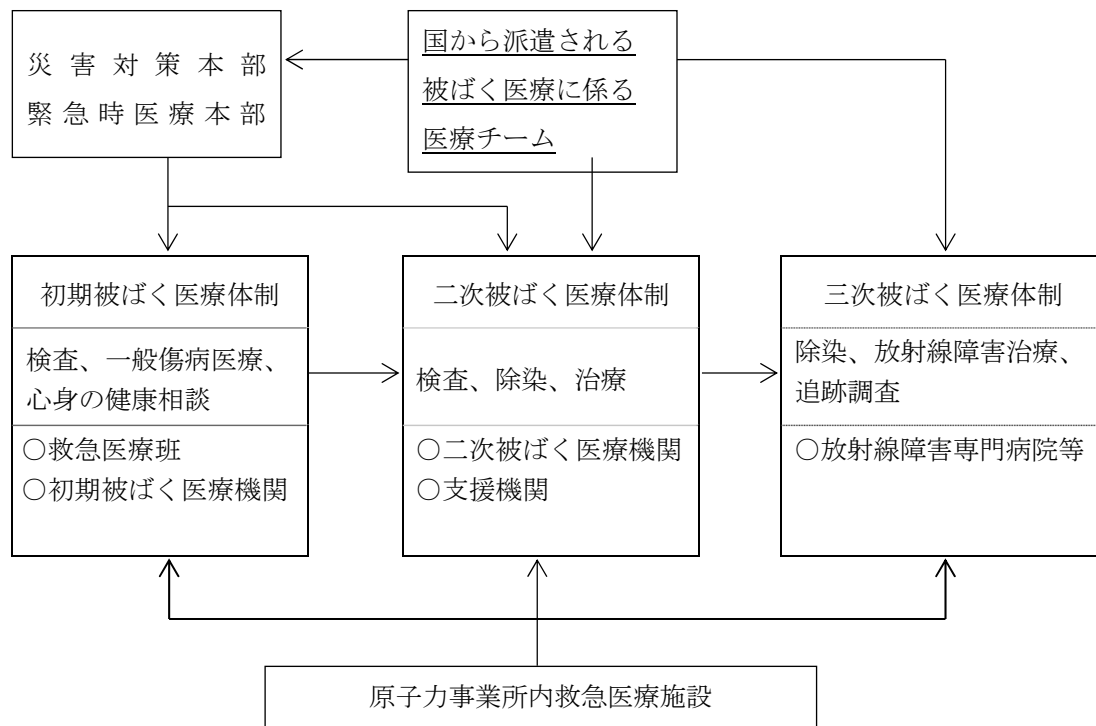
- ア 県は、国に対し、被ばく医療に係る医療チームの派遣および放射線障害専門病院等へ被ばく者の受入れの要請を行うものとする。
- イ 緊急時医療本部は、健康福祉センターおよび県立病院の職員に緊急時医療に当たらせるとともに、公的医療機関、日本赤十字社福井県支部、一般社団法人福井県医師会および原子力事業所に対し協力を要請するものとする。
- ウ 緊急時医療本部は、関係市町が避難所を設置したときは、直ちに救護所を設置するものとする。全ての避難所への救護所の設置が困難な場合は主要避難所を選定し救護所を設置する。救護所の運営については、関係市町との緊密な連携のもとに実施する。

(4) 緊急被ばく医療体制の基本的活動体制

ア 組織

原子力災害時には、図1のような組織を整備し、実効性の向上に努めるものとする。

図1 緊急被ばく医療基本活動体制



イ 国から派遣される被ばく医療に係る医療チーム

国から派遣される放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる被ばく医療に係る医療チームは、緊急時医療本部の構成員として、被ばく患者(被ばくしたおそれのある者を含む)に対する診断および処遇について、現地医療関係者等を指揮するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

ウ 初期被ばく医療体制

(ア) 原子力事業所における初期被ばく医療

事故が発生した原子力事業所内救急医療施設は、原子力事業所内における傷病者の応急処置とともに、サーベイランス、スクリーニングと被ばく線量測定を行うものとする。その後、除染や汚染の拡大防止を行い、汚染や被ばくの程度などに応じて、県に依頼し、県が決定した初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関または三次被ばく医療機関に搬送するものとする。

この場合、放射線管理要員(放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者)を被ばく患者に随行させるものとする。

放射線管理要員は、搬送に際し、汚染の拡大防止措置を実施するとともに、搬送機関や搬送車両等の汚染の有無を確認し、原子力事業者を含む関係機関へ報告するものとする。

また、当該事故が発生した以外の原子力事業所内救急医療施設は、緊急時医療本部のもとで、初期被ばく医療機関として協力するものとする。

(イ) 避難所等における初期被ばく医療

避難の場合の医療措置は、避難所等において救急医療班が実施するものとする。

県は、初期被ばく医療施設としての救護所に、救護所責任者（総括責任者）を置くこととする。

救急医療班は表 1 に示す健康福祉センター、県立病院、福井大学医学部附属病院等の公的医療機関および一般社団法人福井県医師会が派遣するものとする。

国の原子力災害対策本部は、指針を踏まえ、スクリーニングおよび除染措置を実施するよう県に指示するものとされている。

県は、指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両およびその乗務員を含む。）のスクリーニングおよびスクリーニング結果に応じたOILに基づく除染を行うものとする。

汚染検査にあたっては、救急医療班は、緊急時医療本部の下で、汚染検査、ふき取り等の簡易な除染、安定ヨウ素剤の予防服用の指導、通常の一般的傷病、身体的異常に対する処置や心身の健康相談を行うものとする。

なお、避難所等や原子力災害が発生した現地を管轄する健康福祉センター等においても心身の健康相談を行うものとする。

（救急医療班の構成）

① 救急医療班の人員

4～7名（医師1名、看護師、放射線技師、薬剤師、その他）

② 1日達成可能班数 61班

③ その他

一般的傷病等の検診器材、薬剤および自動車は原則として派遣機関で調達する。

緊急被ばく医療活動従事者は、放射性物質の汚染からの二次的取込みおよび医療措置に伴う汚染の拡大を防止することに十分注意するものとする。

(ウ) 医療機関における初期被ばく医療

① 外来診療

表 2-1 に示す初期被ばく医療機関では、原則として避難所等や原子力事業所から搬送されてくる被ばく患者の外来診療を行うものとし、ふき取り等の簡易な除染や救急処置を行うものとする。

② 外来診療支援

表 2-2 に示す初期被ばく医療支援機関では、原則として救急医療班として初期被ばく医療に参加するとともに、別表 2-1 に示す初期被ばく医療機関において行うこととしている初期被ばく患者の外来診療が、様々な事由により困難となった場合、または受入許容を超えた場合等に、被ばく患者の外来診療を行うものとし、ふき取り等の簡易な除染や救急処置を行うものとする。

表 1 救急医療班一覧

区 分	派遣機関	班 数
県		10
	健康福祉センター (福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭)	5
	県立病院	5
公的医療機関		17
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	日本赤十字社福井県支部 (福井赤十字病院)	6 (6)
	福井社会保険病院	1
	公立丹南病院	1
	国立病院機構福井病院	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	社会保険高浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	一般社団法人福井県医師会	33
合 計		60

表 2 - 1 初期被ばく医療機関（外来診療）

医療機関名	所在地
国立病院機構福井病院	敦賀市桜ヶ丘 33 - 11
市立敦賀病院	敦賀市三島町 1 - 6 - 60
杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2 - 2
社会保険高浜病院	高浜町宮崎 87 - 14 - 2

表 2-2 初期被ばく医療支援機関（外来診療支援）

医療機関名	所在地
福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1
福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1
福井社会保険病院	勝山市長山町 2-6-2 1
公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-3 1

エ 二次被ばく医療体制

初期被ばく医療措置の後、汚染の残存する被ばく患者または相当程度の被ばくをしたと推定される被ばく患者を、入院診療を行う二次被ばく医療機関に転送する。

二次被ばく医療機関は表 2-3 に示す。緊急時医療本部の下で、国から派遣される被ばく医療に係る医療チームの専門家および原子力事業所救急医療施設の医師と協力して、汚染の残存する被ばく患者または相当程度被ばくしたと推定される被ばく患者の入院診療を行うものとする。

表 2-3 二次被ばく医療機関

医療機関名	所在地	対応
福井県立病院 緊急時医療対策施設	福井市四ツ井 2-8-1	入院診療
福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月 2 3-3	支援

二次被ばく医療機関においては、局所被ばく患者の診療、合併損傷の治療を行うとともに、福井県立病院緊急時医療対策施設を活用して、除染室を用いた細密な除染、ホールボディカウンタ等による被ばく線量の測定、血液・尿等の生体試料による汚染状況および被ばく線量の測定、高線量被ばく患者、内部被ばく患者等に対する治療を行う。

入院治療を行うに際しては、各医療機関の要員および資機材を有効に活用し、緊急被ばく医療機関間の連携を図ることとする。

オ 三次被ばく医療体制

二次被ばく医療措置または初期被ばく医療措置の結果、さらに放射線被ばくによる障害の専門的治療が必要とされる高線量被ばく患者や重篤な内部被ばく患者等については、西日本ブロックの三次被ばく医療機関である広島大学または三次被ばく医療機関である放射線医学総合研究所に転送し、治療を行う。

第3 緊急被ばく医療措置

表3 緊急被ばく医療体制の概要

区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療
診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療
措置	<p>傷病者の心理的動揺について、十分配慮しながら、汚染検査、通常に一般的傷病、身体的異常に対する措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふき取り等の簡易な除染等 ・ヨウ化カリウムの製剤投与等、放射線障害予防措置 ・救急蘇生法（ACLS） ・合併損傷（創傷、熱傷） 	<p>放射能汚染除去の措置を施すと共に、必要に応じて甲状腺モニタリング、尿および血液の放射能の計測および必要な医療措置を行う。</p> <p>《緊急時医療対策施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除染室を用いた細密な除染 ・ホールボディカウンタ等による被ばく線量測定 ・血液、尿等の生体試料による汚染状況および線量評価等 ・局所被ばく患者の診療の開始 ・高線量被ばく患者の診療の開始 ・合併損傷の診療の開始 ・内部被ばく患者に対する診療の開始 	<p>二次被ばく医療機関で遂行困難な放射能汚染治療、追跡調査等を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期および二次被ばく医療機関で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染 ・重篤な局所被ばく患者の診療 ・高線量被ばく患者の診療 ・重症の合併損傷の治療 ・重篤な内部被ばく患者に対する診療
担当機関	<p>救護所 事業所内救急医療施設 県が定める医療機関</p> <p>外来診療： 国立病院機構福井病院 市立敦賀病院 杉田玄白記念公立小浜病院 社会保険高浜病院</p> <p>外来診療支援： 福井赤十字病院 福井県済生会病院 福井社会保険病院 公立丹南病院</p>	<p>福井県立病院 緊急時医療対策施設</p> <p>福井大学医学部附属病院 (支援機関)</p>	<p>広島大学 (西日本ブロックの三次被ばく医療機関)</p> <p>放射線医学総合研究所 (三次被ばく医療機関)</p>

(1) 被ばく患者の搬送先・転院先の判断

被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等によって、明らかにある程度の被ばくをしたと考えられる者に対しては、初期被ばく医療機関を経ずに、二次被ばく医療機関や三次被ばく医療機関によって対応を行うことが有効である。この場合、それぞれの医療機関の医療水準や医療資源のバランスを見ながら、実際に医療にあたる現場の医師が二次被ばく医療機関相互あるいは三次被ばく医療機関との連携を考慮して、適切な搬送先や転院先を判断するものとする。

(2) 外部専門機関への協力要請

県は、必要に応じ、専門医師の派遣等、緊急被ばく医療に関する外部専門機関の協力を国（原子力規制委員会）に要請するものとする。

(3) 被ばく患者の三次被ばく医療機関への搬送

県は、被ばく患者の三次被ばく医療機関への搬送を、自ら必要と認めるときは、または、関係市町から、被ばく患者の三次被ばく医療機関への搬送について要請があった場合には、県防災ヘリコプターによる被ばく患者の搬送、自衛隊または消防庁への航空機による搬送要請などを判断するものとする。

(4) 安定ヨウ素剤の服用

県は、指針に準拠し、避難または屋内退避等の対象区域を含む市町、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

ア 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示

(ア) 安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z内の住民等に対しては、指針では、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、安定ヨウ素剤の服用指示が国の原子力規制委員会の判断に基づき、国の原子力災害対策本部または地方公共団体から出されることとされている。

(イ) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、住民等に対し、国の安定ヨウ素剤の服用指示を伝達するものとする。

イ 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

(ア) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布および服用については、指針では、原則として、国の原子力規制委員会がその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部または地方公共団体が指示することとされている。

(イ) 県は、避難または屋内退避等の対象区域を含む市町と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、国の服用指示を伝達するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布するとともに、国の服用指示を伝達するものとする。

(5) 緊急被ばく医療機関における汚染および被ばくの防止

緊急被ばく医療機関においては、被ばく患者の診療に際して、医療関係者の二次汚染および被ばくを防止する。また、一般の患者の不安を軽減するとともに、一般の患者等に対して、汚染および被ばくを防止するものとする。

(6) 緊急被ばく医療の情報の共有化

緊急被ばく医療機関で得られた情報は、速やかに県（緊急時医療本部）を含む関係機関に伝達するとともに、県および原子力事業者で得られた緊急被ばく医療を实践するために必要な情報は、緊急被ばく医療機関に提供するものとする。

第4 緊急時の公衆の被ばく線量の実測

国、指定公共機関および県は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

第5 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、本章第14節「災害救助法の適用」によるものとする。

第9節 飲料水および飲食物の摂取制限等

第1 基本方針

原子力災害時には、放射性物質または放射線により飲料水や飲食物が汚染されるおそれが生ずるため、県および関係市町は関係機関と連携し、飲料水および飲食物の汚染度を的確に把握するとともに、その汚染度により摂取制限を行うなど、必要な措置を講ずる。

第2 摂取制限等の措置

国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限および摂取制限を実施するものとする。

国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。県は、指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、または独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、県は、国の指導・助言および指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等およびこれらの解除を実施するものとする。

(1) 飲料水に対する措置

県は、関係市町に対し、汚染水源の使用禁止および汚染飲料水の飲用禁止の措置を講ずるよう指示するものとする。

(2) 飲食物に対する措置

県は、関係市町に対し、汚染飲食物の摂取を制限し、または禁止する措置を講ずるよう指示するものとする。

(3) 農林畜水産物に対する措置

県は、関係市町に対し、汚染地区住民、汚染地区所在市町区域内の農林畜水産物の生産者、集荷機関、市場の責任者等に、汚染農林畜水産物の採取または漁獲禁止、出荷制限等必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

(4) 避難所等での措置

関係市町は、飲料水、飲食物および農林畜水産物の緊急時モニタリング結果が判明するまで、避難所等での摂取を一時禁止するものとする。

第3 飲料水および飲食物の供給

県は、避難等の措置を指示した場合または飲料水および飲食物の摂取制限を指示した場合には、直ちに関係市町および関係機関と連携し、本章第1 1節「飲料水、飲食物および生活必需品の供給」に基づき、避難所等への飲料水および飲食物の供給を実施するものとする。

表1 飲食物摂取制限の基準（「OILと防護措置」抜粋）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	OIL6 (Bq/Kg)	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300	2,000 ^{※8}	
			放射性セシウム	200	500	
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1	10	
ウラン	20	100				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象

※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第10節 緊急輸送活動

第1 基本方針

原子力災害発生時の災害応急対策を実施するための要員および緊急物資の緊急輸送を確保することにより、迅速な応急対策の実施を図る。

第2 緊急輸送の順位

県は、関係市町および防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があると認めるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

- (1) 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送
- (2) 第2順位 避難者の輸送（P A Z等緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家および資機材の輸送
- (3) 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員および資機材の輸送
- (4) 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- (5) 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

第3 緊急輸送体制の確立

県は、防災関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員および輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

(1) 各機関の措置

ア 県の措置

県は、県有車両および船舶の配備ならびに運用に適切な措置を講ずるとともに、輸送力の調達に関して、自衛隊および敦賀海上保安部への支援要請ならびに中部運輸局福井運輸支局への借上要請を行うとともに、広域相互応援協定に基づき他府県等に応援要請を行うものとする。

イ 関係市町の措置

関係市町は、原子力災害時における輸送車両等の調達および運用について、各関係市町地域防災計画（原子力災害対策編）に定めるとともに、調達不可能となった場合には、輸送条件を示して県に調達あっせんの応援を要請するものとする。

ウ 中部運輸局福井運輸支局の措置

中部運輸局福井運輸支局長は、災害輸送の必要があると認めるときは、関係事業者団体に対して輸送力の確保に関する措置をとるよう指導するとともに、県の要請により車両等の調達あっせんを行うものとし、県から船舶の調達依頼があったときは、関係事業者に対し協力要請を行うものとする。また、速やかに対応できるよう、平常時から関係事業者団体との連絡体制を確立強化し、緊急輸送に利用しうる車両把握および緊急時の出動体制の整備に努めるものとする。

エ 輸送力が不足したときの対応

県は、上記ア～ウによっても輸送力が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、輸送力の確保に関する支援を依頼するものとする。

オ 県警察の措置

県警察は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急度および重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。

また、国等から派遣される専門家および緊急事態応急対策を行うための人員ならびに装備資機材の現地への輸送に関する支援を行うよう努めるものとする。

(2) 輸送体制

ア 航空輸送

発災直後は緊急を要するため、県防災ヘリコプターにより、災害応急対策要員、医療従事者、緊急時モニタリング要員、防災活動資機材、医薬品等を輸送するものとする。

また、必要に応じて県は、県警察、自衛隊、海上保安庁等のヘリコプターの出動を要請するものとする。

この場合、関係市町は、ヘリコプターの臨時離着陸場を直ちに選定し、県に対して連絡を行うものとする。

また、県は、市町が臨時離着陸場を選定した場合は、大阪航空局小松空港事務所航空管制情報官と調整を行うものとする。

イ 陸上輸送

(7) 道路輸送

① 道路管理者は、緊急輸送に必要な情報を把握するものとし、県は、当該情報に基づき緊急輸送ルートを選定するものとする。

② 道路管理者は、県警察、自衛隊等の協力を得て、県が選定した緊急輸送ルートの確保に努めるものとする。

(イ) 鉄道輸送

鉄道によって輸送する場合は、それぞれの実施機関において西日本旅客鉄道株式会社等と協議して行うものとする。

ウ 海上輸送

陸上輸送が不可能な場合、または重量かつ大量な復旧資材の運搬等海上輸送がより効果的な場合は、海上自衛隊、敦賀海上保安部および中部運輸局福井運輸支局の協力のもとに、海上輸送を実施するものとする。

第11節 飲料水、飲食物および生活必需品の供給

第1 基本方針

避難等の措置または飲料水および飲食物の摂取制限の措置を講じた場合において、住民の生活を確保するため、飲料水、飲食物および生活必需品（以下「物資」という。）の確保ならびに供給に関して必要な措置を講ずる。

第2 飲料水の供給

関係市町は、県と連携し、被災者に対して、飲料水の給水場所、給水時間等を十分広報し、円滑な供給を行うものとする。

また、給水に当たっては、緊急時モニタリングの結果に基づき、汚染区域以外の飲料水を供給するものとする。

第3 飲食物の供給

(1) 供給方法

ア 備蓄品等の供給

(ア) 関係市町が行う供給

関係市町は、被災者に対して、備蓄品等の供給場所、供給時間等を十分広報し、円滑な供給を行うものとする。

(イ) 県が行う供給

県は、関係市町から要請があったときは、県の備蓄品等を供給するものとする。

(ウ) 国が行う供給

農林水産省は知事からの供給要請があったときは、(ア) 米穀、(イ) 応急用食料（精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品および乾パンおよび水（ペットボトル））、(ウ) 生鮮食料品、(エ) その他加工食料品を関係団体等に対し出荷を要請するものとし、必要に応じ政府所有米穀を供給するものとする。また、関係業者・団体等から被災地への応急用食料の無償提供の申し出があった場合、速やかにその取りまとめを行い、県との連絡、輸送手段のあっせん・確保等を行うものとする。

(2) 炊き出し等による飲食物の給与

関係市町は、避難等により自宅で炊飯等ができず、また飲食物の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護するものとする。

なお、関係市町ですべての被災者に炊き出し等による飲食物の給与が実施できない場合は、県に対し、自衛隊による炊き出し等の要請を行うものとする。

(3) 放射性物質の影響に関する県の措置

県は、放射性物質の影響がない飲食物を供給するよう万全の措置をとるものとする。

第4 生活必需品の供給

(1) 実施体制

ア 災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の給与は関係市町が行

う。

イ 災害救助法適用の場合は次による。

(ア) 物資の確保および輸送は原則として県が行う。

(イ) 被災者に対する物資の給与または貸与は原則として関係市町が行う。

(2) 供給対策

ア 燃料、光熱材料の確保

県は、災害時、特に冬期における燃料および光熱材料については、福井県生活協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」および福井県経済農業協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」に基づき調達を行い、被災者に供給するものとする。

イ 寝具、衣服その他日用品の供給

関係業界との連携のもと、災害時における所要数量の把握に努め、速やかに供給できるようにする。

(3) 放射性物質の影響に関する県の措置

県は、放射性物質の影響がない生活必需品を供給するよう万全の措置をとるものとする。

第5 その他の調達方法、受入れ、配付方法等

(1) その他の調達方法

県は、本節第2から第4の方法により物資を調達することができない場合は、被災した関係市町の情報を速やかに把握したうえ、第2章第10節に定める広域相互応援協定および関係機関との協定を活用して調達するものとする。

この措置を講じても、なお物資が不足する場合には、報道機関の協力により全国にこれらの提供を要請するものとする。

また、被災した関係市町に届けられた物資の把握に努め、過不足となっている物資を調整するとともに物資の適切な供給に努めるものとする。

(2) 物資の受入れおよび集積場所

県および関係市町は、あらかじめ物資の受入れおよび集積場所の候補地を選定しておくとともに、当該場所に職員を配置し、物資の受入作業および仕分作業を行うものとする。

(3) 配付方法

関係市町は、避難所等に配付された物資は、避難所等施設責任者の指示により、各自主防災組織等を通じて、子どもや病弱者等を優先しながら配付するものとし、避難所等以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により物資の情報を提供するものとする。

第12節 要配慮者に配慮した応急対策

第1 基本方針

原子力災害において、特に要配慮者に対する配慮が必要であることから、要配慮者に配慮した 応急対策を実施する。

第2 情報伝達および広報における配慮事項

- (1) 県および関係市町は連携し、テレビ放送における手話通訳、外国語放送、文字放送および避難施設での文字媒体ならびに手話通訳者を活用するなど、要配慮者に対する情報伝達および広報について十分配慮するものとする。
- (2) 県および関係市町は連携し、一時滞在者に対して、動揺や混乱を招かぬよう的確な情報を提供するなど、広報車、同報系の防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用した情報伝達および広報について十分配慮するものとする。

第3 避難における配慮事項

- (1) 関係市町は県と連携し、介助等が必要な避難誘導および輸送に関して、地域住民、県警察、関係消防本部、自衛隊等の協力を得ながら、迅速かつ円滑に行われるよう、要配慮者に十分配慮するものとする。
- (2) 関係市町は県と連携し、避難所での生活に関して、要配慮者および一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者に必要な飲食物および資機材の確保ならびに提供を行うものとする。

- (3) 県は、関係市町に協力し、避難所における介護職員等の介護チームによる介護体制を確立するものとする。

また、避難所に要配慮者用の設備が整っていない場合は、他の社会福祉施設等に輸送するものとする。

- (4) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告または指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師または職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難または他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力の下、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺府県および国に対し、受入れ協力を要請するものとする。

- (5) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告または指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させるものとする。入所者または利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺府県および国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。

第13節 防災業務関係者の安全確保

第1 基本方針

原子力災害時において、地域住民に対する広報・指示伝達、地域住民の避難誘導、交通規制、放射線モニタリング、医療措置、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動を実施する者および放射性汚染物の除去等の災害復旧活動を実施する者（以下「防災業務関係者」という。）の安全を確保することは重要であることから、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理および医療措置を確立する。

第2 防災業務関係者の安全確保

県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常な心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合における防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮するものとする。

第3 防護対策

(1) 県は、必要に応じ防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示するものとする。

また、県は、関係市町その他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示するものとする。

(2) 防護資機材に不足が生じた場合、または生じるおそれがある場合には、県は、業者より調達を行うほか、原子力事業者、関係道府県および国（原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に調達の要請を行うものとする。

(3) 県は、上記(2)においても、なお防護資機材が不足する場合には、原子力災害合同対策協議会の場において、関係機関に対し、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

第4 防災業務関係者の放射線防護

(1) 本県における防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、指針に示される防災業務関係者の防護措置に基づき、実効線量は50 mSvを上限とし、この値になったとき、またはこの値になるおそれが生じたときは、被ばくの可能性がある場所での原子力防災業務に従事することを禁止するものとする。

ただし、防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施するものが災害の拡大の防止および人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100 mSvを上限とし、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300 mSv、皮膚については等価線量で1 Svを併せて上限とするものとする。

また、日管理目標値は10 mSvを上限とし、1日の累計がこの値になったときは、1日の原子力防災業務を中止するものとする。

- (2) 県は、県の現地本部に被ばく管理の場所を設定して被ばく管理を行い、万一被ばくした場合には、除染等の医療措置を行うものとする。
- (3) 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとするが、これが困難な場合、県は、防災関係機関と協力して防災業務関係者の被ばく管理を行うものとする。
- (4) 県は、国から派遣される被ばく医療に係る医療チームと緊密な連携の下、被ばく管理を行うものとする。また、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要となるなど被ばく管理が困難な場合は、国（原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に対して被ばく医療に係る医療チーム等の派遣要請を行うものとする。
- (5) 県は、応急対策を行う職員の安全確保のため、現地原子力防災センター等において、国、関係市町および原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第5 防災業務関係者の医療措置

- (1) 県は、防災業務関係者が被ばくした場合で本章第8節「緊急被ばく医療活動」表3に定める二次被ばく医療までに該当する場合は、国から派遣される被ばく医療に係る医療チームおよび防災関係機関と緊密な連携のもと、スクリーニング、除染等の医療措置を行うものとする。
- (2) 県は、被ばくした防災業務関係者が本章第8節「緊急被ばく医療活動」表3に定める三次被ばく医療に該当する場合は、放射線障害専門病院等に搬送するものとする。
- (3) 県は、防災ヘリコプターを利用し被ばく者の搬送を行うほか、必要に応じ、自衛隊へ航空機による搬送を要請するとともに、消防庁に対して搬送手段の優先的確保などを要請するものとする。

第 1 4 節 災害救助法の適用

第 1 基本方針

災害救助法の適用については、同法、同法施行令、福井県災害救助法施行細則等の規定に基づくものとするが、必要と認めたときは速やかに所定の手続を行う。

第 2 災害救助法の適用

- (1) 市町長は、原子力災害により災害救助法を適用する必要があると認めたときは、知事に対しその旨を要請する。
- (2) 知事は、市町長の要請に基づき必要があると認められた場合、災害救助法を適用する。

第 3 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条の規定に基づくものとする。

なお、原子力災害時においては、大規模な火災がない場合は、下記(4)の規定によることが考えられる。

- (1) 市町の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が別表 1 に掲げる基準 1 号以上であること。
- (2) 被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数が 1, 0 0 0 世帯以上に達した場合で当該市町の滅失世帯数が別表 1 に掲げる基準 2 号以上であること。
- (3) 被害が県内全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が 5, 0 0 0 世帯以上に達した場合、または災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯が滅失したとき。
- (4) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

別表 1 (本節第 3 (1)および(2)関係)

市町の区域内の人口	住家滅失世帯	
	基準 1 号	基準 2 号
5, 0 0 0 人未満	3 0 世帯	1 5 世帯
5, 0 0 0 人以上 1 5, 0 0 0 人未満	4 0 世帯	2 0 世帯
1 5, 0 0 0 人以上 3 0, 0 0 0 人未満	5 0 世帯	2 5 世帯
3 0, 0 0 0 人以上 5 0, 0 0 0 人未満	6 0 世帯	3 0 世帯
5 0, 0 0 0 人以上 1 0 0, 0 0 0 人未満	8 0 世帯	4 0 世帯
1 0 0, 0 0 0 人以上 3 0 0, 0 0 0 人未満	1 0 0 世帯	5 0 世帯
3 0 0, 0 0 0 人以上	1 5 0 世帯	7 5 世帯

第4 被災世帯の算定基準

住家の滅失した世帯、すなわち全壊(焼)、流失等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯にあつては、3世帯で1世帯とみなす。

第5 災害救助法の適用手続

(1) 市町の手続き

ア 災害に際し、市町における災害が前記の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込があるときは、当該市町長は、直ちにその旨を知事に情報提供しなければならない。

イ 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市町は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供しその後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

(2) 県の手続き

ア 知事は、災害救助法を適用したときは、当該市町および関係指定地方行政機関等に通知し、厚生労働大臣に情報提供する。

イ 災害救助法を適用したときは速やかに公告する。

ウ 知事は、本節第3(3)のうち災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合および本節第3(4)に該当する場合に災害救助法を適用しようとするときは、事前に厚生労働省に技術的助言を求めることができる。

第6 個別適用

(1) 避難場所の開設および収容

知事の救助事務を委任された市町長は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を避難場所に収容し保護する。

ア 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市町長は、知事に事前協議(厚生労働大臣の協議を含む)をしなければならない。

イ 避難場所設置のための費用

避難場所の設置、維持および管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費および購入費、光熱水費ならびに仮設便所等の設置費とする。

ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等に配慮した避難所)を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。

ウ 避難場所設置の方法

避難場所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により実施する。

エ 避難場所開設状況報告

市町長が避難場所を設置した場合には、直ちに避難場所開設の状況を知事に情報提供しな

なければならない。この場合の情報提供事項は、おおむね次のとおりで、とりあえず電話または電報で情報提供する。

(ア) 避難場所開設の日時および場所

(イ) 箇所数および収容人員

(ウ) 開設期間の見込

(2) 応急仮設住宅の供与

災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の確保を図る。

ア 適用期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。

その供与期間は、建築工事が完了した日から2年以内とする。

イ 設置場所

市町において決定する。なお、市町は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。

仮設住宅を建設する際にその場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

ウ 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、県が当該市町の協力を得て行うが、状況に応じ当該市町長に救助事務の一部として委任できる。

(参考) 入居者基準

(ア) 住家が全壊（焼）流失した世帯

(イ) 居住する住家がない世帯

(ウ) 自己の資力では住宅を確保することができない世帯

① 生活保護法の被保護者および要保護者

② 特定の資産のない失業者

③ 特定の資産のない母子家庭

④ 特定の資産のない老人、病弱者および身体障害者 など

エ 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障害者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

(3) 炊き出しその他による食品の給与

市町長（災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長）は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

ア 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、相当大規模な地震が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、市町長は、知事に事前協議（厚生労働大臣の協議を含む）をしなければならない。

イ 供給の実施については第11節第3「飲食物の供給」による

ウ 給与のための費用

主食、副食および燃料費の経費とする。

エ 炊出し等の方法

炊出しは、避難場所内またはその近くの適当な場所を選んで実施するものとする。その際市町は、各現場に実施責任者を指定する。

(4) 飲料水の供給

知事の救助事務を委任された市町長は、災害のため飲料水が枯渇または汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

ア 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市町長は、知事に事前協議（厚生労働大臣の協議を含む）をしなければならない。

イ 飲料水供給のための費用

水の購入費、給水および浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費および燃料費、薬品費ならびに資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、浄水器による給水、家庭用井戸水等による給水の方法により実施する。

(5) 被服寝具その他生活必需品の給貸与

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を喪失またはき損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を給与または貸与する。

ア 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。

ただし、大地震等により交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、事前に厚生労働大臣に協議しなければならない。

イ 給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。

(ア) 被服、寝具および身の回り品

(イ) 日用品

(ウ) 炊事用具および食器

(エ) 光熱材料

(6) 医療および助産

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の手段を失った場合に、応急的に医療を施し、被災者の保護を図る。

ア 適用期間

災害発生の日から14日以内とする。

ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、事前に厚生労働大臣に協議しなければならない。

イ 医療のための費用

(7) 医療救護班による場合

使用した薬剤、治療材料および医療器具の修繕費等の実費

(イ) 一般の病院または診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内

(ウ) 施術者による場合

協定料金の額以内

ウ 医療の方法

医療救護班は、医療機構の混乱が回復するまでの応急的な医療を実施するものとする。

医療救護班の編成は、県立病院による医療救護班、健康福祉センターによる救護班、独立行政法人国立病院機構による医療救護班、福井大学医学部附属病院による医療救護班、公的医療機関による医療救護班、知事から委託を受けた日赤医療救護班ならびに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会医療救護班とする。

(7) 災害にかかった者の救出

知事の救助事務を委任された市町長は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を捜索し、または救出してその者を保護する。

ア 適用期間

災害発生の日から3日以内とする。

ただし、地震の揺返しが続いて被害が続出し、どの地震によって現に救出を要する状態になったか判明し難いとき等、この期間を延長する必要がある場合には、市町長は、知事に事前協議（厚生労働大臣の協議を含む）をしなければならない。

イ 救出のための費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費および燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(8) 住宅の応急修理

災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

ア 適用期間

1箇月以内に完成する。

イ 応急修理の内容

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について行う。

ウ 協力要請

県は、市町の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、関係業界団体に対して協力を要請する。

(9) 学用品の給与

学用品の給与は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童および中学校生徒（特別支援学校の児童および生徒を含む）に対して行う。

ア 給与する品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

- (ア) 教科書
- (イ) 文房具
- (ウ) 通学用品

イ 適用期間

教科書については、1箇月以内、その他の学用品については、15日以内に給与を完了しなければならない。

ウ 給与の実施

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として知事の救助事務を委任された市町長が行うが、教科書については、県が、市町教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講ずることもある。

(10) 遺体の捜索、処理、埋葬

災害により現に行方不明の状態にある者に対して捜索を実施するほか、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその死体の処理が実施できない場合に処理を、また、遺族の資力にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合または死亡した者の遺族がない場合にその埋葬を実施する。

ア 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。

(11) 障害物の除去

災害のため、住宅に土石等障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、障害物の除去を行う。

ア 適用部分

居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分について行う。

イ 適用期間

災害発生の日から10日以内に完了する。

(12) 応急救助のための輸送および賃金職員等の雇上げ

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げを行い、その人員および物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動の万全を期する。この場合の賃金職員等の雇上げおよび輸送手段の借上げは市町が実施するが、市町から要請があった場合は、県があっせんする。

ア 輸送および賃金職員等の雇上げを行う救助の範囲および適用期間

イ 輸送および賃金職員等の雇上げのための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上料、燃料費、消耗器材費および修繕費とし、当該地域における通常の実費とする。

第15節 広域的応援の対応

第1 基本方針

原子力災害時においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの災害応急対策要員の確保が必要になることから、広域的な応援に対応できる体制の整備を図る。

なお、自衛隊の派遣要請については、本章第16節「自衛隊の災害派遣要請等」によるものとする。

第2 応援要請

(1) 県の応援要請

知事は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとし、また、受入体制についても整備するものとする。

ア 他の市町に対する要請

知事は、関係市町の行う応急対策の円滑かつ的確な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、県内の他市町に対し必要な事項を示し、必要な指示または調整を行うものとする。

イ 他の都道府県に対する要請

知事は、県のみでは十分な応急対策が実施できないと認めるときは、原災法第28条第1項の規定により、読み替えて適用される災害対策基本法第74条第1項の規定に基づき、他都道府県の知事に対して応援を要請するものとする。

ウ 指定行政機関等に対する災害応急措置実施等の要請

知事は、県内における災害応急対策および災害復旧対策が円滑かつ的確に行われるようにするため、必要があると認めるときは、その事項を明らかにして、原災法第28条第3項の規定により、読み替えて適用される災害対策基本法第29条第1項の規定に基づき、指定行政機関の長または指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請するものとする。

また、災害対策基本法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または本県の他の執行機関、指定公共機関もしくは指定地方公共機関に対し災害対策の実施を要請するものとする。

エ 内閣総理大臣に対する要請

知事は、災害応急対策または災害復旧対策のため、必要があると認めるときは、原災法第28条第3項の規定により、読み替えて適用される災害対策基本法第30条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣に対して必要な事項を示し指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。

(2) 消防機関に対する応援要請

ア 県内市町に対する広域応援要請

関係市町長は、単独では対処不可能な災害と判断した場合は、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき、他市町長に応援要請を行うものとする。

イ 県外市町村に対する応援要請

隣接する県外の市町村と個別に応援協定を締結している関係市町長は、当該協定に基づき応援要請を行うものとする。

ウ 他都道府県に対する応援要請

(ア) 関係市町長は、他都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請するものとする。

- ① 救助・救急、火災の状況および応援要請の理由ならびに応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別および人員
- ③ 関係市町への進入路および集結（待機場所）

また、知事は、関係市町長の要請によらず当該援助隊の出動要請の必要があると認められる場合においても、上記①から③の事項を明らかにして消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請するものとし、その結果を直ちに応援を行った関係市町長に連絡するものとする。

(イ) 他都道府県応援消防機関の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は連絡係等を設け、次の事項に留意し、受入体制を整備するものとする。

- ① 応援消防機関の誘導方法
- ② 応援消防機関の人員、資機材数、責任者等の確認

エ 広域航空消防応援の要請

(ア) 関係消防本部消防長は、広域航空消防応援が必要となったときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知)に基づき、関係市町長に報告の上、その指示に従って知事に対して次の事項を明らかにして、広域航空消防応援を要請するものとする。

- ① 要請先（応援側）市町村
- ② 要請者および要請日時
- ③ 災害の発生日時、場所および時間
- ④ 必要な応援の概要

(イ) 要請を受けた知事は、消防庁長官へ広域航空消防応援要請を行うものとする。

(ウ) 知事は、消防庁長官から通知のあった広域航空消防応援の決定について、関係消防本部消防長を通じて関係市町長に通知するものとする。

(3) 警察の派遣要請

警察の派遣要請については、警察法第60条第1項に基づき県警察が行うものとする。

第3 防災活動拠点

県および関係市町は、適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点および救急・救助ならびに消火の活動拠点となる施設を確保するものとする。

第4 応援に係る留意事項

(1) 「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、関係市町から応援を求められた県内の市町

- 長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに、必要な応援を行うものとする。
- (2) 関係市町長は、県外市町村に協定に基づく応援要請を行ったときには、知事に対し報告するものとする。
- (3) 応援隊は、受入れを行った災害対策本部の総合的調整のもとで活動するものとする。
また、受入れを行った関係市町は、県と密接な連携を図るものとする。
- (4) 応援に係る都道府県、市町村、民間団体等については、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質または放射線の影響のない地域の活動のみとし、県および関係市町は、応援の要請等に際し、その内容について、応援都道府県、市町村、民間団体等と十分協議するものとする。なお、防災業務関係者の被ばく管理については、第13節「防災業務関係者の安全確保」によるものとする。

第16節 自衛隊の災害派遣要請等

第1 基本方針

原子力災害において、住民の生命、身体および財産を保護するために、自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手続き、受入れ等を定める。

第2 派遣要請の実施

知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合または関係市町長から要請の要求があった場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、直ちに自ら派遣を要請し、国の原子力災害対策本部設置後においては、現地原子力防災センターにおける緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ、知事または国の原子力災害対策本部長が直ちに派遣を要請するものとする。

第3 派遣の内容

- (1) モニタリング支援
- (2) 被害状況の把握
- (3) 避難の援助
- (4) 避難者等の捜索救助
- (5) 消防活動
- (6) 救護
- (7) 人員および物資の緊急輸送
- (8) スクリーニングおよび除去
- (9) その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

第4 派遣要請の手続き

- (1) 知事が行う派遣要請の手続き

知事は、関係市町長から自衛隊の派遣要請の要求を受け、その要求の事由が適切と認めた場合、または既に得られた被害状況に基づき自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書を下記(4)に掲げる関係部隊に提出するものとする。

ただし、事態が急を要する場合における関係部隊への要請は、電話で下記(3)の事項を連絡し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (2) 関係市町長が行う派遣要請の手続き

ア 関係市町長は、被害の程度により自衛隊の派遣要請が必要と認めた場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができるものとする。

災害派遣要請の要求は、知事に対して文書で要求するものとするが、事態が急を要する場合は、電話でもって下記(3)の事項を連絡することにより要求を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

イ 関係市町長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれないときなど知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができない場合は、直接その旨および災害の状況を下記(4)に掲げる関係部隊に通知することができるものとする。

この場合、関係市町長は、知事に対して、事後速やかに所定の手続きをとるものとする。

(3) 口頭で要請する場合の連絡事項

- ア 災害の状況および派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域および活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(4) 派遣要請先

派遣要請先	電話番号
陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室（注） （兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号）	0727-82-0001 （内線2259または2351）
海上自衛隊舞鶴地方総監部（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下1190）	0773-62-2250 （内線2222） （防災行政無線 7-451）
航空自衛隊中部航空方面隊司令部 （埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地） 航空自衛隊第6航空団（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戊267）	04-2953-6131 （内線2233） 0761-22-2101

（注）陸上自衛隊に災害派遣を要請したときは、陸上自衛隊第14普通科連隊（第3科）（金沢市野田町1-8 TEL076-241-2171（内線238））に連絡するものとする。

第5 自主的派遣

自衛隊は、原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等、原子力災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、その要請を待つことなく部隊等を派遣する場合があるものとする。

第6 派遣部隊の受入れ

(1) 派遣部隊の受入体制

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町長にその旨を通報し、受入体制を整備させるとともに、関係市町その他防災関係機関相互の連絡調整に当たるものとする。

- ア 派遣部隊と関係市町との連絡窓口および責任者の決定
- イ 作業計画および資機材の準備
- ウ 派遣部隊の誘導
- エ 宿泊施設、ヘリポート等施設の準備
- オ 住民の協力

(2) 他の防災関係機関との競合重複排除

知事および関係市町長は、自衛隊の作業が他の防災関係機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(3) 自衛隊は、部隊を派遣する場合、県または関係市町の災害対策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や関係消防本部、県警察との調整・連絡に当たらせるものとする。

第7 派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、または派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう関係市町長、派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請を行うものとする。

第8 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として災害派遣を要求した機関が負担し、その調整は県が行うものとする。

ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

- (1) 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料および借上料
- (2) 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等の通信費および入浴料
- (3) 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達費、借上料、その運搬費および修理費
- (4) 有料道路の通行料
- (5) 放射能防護資機材（ポケット線量計、アラームメータ、防護マスク、防護服等）

第9 派遣部隊の被ばく管理

- (1) 派遣部隊の被ばく管理は原則として自衛隊独自で行うが、これが困難な場合は派遣部隊の長等から県に対し派遣部隊の被ばく管理の要請を行うものとする。
- (2) 県は、派遣部隊の被ばく管理を行い、これが困難な場合は、国（原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に対して被ばく管理要員の派遣要請を行うものとする。
- (3) 県は、緊急被ばく医療派遣チームと緊密な連携の下、被ばく管理を行うものとする。
- (4) その他の被ばく管理については、本章第13節「防災業務関係者の安全確保」によるものとする。

第17節 文教対策

第1 基本方針

原子力災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、身体への影響が無くなった段階で、早急に学校教育施設の除染等を図り、必要であれば代替施設の確保等の応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置するとともに、避難場所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、できるだけ早期に学校教育を再開する。

第2 学校園施設の休校措置

- (1) 県教育委員会は、退避等措置が行われた段階で、学校園施設が休校措置をとるよう関係市町教育委員会等を通じるなどして、各学校・園長へ通告するものとする。
- (2) 学校・園長は、県教育委員会から休校措置の通告があった場合、即時に全校休校とし、児童生徒の安全を確保するものとする。
- (3) 学校・園長は、所定の場所で、市町が派遣する責任者を通じ、保護者へ児童生徒の引渡しを行うものとする。

第3 授業再開対策

県教育委員会は、県の災害対策本部と協議の上、身体への安全が確保された段階で授業の再開時期を決定し、また非常時の授業体制について、実施可能な教科や確保可能な授業時数および教室等について検討し、当面の週時程および日課表を立案するなど、早期の授業再開対策について指針を示し、その策定について指導するものとする。

また、私立学校に対しては、これに準じた対策を行うよう指導するものとする。

県教育委員会は、各学校・園長へ通告し、学校・園長は、児童生徒へ授業再開時期や授業内容等を伝達する。県外へ避難した児童生徒には、郵送や電話等により、的確に連絡を取るものとする。

第4 教職員の確保

県教育委員会は、授業再開に必要な教職員を確保するため、教職員の被災状況に応じた代替教員等の補充を行うものとする。

また、退職教職員や教員採用候補者名簿登載者等をもとに、補充教職員を必要とする関係市町への便宜を図るものとする。

第5 通学路の安全確保

県および関係市町は、授業再開に向けて、通学に必要な道路の安全の確保について、関係機関と連携を取りながら、その確保に努めるものとする。

第6 児童生徒・教職員の精神保健対策

県教育委員会は、カウンセリングが必要な児童生徒や教職員数を把握し、専門的知識を有する精神科医や臨床心理士にボランティア支援を求めるなど、カウンセラー要員の確保に努めるもの

とする。

第7 その他の対策

(1) 転学手続き

県教育委員会は、児童生徒の中で、転学を希望する児童生徒については、保護者との連絡調整を図り、県内各市町および関係都道府県に速やかな受入れを要請するものとする。

(2) 大学入試手続き

県教育委員会は、被災による受験不可能な生徒数と受験希望大学を把握し、入試期日、出願資格、出願手続き、検査場所、募集人員、入学手続き等の弾力的な対応について、関係大学との連絡調整および関係高校への指示等の措置を講ずるものとする。

(3) 高校入試手続き

県教育委員会は、被災時の高校入試については、入試期日、出願資格、出願手続き、検査場所、募集人員、入学手続き等の弾力的な対応および高校や中学校との連絡調整等の措置を講ずるものとする。

(4) 企業の採用試験、採用手続き等

県教育委員会は、関係機関との連絡調整、関係学校への指示等の措置を講ずるものとする。

第18節 ボランティア等の受入

第1 基本方針

災害時には、行政や関係機関のみによる防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアにより実施する活動が重要であるが、原子力災害の特殊性に鑑み、ボランティア活動の要請については慎重な対応が必要であるため、活動の制限、開始時期、受入体制および活動体制について定める。

第2 災害時ボランティア活動の制限

県および関係市町は、防護措置をとったときには、防護対策区域内への立入禁止などの活動の制限について、報道機関を通じて情報提供に努めるものとする。

第3 災害時ボランティア活動の開始

ボランティア活動の開始は、原則として、県が防護措置の解除を決定した段階からとする。

なお、県および関係市町は、放射線防護に万全を期するため、活動内容の検討や活動に係る防護資機材の確保等を行うものとする。

第4 災害時ボランティアの受入体制

(1) 県

災害対策本部にボランティア部門を設け、福井県社会福祉協議会等既存のボランティア推進団体が中核となる県災害ボランティアセンター本部と連携を取りながら、ニーズに応じたボランティアの調整・あっせんを行うものとする。

(2) 市町

ボランティア活動への参加希望や避難所等における必要な業務や人数等のボランティアニーズを把握し、県災害対策本部と連携して情報提供を行うものとする。

第5 災害時ボランティアの活動体制

県および市町は、あらかじめ必要なボランティアの活動内容等について情報提供を行い、ボランティアが活動に参加しやすい組織体制づくりを行うものとする。

第6 国民等からの義援物資、義援金の受入

(1) 義援物資の受入

被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町の受入れを希望するものおよび受入れを希望しないものを把握し、その内容のリストおよび送り先を国の原子力災害対策本部等および報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国および被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分

け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

(2) 義援金の受入

県および市町は、金融機関の協力を得て義援金受入れ窓口を開設し、受入れる。また、必要に応じて日本赤十字社等の義援金収集体と配分委員会を設置するなど、義援金の使用について十分協議の上、迅速な配分に努める。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

原子力災害により、放射性物質または放射線に汚染された物質の除去等や各種制限措置の解除の計画を定めるとともに、民心の安定、社会秩序および経済活動の回復を図るため、早期の復旧活動を行う。

第2節 現地事後対策連絡会議への職員派遣

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の原子力災害現地対策本部および原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

防災関係機関等の災害復旧対策の体制、役割分担の明確化、講ずべき災害復旧対策の内容の確認等を目的とし、国、関係市町、原子力事業者および国の専門家で構成する現地事後対策連絡会議が現地原子力防災センターで開催される場合、県は、別に定める職員を派遣するものとする。

また、当該連絡会議に派遣された県職員は、関連情報の集約・整理および国が行う事務の協力を行うものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

県は、市町が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

県は、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

第1 県の措置

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国の専門家等の判断および国の指導、助言または指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等、各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第2 関係市町の措置

関係市町は、県と連携を図り、被災地の状況を勘案し、原子力災害によってなされた各種制限措置の解除の手続きを実施するものとする。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係省庁および原子力事業者等と協力して、継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第7節 損害賠償請求等

第1 災害地域住民の登録

関係市町は、県と協力し、将来の医療措置、損害賠償請求等に資するため、避難および屋内退避等を行った住民等に対し、被災地住民登録票により、災害発生時にその地域に所在した旨の証明、避難施設等において講じた措置等につき、登録を行うものとする。

県は、関係市町と連携し、住民等への医療措置の登録等を行い、損害賠償請求等に万全を期すものとする。

第2 損害調査

県は、関係市町と連携し、損害賠償の請求等に資するため、次に掲げる事項に起因して関係市町において被災者が受けた損害を調査するものとする。

- (1) 退避等措置
- (2) 飲料水、飲食物および農林畜水産物等に対する各種制限措置
- (3) 立入制限措置
- (4) 農耕制限措置
- (5) 漁獲禁止措置
- (6) その他必要と認められるもの

第3 諸記録の作成

県は、関係市町と協力して、汚染状況調査に基づく、被災地全体の汚染状況図、緊急事態応急対策および原子力災害中長期対策として措置した諸記録を作成するものとする。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 県は、国および関係市町と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- (2) 県は、国および関係市町と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体および避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 県は、関係市町と連携し、被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

県は、国および市町と連携し、科学的根拠に基づく農林畜水産業、地場産業の産品等の適切な流通等の確保や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行うものとする。

第10節 住民相談体制の整備

県は、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、必要な地域に総合的な相談窓口を設置し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努めるものとする。

なお、この総合的な相談窓口は本章第11節に定める被災中小企業、被災農林畜水産業等に対する援助、助成措置に係る相談窓口および本章第12節に定める心身の健康に関する相談窓口と連携を図り、住民に対する的確な対応を行うものとする。

第11節 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援

県は、国および関係市町と連携し、必要に応じ、被災中小企業に対して災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付、経営安定資金（経営強化）等により、設備復旧資金、運転資金の貸付けを行うとともに、被災農林畜水産業者に対して、経営の維持安定に必要な資金について、円滑な貸付けまた必要枠の確保など適切な措置を講じるものとする。

また、これらの資金貸付け等に関し、関係金融機関に対し、資金の円滑な貸付けおよび既貸付金の償還猶予が図られるよう、被害の実情に即し適切な指導を行うものとする。

なお、被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する援助および助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第12節 心身の健康相談体制の整備

県は、国からの放射性物資による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国および関係市町とともに、原子力災害が発生した原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談および健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第13節 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

第14節 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。